

第百四十七回国会

参議院金融問題及び経済活性化に関する特別委員会会議録第十号

平成十二年五月十九日(金曜日)
午後一時開会

委員の異動

五月十八日

海野 徹君

補欠選任

谷林 正昭君

齋藤 勲君

朝日 俊弘君

峰崎 直樹君

小林 元君

五月十九日

煙野 君枝君

補欠選任
須藤美也子君

出席者は左のとおり。

委員長

真鍋 賢二君

理事

河本 英典君

委員

須藤良太郎君

委員

清手 顕正君

委員

山崎 力君

委員

小川 敏夫君

委員

直嶋 正行君

委員

日笠 勝之君

委員

笠井 亮君

委員

山本 正和君

委員

市川 一朗君

委員

岩城 光英君

委員

上杉 光弘君

委員

景山俊太郎君

委員

佐々木知子君

委員

鈴木 正孝君

委員

世耕 弘成君

委員

中川 義雄君

委員

日出 英輔君

常任委員会専門員

吉田 成宣君

政府参考人

金融監督庁検査部長

五味 廣文君

金融監督庁監督部長

乾 文男君

法務省民事局長

細川 清君

農林水産大臣官房長

竹中 美晴君

農林水産大臣官房協同組合検査部長

山岸 晴二君

農林水産省経済局長

石原 葵君

農林水産省畜産局長

樋口 久俊君

水産庁長官

中須 勇雄君

日本銀行総裁

速水 優君

日本中央競馬会理事長

高橋 政行君

参考人

本日、の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○預金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(真鍋賢二君) ただいまから金融問題及び経済活性化に関する特別委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨十八日、海野徹君、齋藤勲君及び峰崎直樹君が委員を辞任され、その補欠として谷林正昭君、朝日俊弘君及び小林元君が選任されました。

また、本日、煙野君枝君が委員を辞任され、その補欠として須藤美也子君が選任されました。

○委員長(真鍋賢二君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

預金保険法等の一部を改正する法律案、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に金融監督庁検査部長五味廣文君、金融監督庁監督部長乾文男君、法務省民事局長細川清君、農林水産大臣官房長山岸晴二君、農林水産省経済局長石原葵君、農林水産省畜産局長樋口久俊君、水産庁長官中須勇雄君、日本銀行総裁速水優君、日本中央競馬会理事長高橋政行君、農林水産大臣官房協同組合検査部長山崎力君、農林水産省経済局長石原葵君、農林水産省畜産局長樋口久俊君及び水産庁長官中須勇雄君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と仰る者あり

○委員長(真鍋賢二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(真鍋賢二君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

預金保険法等の一部を改正する法律案、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案、農水産業協同組合貯

金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行総裁速水優君及び日本中央競馬会理事長高橋政行君の出席を求めたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(眞鍋賢二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(眞鍋賢二君) 預金保険法等の一部を改正する法律案、保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案、以上四案を一括して議題とし、農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案の二案について、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。玉沢農林水産大臣。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農漁協システムの信用事業のセーフティネットにつきましては、従来から、他の金融機関の預金保険制度と同様の農水産業協同組合貯金保険制度を設けているところであり、ペイオフの解禁に向けた金融情勢の急激な変化の中で、今後とも農漁協システムの信用事業の安定を図り、組合員等が安心して農漁協システム金融機関を利用していけるようにするためには、そのセーフティネットについて、他の金融機関と基本的に同様の整備拡充を図っていくことが必要であります。

このため、農水産業協同組合貯金保険制度の充実強化を図るとともに、農漁協システム金融機関が破綻した場合の迅速かつ円滑な破綻処理システムを確立することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容を御説明申し上げます。

第一に、ペイオフ解禁時期の一年延期であります。貯金の全額保護のための特例措置の期限を一年延期して平成十四年三月三十一日までとすることとしております。

第二に、農水産業協同組合貯金保険制度の適用対象の拡大であります。

農漁協システム信用事業全体としてのセーフティネットを構築するため、保険制度の適用対象として、これまでの農協等のほか、信用農業協同組合連合会、農林中央金庫等を追加することとしております。これに伴い、信用農業協同組合連合会等が破綻した場合の資金援助の限度額について、その信用農業協同組合連合会等のペイオフコストだけでなく、連鎖破綻のおそれのある会員農協等のペイオフコストを加算することとしております。また、付保対象として、農林債券等を追加することとしております。

第三に、農水産業協同組合貯金保険機構による資金援助の充実であります。

これまで、経営が困難となった農協等の合併と信用事業の全部譲渡のみが貯金保険機構の資金援助対象となっておりましたが、多様なスキームにより円滑に破綻処理を行うため、信用事業の一部譲渡等も資金援助の対象に追加することとしております。

また、このこととの関係において、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律を改正し、信用農業協同組合連合会から農林中央金庫への事業の一部譲渡が行えるよう措置することとしております。さらに、資金援助の手法を充実し、優先出資の引き受け、事後的な損失の

補てん等を追加することとしております。

第四に、貯金保険機構の不良債権等の買い取り・回収業務の円滑化であります。

貯金保険機構は、経営が困難となった農協等の不良債権等の買い取り・回収を円滑に行うため、債権回収会社に対して業務委託を行うことができることとしております。

第五に、公的管理人制度の導入であります。

経営が困難となった農協等の合併等を迅速かつ円滑に進めるため、その農協等について、行政庁が公的管理人を任命する制度を導入することとしております。

その他、金融危機への対応等につきまして、他の金融機関と基本的に同様の規定の整備を図ることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農漁協システムの信用事業のセーフティネットにつきましては、従来から、他の金融機関の預金保険制度と同様の農水産業協同組合貯金保険制度を設けているところであり、ペイオフの解禁に向けた金融情勢の急激な変化の中で、今後とも農漁協システムの信用事業の安定を図り、組合員等が安心して農漁協システム金融機関を利用していけるようにするためには、そのセーフティネットについて、他の金融機関と基本的に同様の整備拡充を図っていくことが必要であります。

そのセーフティネットの一環として、農水産業協同組合が破綻した場合に、組合員・貯金者の利益の保護を図るためにも、迅速かつ円滑に破綻処理を行っていくことが重要であります。

このため、農水産業協同組合の再生手続及び破産手続について特例を設け、迅速な破綻処理が可能となるよう措置することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、監督庁は、裁判所に対し、農水産業協同組合について再生手続開始または破産の申し立てをすることができることとしております。

第二に、農水産業協同組合貯金保険機構は、貯金者表を作成して、裁判所に提出することにより、貯金者を代理して、再生手続または破産手続に関する一切の行為をすることができるとしてあります。

第三に、再生手続開始後において、農水産業協同組合がその財産をもって債務を完済することができないときは、裁判所は、信用事業の譲渡について、総会または総代会の決議にかかわる許可を与えることができることとしてあります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(眞鍋賢二君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

それでは、これより四案に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○小林元君 民主党・新緑風会的小林元でございます。ただいま趣旨説明がございましたこの法改正でございますけれども、金融審議会の答申によりまして、金融機関の破綻により信用秩序全体の維持や国民・地域経済の安定に重大な支障が生ずることが予想されるような危機的事態、システムリスクには通常の枠組みでは対応できない、こういうことでセーフティネットを整備しようとして今回の提案になったものであるというふうに思っております。

金融情勢あるいは金融機関の経営状況というのは大変今も厳しい状態にある。危機的な状態は脱出をしたと言う方もおられますけれども、厳しい

状況だろうと思います。しかも、やはりそういう中で今回の法案にもございますようにペイオフの一年延長というようなこともあるわけでございしますが、そのような現状認識につきまして、大蔵省の御見解をお伺いしたいと思います。

○政務次官(林芳正君) お答え申し上げます。

金融システムの現状認識ということで、委員の今御指摘もありましたように、大変に幅広いお問い合わせであると思っております。今の金融システムは、委員御指摘があった中にも、委員御自身の御意見という引用された御意見の中にもありましたが、非常に、非常時といえますが、大変な状況の中、いろいろな方々に御協力をいただきまして、預金保険法、金融再生法、早期健全化法というものの枠組みを整備いたしました。これらを用いることによりまして、官民一体となって努力をすることによりまして、不良債権処理やまた金融機関の再編整理等に集中的に取り組んでまいった結果、安定化してきておるといふ状況であるといふふうに認識をしております。

また、今委員御指摘がありましたように、ペイオフを一年延長することになったわけでございしますが、これは我が国の経済を確実な安定軌道に乗せるために、一部の中小金融機関について経営の一層の実態把握を図ってその改善を確実なものとするということ等を含めて、より強固な金融システムの構築を図る必要があるという観点におきまして、昨年末の与党間の合意も踏まえまして、ペイオフ解禁を一年延長するということが適当であるという判断をいたしましたところでござい

ます。いずれにいたしましても、我々いたしましたしは、十四年三月末までが与えられた期間でございしますから、その中で今申し上げました与えられた枠組みを活用いたしまして、さらに強固な金融システムの構築を図るべく最大限の努力をしてみたい、こう考えておるところでございします。

○小林元君 同じことを金融再生委員会にお尋ねしたいと思ひます。

○政務次官(村井仁君) 私どもは各金融機関を監督しているという立場でございしますので、その立場から業態別に若干申し上げさせていただきますと存じます。

主要行でございますが、これにつきましては十一年三月に公的資金の資本増強を行ひまして経営基盤の安定を図つたわけでございしますが、その後大規模な再編統合の計画なども進んでおりまして、今後収益力の向上も期待される状況にある、こんなふうにもう認識しているところでござい

ます。それから、地域銀行でございます。いわゆる地銀それから第二地銀とございしますが、これにつきましては、集中検査やあるいは金融検査マニュアルを踏まえた適切な自己査定、増資等によりまして、全体として見れば相当程度経営改善が進んでいるというのが現実でございしますが、金融サービスをめぐる非常に広範な競争の進展が行われておりまして、そういう意味では引き続き厳しい環境にある、このように認識をしております。

それから、信用金庫でございます。これは会員以外からの増資手段がないわけでございまして、資本基盤が必ずしも強固と言えない。そういう中で、合併等の再編あるいは会員からの地道な出資増強によりまして経営基盤の強化の取り組みが行われておりますものの、基盤とする地域経済が低迷しておりますことやら、あるいは金融システム改革に伴う競争の激化、こういうところからなり厳しい環境のもとにある、このような認識でございします。

それから、信用組合でございます。これはこの三月まで都道府県の監督下にございまして、現時点では国による十分な実態把握がなされておられません。私もといたしましては、国に移管されたことを契機に主として三月末の決算が整います七月くらいから本格的に信用組合の実態把握に努力をしたい、このように考えているところ合の一通り実情把握ができるところでござい

ます。それから、保険会社でございますが、まず生命保険でございますけれども、これにつきましては有価証券含み損益の改善は見られておりますものの、依然として保有契約高の減少、それから運用利回りの低下などに見られるような厳しい経営環境にございまして、多くの生命保険会社におきましていわゆる逆さやがございまして、生保協会の試算によりますと十兆円というような逆さやがあるというところでございまして、かなり厳しい状況と概して言えるのではないかと。

それから、損害保険会社でございますが、これはやはり経済が低迷しておりますと新しい保険がとれない、あるいは競争も非常に激化しているといふことで、やはりこれも厳しい環境にある。いづれにいたしましても、各金融機関との業態をとりましても経営効率化の推進、自己資本の充実等経営基盤の強化に努めておりまして、効率的かつ安定した金融機関として預金者等からまた市場から十分な信用を得られるように努力をしております。このように現状でございします。

○小林元君 それぞれ御答弁をいただきました。大変厳しい状態であるといふふうに私は理解をしたわけでございします。そういう中で、今回の法案といひますか、そうはいいまして本当に危機的という言葉が妥当かどうかよくわかりませんが、危機的な事態が起きる可能性は否定できないといふふうにもこの答申の中で言われて、こういうシステムを、セーフティネットをつくらうといふことになったんだと思ひます。

万が一にも起きてもらいたくない事態でありますけれども、いわゆる全国、我が国あるいは当該地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障がある、そういう事態というのはいずれ具体的にどういふ事態なのか。これは林政務次官にお願ひしたいと思います。

○政務次官(林芳正君) 今回の改正をお願いしております預金保険法の改正の中で、今委員御指摘がありましたいわゆるシステムリスク、どういふ場合がそれに該当するのかというお尋ねだつ

たと思ひます。

これは今委員が御指摘になっておりましたように、法文には、金融機関の破綻により信用秩序全体の維持や国民また地域経済の安定に重大な支障が生じることが予想されるような危機的な事態と、こういうような書き方がしてあるわけでございします。そういう場合、これは何回もここでも御議論があったところでございしますけれども、個々のケースごとにございします場合に当たるといふふうに限定的に列挙をいたしますと、それに想定していないことが起こった場合になかなかその対応が難しくなる、こういうことがありますので、厳しい手続、これは内閣総理大臣が金融危機対応会議の議を経た上で最終的には判断をし、その事後国会にも御報告をする、こういうような非常に厳しい手続を定めて、そこにいわば幅を持って任せるということになっておりますが、いわゆる連鎖的の取りつけが起るとか、そういうようなことは想定をしておるところでございまして、そういうことを含めて、今申し上げました国民また地域の経済に重大な支障が生じるといふようなことを定義として設けておるところでござい

ます。

○小林元君 何となく周辺事態と似たようなことで大変わかりにくいんですけれども、こういう事態が起きないことを願っているわけでござい

ます。それで、同じ質問でございしますけれども、系統信用事業、これは住専問題で平成八年、もう四年前でございしましたか、大変な問題になったわけで、その中であつたいわゆる系統信用事業の関係で六千八百五十億円という公的資金を投入する、あるいは五千三百億円だったと思ひますけれども系統で金銭贈与したとか。大変なことが浮かび上がったわけでございしますけれども、その後といひますか現状はどういう状況にあるか、大臣の御認識をお伺ひしたいと思います。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 農協系統の金融機関の状況いかん、こういう御質問だと存じます。

農協系統金融機関も、我が国金融システムの一員として、他の金融機関と同様に情報開示の充実、監査体制の整備等を図ってきておりまして、健全な経営の確保に努めております。

この結果、総資産に占めるリスク管理債権の比率を見ますと、全国銀行が三・八％、信用金庫が一・八％、信連が一・一％、農協が一・四％といずれも低い水準となっております。

また、自己資本比率につきましても、農林中金が一・六％であるほか、すべての信連が国内基準である四％を超えております。農協の中には四％に達していないものがありますが、その数は十年の八十八農協から平成十一年には三十九農協に減少しており、合併や自己資本の増強等により確実に改善しつつあります。

このようなことから、農協系統金融機関の経営状況は総体的には問題ないものと考えております。

今後とも、農協系統金融機関の経営のより一層の健全化、安定化を図られるよう適切な指導を行ってまいり所存であります。

○小林元君 次に、もうひとつ具体的に伺いたいと思います。

不良債権の処理について、今農林大臣から系統関係の御答弁が先にごさいましたけれども、一般の金融機関と異なると、金融機関全体として大変な不良債権を抱えて倒産をした拓銀あるいは長銀というように続いたわけがございます。低金利政策というようにもあって、銀行は史上空前の業務純益を上げるといような状況の中で不良債権の償却といえますか処理が進んでいると。

しかし、依然として、その当時も百兆円もあるんではないかと、いろいろ言われました。三十八兆円、四十兆円近いという数字も発表されたと思いますが、現在でも、償却をし続けても二十兆円に及んでると、これは主要行でございますけれども、そんな状況でございますか。

す。

その辺の不良債権の処理の状況、そしてまたこれが正常な状態というんではどうか危機的な状況は大体回避したという状態というのはどういふものか、そしてそれはいつごろになるというふうにお見通しになっておられるのか伺いたいと思っております。

○政務次官(村井仁君) いわゆる主要行でございますが、それにつきまして申し上げたいと存じますが、

十一年三月期におきまして、自助努力による増資に加えまして金融機能早期健全化法に基づく資本増強等も活用しまして十分な自己資本を確保した上で、担保・保証で保全されていない不良債権のうち破綻懸念先債権について七〇％、それから要管理先債権について一五％を目安とした償却引き当てを行うなどによりまして不良債権の徹底的処理を行ってきたところでございます。

全国銀行の平成四年度から平成十一年九期までの不良債権の処理額の累計でございますが、約六十一兆円、こういうことになっております。このうち、不良債権の直接償却をやりましたのが二十六兆円、それから不良債権の売却に伴う既引当金の取り崩し、これが約二十一兆円でございます。

そして、合わせて約四十七兆円が既にオフバランス化されておるわけでございまして、不良債権の実質的な処理が行われておると、このように見ていただいてよろしいかと思っております。

私どもの見方といたしましては、これによりまして金融機関の不良債権処理の問題については一応十分な進展が見られている、このように理解をしております。

ただ、ここでぜひ御注意いただきたいことは、この不良債権というものは、例えば地価の変動でございましてあるいは株価でございましてとか、ないしは借り手の側で思わぬ事由で破綻を来すというふうなことで、これはどうしても折々出てこざるを得ないものでございます。これがなくなるといふことは、これはないわけでございますか。

ら、そういう意味では、私ども、これから出てくるであろう不良債権に対しまして十分に耐え得るような、そういう体力を各金融機関につけてほしい、そういう観点から監督検査に努力をしておると、そういうことであるという本質を御理解いただきたいと存じます。

○小林元君 貸し付けをするわけですから、リスクがゼロで貸し付けをして金利をという御商売であれば、これは楽な商売で、もうみんなやりたいということになると思えます。ですから、そういう政務次官のお話は当然のことというふうに私も理解はしております。

面政務次官、結構でございますので。ありがとうございます。

次に、系統金融機関の、先ほど大臣のお話では、経営状況は心配ないと力強い発言をいただいたんですけれども、そうはいいまして、農協あるいは漁協という単協ベースになりますと、なかなかこれは小規模経営ということもありまして大変である。後ほどまた議論の機会があると思っておりますけれども、漁協等につきましては一県一漁協というふうなことも考えておるほど危機的だと思いますか、大変な状況にあるわけでございます。

そういうことでいわゆる主要行については不良債権の処理とか早期は正措置のために財政支援措置というものが手厚く仕組まれたわけでございます。これは国の信用秩序にかかわるといふことで、そういうことになったというふうに理解はしておりますけれども、ただ系統金融機関の場合はそのような支援措置といえますかについては何も組まれない中で自主的な努力をされたといふことであります。

そうはいいまして、いわゆる早期は正措置といたしますが、そういうもので基準に達していないんだというものが、一昨年八十八農協が昨年三月には三十九になった。漁協も百六十六から七十九というところで、漁協の方は大変だと思えますが、そういういいながら自主努力は多とするものでございすけれども、この早期は正措置に言われている

ような、いわゆる計画を提出せよとか命令を出せとか業務停止を場合によってはかけるというようなことが決まっているんですが、そこまではおやりになっていないようでございますが、これらについてのお考えを伺いたいと思っております。

○政府参考人(石原義君) お答えを申し上げます。

ただいま早期は正措置につきましていろいろお尋ねがございましたが、先ほど委員の方からお話ございましたように、系統といたしましてこれまで自己資本の充実等につきまして努力してまいりまして、最近の数字では、平成十一年で自己資本比率四％未満の農協が三十九という改善措置が図られたところでございます。

この自己資本比率四％未満の農協につきまして、我々としてしまして、増資等による自主再建または隣接農協との合併を内容とする経営改善計画を都道府県知事に提出していただく、そして当該計画に基づきまして経営の健全化を図ってきているというところでございまして、もちろん、十一年の数字を申し上げましたが、十二年の数字はまだこれからでございますが、恐らくこの四％未満の農協は着実に減少しているものと考えておるところでございます。

○小林元君 ぜひ今後とも努力をお続けになっていただきたいというふうに思っております。

それから、先ほどちょっとお話をしました。不良債権の処理というふうなことで銀行の業務純益極めて史上空前の状態にあるというふうなことを申し上げました。

そういうことに関連しまして、一昨日ですか、ゼロ金利の維持を決定するといふふうに日銀の政策委員会金融政策決定会合で決めたということも伺いました。四月にも、そうはいいまして、総裁は低金利政策を再考する時期に来ていると。まあその辺はちょっと微妙な受けとめ方だと思えますけれども、そういうことがあったわけでございます。そうはいいまして、いろいろな反響もあつて維持されると。十七日にも、そのような中で

口金利を維持するというのが決められたよう
でございます。

この低金利政策、いろいろ今まで言われてお
りますし、委員会でも恐らく議論をされた、ある
いは他の委員会におきましても議論をされたと思
いますけれども、ゼロ金利政策についてこれは一
何のためにやるのかと。

私も、選挙区へ帰りますと本場に、私年も
なもので、それから同じ友達などに会いますと、本
場に汗水垂らして働いて退職金をもらって年金生
活をしている。景気が回復するのはだれも望んで
いるわけですが、そういう金利を単に受けて
取れない、だから消費もできない。そういうば
きだけでは、やはりこれは金融資産とい
いますか、貯金というものは個人にとりましては
これは一種の財産で、一種といえますがまさに財
産であります。それを、財産を確かに銀行に預け
る、金融機関に預けるといのは、金庫の中に入
れるという意識はないわけですね、一般の庶民の
方は。だれもが預けたら利息がもらえるという
うに思っているわけでございます。

これ、資本主義の経済原則でいっても、借り
たものには対価を払う。経済学でも、利子の問題
とか地代の問題とか、いろいろ今までに大きな問
題として取り扱われた。これがただ使うという
うなことは、まさにこれは資本主義経済の崩壊に
つながりかねないというようにも言われてい
るわけでございます。

この辺のことで、確かにですからやはり個人の
そういう金融資産が千三百兆円を超えているとい
う中で、それを使って、使つていいますか利用
して活用して、産業活動に使うあるいは国債を買
うというに協力しているわけですが、やっ
ぱりそれ相応の対価は支払うべきではないかと、
そんなことを考えていろいろ言われております
し、私もそうだなというふうに思っているんです
が、総裁のお考えをお伺いしたいと思います。
○参考人(速水優君) お答えいたします。

低金利政策という意味では、一九九五年から日
本は公定歩合〇・五%と。昨年になりまして、昨
年の二月、デフレスパイラルといったようなもの
が瀬戸際に来ている、それから金融システムの不
安といえますが、大銀行の破綻が起つてくる、そ
ういう危機的な情勢になって、それまでも低かつ
たんですが、もう一段下げていわれる翌日物の無
担保コール、インターバンクのレートをゼロにす
ると。このインターバンクの翌日物というものが私
どものアメリカのフエデラルファンドに相当する
とおおよそその金利なんです。それをゼロまで持
ていく、もうほとんどゼロに近いところまで持
ていったということでございます。

何と申ししても、先ほど先生が御指摘になり
ましたように、預貯金の利子がほんのわずかし
かないといつたようなことは私としても大変心苦
しく思っているところでございます。

ゼロ金利が金融環境の改善、企業や家計のマイ
ンドの好転といったいろいろな経路を経てかなり
きいてきたと思っております。

そういふものがどういう形で出てくるかとい
いますと、市場参加者の間でゼロ金利がいつまで
続くといつたような非常に不安な気持ちが生じて
くる。例えば、最近の社債なんか金利が下が
つてきておりますが、いい企業でも悪い企業でも
債の金利が余り変わらないといつたようなところ
へいつちやうわけです。競争原理とかそういう質
の面での金利差というのが出てこない。こういう
ことから、いわゆる金融市場のモラルハザードと
いいますか、それと同時にインターバンクの市場
といふものがだんだん小さくなってきているとい
うのは、私も非常に気にしているところなん
です。

例えば、その具体的な経路というのを幾つか挙
げてみますと、金融市場におきます流動性懸念と
いうのが払拭されたということ。あるいは長期金
利の安定、これは国債の金利を含めてですが、長
期金利の安定。それから、株価がじわじわ上がつ
ていった、金融が緩んで資金が潤沢に出ていくと
いうことで、それから、金融機関や機関投資家の
リスクテイクの姿勢が積極化してくる。これは新
しい投資を始めるといったような形になってくる
わけですね。あるいは社債市場などとかCP市場と
か、そういう直接金融市場において企業の資金
調達環境をよくしていくといったようなことを
通じまして、こまごま一年四ヶ月ほど続けてきた
わけですから、日本経済の景気を持ち直す
それからそれによつて内外の信託を強化していく
といったようなことと同時に、企業等を通じて雇
用者の所得を支え、それが家計に若干の豊
かさを与えていったといったようなことは指摘で
きると思っております。

それからも一つは、非効率な企業の存続をむ
しろ助けることによつて、今やつてもらわな
いなら構造改革を先延ばししていくという、企
業にとつても、お金があるからもうしばらくこの
ままでもいいというような安易な経営に陥りがちで
あるということ。

このように、これまで続けてきたわけですが、
か副作用といえますか、こういうものもそろそろ
いろいろな形で出てきているわけでございます。

それから三つ目は、そういう先ほどおっしゃ
つたような家計でお金をためて持っておられる方々
も、ゼロ金利というふうなことになるますと、
先々どうなるんだらうかという不安があつて、
もつと使つてもいいものを、いやもう少し使わ
ないでためておかないと先が危ないといつたよう
な気持ちを生ませるということによつて、家計の消
費がどうしても萎縮していくといつたようなマイ
ンドの面でのマイナスが出てきているのではない
かというふうな感じがいたします。

この辺の判断というのは、今後、内外経済情
勢が変わりますし、政治、社会情勢も変わつてき
ますので、まさにタイミングをうまくつかまえて
やつていくことが必要だといふふうに考えてお
りまして、それが私どもの責任であるといふふう
に思っております。

この辺の判断というのは、今後、内外経済情
勢が変わりますし、政治、社会情勢も変わつてき
ますので、まさにタイミングをうまくつかまえて
やつていくことが必要だといふふうに考えてお
りまして、それが私どもの責任であるといふふう
に思っております。

○小林元君 大変率直な御見解をいただきま
して、ありがとうございます。

総裁のおっしゃる通りに、やはり個人消費が伸
びないといふことは先行き不安、この金利の問題
だけの話ではないと思ひますが、社会保障とかい
ろんなことで先行き不安があるという中で、自分
しか自分を守れないという気持ちが非常に強
なっているわけでございます。そういう中で、や
はり金利の問題というのはいがしろにできない
大変重要な問題でございます。

それから一方では、市場原理といいますが、そ
ういふ中で厳しくこれから律していくんだとい
うような社会を目指しているわけでございますけれ
ども、今総裁がおっしゃつたように、ゼロとい

たような家計でお金をためて持っておられる方々
も、ゼロ金利というふうなことになるますと、
先々どうなるんだらうかという不安があつて、
もつと使つてもいいものを、いやもう少し使わ
ないでためておかないと先が危ないといつたよう
な気持ちを生ませるということによつて、家計の消
費がどうしても萎縮していくといつたようなマイ
ンドの面でのマイナスが出てきているのではない
かというふうな感じがいたします。

ことは競争がないということでございますから、やつぱりモラルハザードといいますが、そういう問題が起きてしまうのではないかと。構造改革が先送りされてしまう。やはりそういうことで、これは一方面的に個人消費の拡大拡大という気持ちではなくて、そういうトータルのバランスのとれた判断で、やつぱり政府の方では景気はよくなつて回復しつつあるというふうな非常事態を脱したというふうなことを言いながらゼロ金利政策を続ける。これは金利の決定は日銀でございますから、政府と一心同体ではありませんで、そういう政府の判断と同じ判断をするということではないと思ひますけれども、そういうような判断、的確な判断をされて、一刻も早く普通の状態といひますかに脱していただきたいことを心からお願ひをする次第でございます。

総裁、結構でございます。ありがとうございます。

今回の制度を、これまでは信連それから農林中金につきましては制度の対象としないうというふうな農林省はずっと言い続けてきました。今回は、みんなで渡れば怖くないでありますか、農協いゆる単協、信連そして中金、系統信用事業全部でこれに参加するということになるわけでございます。

時間がないので、ちよつと一緒に話をさせていたしたいと思います。農林中金は三十四兆円もの金融機関なんです。これは都市銀行の平均よりも上回つてゐる。信連は一兆円程度そこそこでございますが、農協は四百億にも満たない。農協はもう金融機関とは言えない十六億というふうな規模でございます。これが一緒になつて保険事業をやる。農林中金は倒れない、心配ないよと、こう言われても、中金こけたらもうどうにもならないという状態なんです。まさかそんなことは起こしてほしくないし、起こしてもらつては困るんですけれども、でも万が一というふうには皆さんおっしゃっていますから、いわゆる信用

金庫、一般金融機関の方に農林中金は参加をしていただく、そして信連以下は系統機関というふうな保険制度の対象とする。何か中金が入つてくれないと親方がいらないからこの保険は成り立たないみたいなことを言う方もいるのですけれども、どうも親方がいらないと保険は成り立たないというのではないんじゃないかと思ひます。我々の生命保険などは、これみんな、法人で入っている方もおられるようでございますけれども、いわば個人が入つてゐる、それでお互いに助け合つてゐるという状況でございますから、その辺のお考えについて大臣のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 貯金保険制度におきましては、これまで基本的に単協を対象としてきておりまして、下部機関からの預かり金を主体としてゐる信連、農林中金をその対象としてはしてないかつたところでありました。

しかしながら、単協または信連が破綻したときの受け皿として信連や農林中金を活用する必要があること、また他の金融機関と同一の競争条件を確保するため、信連、農林中金の直接貯金、農林中金の金融債についても貯金保険の対象とする必要があることから、系統信用事業全体として信頼性の確保と金融機能の維持を図るため、今回、信連、農林中金を含めたセーフティネットを整備することとしたものであります。

なお、預金保険制度におきましても、今回、全国信用金庫連合会、全国信用協同組合連合会等、協同組織金融機関の連合会を新たに対象とするのといたしておるところであります。

○小林元君 次に、その中金、信連、単協で信連が破綻するといふ場合に、いわゆる資金援助の限度額といふんです。信連自身のペイオフコストだけではなくて、連鎖破綻に陥るおそれのある会員単協のコストを加算するといふような仕組みになつてゐるのでございますが、これはいろいろ問題があるのではないかと。つまり、今大臣もお話がありました、単協から単協で余剰金があれば三分の二は信連に預け

る、そしてまた信連で余剰金といひますか貸付対象がなかなか見つかからないといふときには農林中金に二分の一以上、以上です。余剰金を預けるというふうなことになるんですね。それぞれの段階で保険を掛けてあるから、その上部団体といふんでしようか信連なり中金では保険は掛けないと。

しかし、信連が破綻したときには連鎖倒産をするかもしれない単協のコストまで加えるといふことになつてゐるんですが、つまり自分が保険にも掛けない金を預かっているといふことは、そもそも経営責任がさつきの話じゃないんですけれども、ますます希薄になつてしまふんじゃないかと。やつぱり信連は信連でそれなりに預かつてゐるわけですから、単協からとはいひながら、やつぱり保険に掛けて、負担をする、あるいは単協で掛けた保険を肩がわりする、単協の方はなしにして信連の方で掛けるんだといふぐらゐの気持ちがないといふうなのかなと。

いわゆるモラルハザードといひますか、そういうことで責任意識が非常に薄くなるのではないかと。いふことを危惧してゐるんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(石原英君) 中金それから信連、それから単協の預け金の仕組みにつきましては、ただいま委員の方からお話があつたとおりでございます。

そういう状況であるわけでございますけれども、そういう場合で信連が破綻したといふことになりますと、会員である農協の経営に重大な影響を与えまして、単協自身が連鎖破綻を行う可能性があると。いふことでございます。その場合、農協段階への影響が顕在化するのを待つてそれから個別に農協の方に処理していくといふことも一つの手法ではあるわけでございますけれども、この破綻処理につきましてはまず処理の迅速化といふのが大事であらうかと思つております。そういうこととからしますと、信連の破綻の段階で、その早い段階で処理を行った方が結果的には地域経済社会

への混乱を回避できまして処理コストも少なくなるのではないかと。判断で、今回、我々が提示しておりますような方法をお願いしてゐるわけでございます。

こういう形でやりますと、農協のペイオフコスト相当額の支援を行う時期を信連の破綻時期に前倒ししてしまふといふ、そういう性格のものをいたしますと処理の迅速化により全体としての支援額が減少する、そういうことも期待できますので、結果的には、国民経済的には非常にいい方法ではないかといふふうな考へてゐるところでございます。

そういうこともございますので、我々は、農協が預かつてゐる貯金につきまして農協が保険料を払うわけでございますので、その農協の段階で保険料を支払つていただければ、その分につきましてはさらに信連段階で保険料を徴収するといふことは必要ないのではないかと考へてゐるところでございます。

○小林元君 説明はわからないことはないんですが、いゆる破綻をして、連鎖倒産といひますか、いゆる影響が単協に及ぶわけでございますが、それを特定する段階で、いやこれぐらゐの損害なら我慢しろといふことでどんどん何といひますか、単協にしろ寄せをするといふようなことも、いわゆる裁量で単協の範囲を加えるといふんですが、加える範囲といふのはどの程度なのかといふことが大変問題で、ここに何といひますか裁量の余地が働くといふことになると、これはまたいろいろ問題を引き起こすわけでございます。

今までの破綻処理と単協なりの破綻処理を見ますと、破綻をしてだれが負担をするか。保険機構なり貯金機構なり果なり、いろんなことがあつたわけでございますが、どうしても自分の保険機構の例えれば負担を小さくするといふようなことに、小手先のことがばかり考へてゐるといふような状態

があるわけで、そういうことがないように、時間がありまけんのでこれ以上やりませんけれども、十分に考えてほしい。

それから、ちよつと時間がオーバーして恐縮でございますが、最後の質問にさせていただきます。

今回の改正で貯金保険機構が強化されるということになるわけですが、ただいまの答弁にもございまして、依然として系統信用事業の方で、これは信金とか信組でもいわゆる相互援助制度というものを保持しているわけですが、ところが、最近、信金や信組の方は大変に保険料も保険料率が高くなる、負担が大きくなる、そして経営的にも大変だということ、その自主的な相互援助制度というのはもうやっていけないというような状態になっているやに聞いております。

ところが、農林省といいますがこの系統信用事業におきましては、保険機構もすっかりやる、保険料率もアップする、そういう中でJJAの方では、非常に協力的といいますが前向きというのかわかりませんが、相互援助制度も強化をするというふうに聞いているわけですが、その辺のことについて政務次官はどのようにお考えになつておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○政務次官(金田勝年君) 委員ただいま御指摘の貯金保険制度とそれから相互援助制度の役割分担、あるいはその相互援助制度についてどういふふうにお考えであるかという御質問でございますけれども、これまで貯金保険機構からの資金援助は系統の自主的な制度でありました。いま御指摘の相互援助制度等によりまして支援が行われても不足する部分につきましては行つておるわけでありまして、ペイオフの解禁後になりますと、貯金保険制度の資金援助額はペイオフコストを上限とすることになりますことから、今後、系統組織において相互援助制度の見直しというものも行つていかなければいけない、こういうふうにお承知しておるわけでありまして、

いずれにしましても、農林水産省としましては、貯金保険制度と相互援助制度を適切に組み合わせたい、そして農協系統信用事業全体として健全な運営が確保されるように指導してまいりたいと、このように考えておる次第であります。

○小林元君 二つの制度ができると思いますかあるわけですが、ただいまの答弁にもございまして、十分に役割分担を明確にして適切な対応をされることを希望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○小川敏夫君 民主党・新緑風会の小川敏夫です。

今、農協のセーフティネットの法案に関して審議されているわけですが、セーフティネットが適用される前に、そもそも農協が経営が安定していれば一番好ましいと思われるわけですが、一つの具体的な例として、行政の不適切な扱いによって農協の経営に影響を与えているという例を取り上げて質疑をしたと思つております。

それで、軽種馬の市場取引につきましては、奨励金がその賞金に加算されますが、この適用となる市場の公平性、これについてはどのような取り扱いになつておられるのでしょうか。

○参考人(高橋政行君) ただいま先生お尋ねの市場取引奨励金というものが、我々日本中央競馬会ですらういふ奨励金を交付しておるわけですが、取引された馬がその対象になる市場、この市場でどの市場がどういふものかというお尋ねだと思います。

これにつきましては、家畜取引法の規定に基づいて開設された市場、あるいは軽種馬に関する事業を行つて法人が開設した市場、それから軽種馬の取引を主たる目的として開設された市場、そういった要件をすべて備えておればよろしいというによりまして、市場についてはそのほかの特別な分け隔てというようないふことはしておりま

せん。

○小川敏夫君 もつとわかりやすい言葉で言いますと、市場の売る人も買う人もだれでも参加できるという原則があるのではないのでしょうか。売る人の方、すなわち上場馬の申込者に対して公平な取り扱いをするという原則があるのではないのでしょうか。

○参考人(高橋政行君) ただいまの私が御質問にお答えいたしましたのは、市場としてどういうものかというところをお答えしたわけですが、そのか、では、そこに上場される馬の所有者であるとかあるいは馬について何か制限といふことが不公平な扱いがあるかないかということだと思ひます。

それについてお答え申し上げますと、我々としては、一般的にまず市場については、生産者であればだれでも上場できるというふうにかれたものでなければならぬというふうなまず取り扱いをしております。それから、そこに上場される馬、その馬につきましては、市場といひましても顧客、需要者のニーズに応じていろいろある市場があるわけですが、そういう馬をそこに上場するかどうかについては一定の資格が設けられておるものもあります。しかし、これは市場としての性格から当然くるそういう要件でございますので、これが何か差別をしていふふうには思つておりません。

○小川敏夫君 それで、この奨励金が適用される市場が幾つかあるんですが、軽種馬農協が開設している市場はどのような馬でも、いい馬でも安い馬でも上場を希望する生産者の馬は上場しているというのに、ある一方、セレクトセールというセールにおいてはいい馬だけを売つていく、こういうような実態にあると。その結果、いい馬だけを売つていくということになれば、その市場だけがお客様がついて活況を示すけれども、その結果、農協が開設している方の市場はいわばくす馬といひますか、いい馬とは言えない。

馬が集まるというふうなイメージになつて、そちらの方の市場に大分影響を受けていると思ひます。

それで、もつと具体的にお尋ねしますが、社団法人日本競走馬協会というところが開設しているセレクトセールですが、ここが要するに良質な馬だけを上場するというところで、良質と判定されない馬に関しては上場を認めていない。これはやはりだれでもが上場できる開かれた市場という原則に当てはまらないと思ひますが、いかがでしょうか。

○参考人(高橋政行君) 確かに、日本の今までのいわゆる市場取引、これは取引が少のうございまして、ほとんどが庭先取引ということでございまして、どうもそういうことでは閉鎖的な市場であるからこれではいけない、やはりもっとオープンなそういう市場をつくっていくべきだということ、で我々市場取引を推進しております。

そうすると、そういう中で今度市場取引といった場合に、これもいろいろ形態がございまして、例えば、当歳馬を取引するもの、それから二歳馬を取引するもの、あるいは三歳馬を取引するもの、それからさらに先生が今おっしゃいましたように良質馬の取引、これをセレクトセールというふうな言い方をしておりますが、そういうものもございまして。

それからさらに、トレーディングセールといひまして、トレーディングをしてその結果を見ながら競りを行うというふうなことで、需要者の要望に即いていろいろな市場の形態があるということ、ございまして、今先生のお尋ねのセレクトセールといひるのは、そういう上質馬といひますか資質の上位なもの、そういうもののセールとしての市場というもので形成されております。

それで、日高農協もやはり同じようなセレクトセールというふうなものを実施しております。そういうものと御理解願ひたいと思ひます。

○小川敏夫君 まず質問に端的に答えてください。

ですから、いい馬だけしか上場させない、こういうセールの流れでも上場できる開かれた市場なのかどうかということを開いておるわけですね。端的に答えてください。

○参考人(高橋政行君) 我々は、いい馬を上場するという、そういう市場として開かれた市場というふうに理解しております。

○小川敏夫君 しかし、じゃ、買う方はお金持ちしか行けないようなルールをつくってもそれはいいんですか。今は答えは要りません。だれでもが上場できる開かれた市場で、しかしいい生産物しか扱わないというのは、やはりこの原則に反すると思うんです。

では、この軽種馬の市場以外に、家畜取引あるいは青果物の市場でもいいですよ、そういう例はあるんですか。

○参考人(高橋政行君) 私はほかの市場の例をつまびらかにしておりませんからわかりませんが、例えばいろいろな青果市場とか家畜市場に上場されるものについて一定の規格なり一定の品質を求めるということはあり得ることだと思っております。

○小川敏夫君 物理的にできないとかそういうことであるなら別ですけどね。

このセレクトセールですが、実際のこの実施状況を見ますと、その上場馬の半分が社台グループという特定の牧場グループの生産馬、残りの半分のほとんど全部に近い馬が社台グループが販売している種馬の産駒あるいは社台グループが販売した繁殖牝馬の産駒ということで、九〇%以上が特定の牧場の生産馬に限定されておるわけですね。それで、ほかの生産者が上場を申し込んでも上質でないという理由で上場できないという現実がある。

このことについて理事長はどうお考えですか。
○参考人(高橋政行君) まず、ちょっと実態について申し上げますと、今お話しした日本競走馬協会が主催をしているセレクトセールの実態でございますが、例えば平成十一年度で見ますと、申し込

みの頭数が二百九十九頭ございます。それでそのうち社台グループのものが百三十八頭、それから一般グループのものが百六十一頭ということで、実際に、これはセレクトセールでございますから、馬の品質、そういうものによってセレクトされて上場決定されましたものが二百九十九頭のうち二百七十九頭です。そのうち一般のものが百四十二頭、それから社台グループのものは百三十七頭というふうになっておりまして、大体一般グループと社台グループのものが五〇%、五〇%というふうな割合になっております。

そういう意味では確かに社台グループのものが多くなっているというところは言えると思います。これは特に社台グループは高質馬を多数生産しておりますので、そういう関係から結果的に社台グループのものが多く上場決定されているという結果だと思っております。

○小川敏夫君 今の説明は大部分都合よく引いていて、これは社台の馬は半分と初めに決めていたんです。これ自体が大変おかしいわけですから、残りの半分の枠を一般馬が選定されているという大変不思議な取り扱いになっている。それから、社台の馬が当然全部いいようなことを言っていますけれども、しかし生産馬が全部いいというわけではないので、実際上この競りでも一番安い方から十番目ぐらいの馬は全部社台の上場馬ですよ。

この日本競走馬協会ですけれども、これは実質的にその社台の経営者が支配権を持っている協会じゃないですか。

○参考人(高橋政行君) 日本競走馬協会でございますが、これは……

○小川敏夫君 端的に答えてください。

○参考人(高橋政行君) 別に社台が何とか支配権を持っているとかそういうものではないです。一人で、現在、会長代理の方は社台のグループの役員の方々が社台のグループであるというふうな

なふうには理解しております。
○小川敏夫君 このセレクトセールの、社台の建物を利用して、それから社台の職員が派遣されてきて実施する、そういう実施状況のセールになっておりますね。

○参考人(高橋政行君) 実際にこの日本競走馬協会がたぐさんの人を抱えた協会ではございませぬ、実質にお仕事をされて……

○小川敏夫君 競走馬協会ですよ。

○参考人(高橋政行君) 競走馬協会。日本競走馬協会ですね。そこがたぐさんの職員を抱えているわけではございませぬから、実際の市場の運営に当たっては社台の職員の方も働きを手伝ってらっしゃるというところは事実でございます。

○小川敏夫君 それから、時間がないんですけど、先に行きますけれども、いい馬ばかり集めるということですか。サラブレッドは、これは名前のとおり全部血統馬ですよ。何をもちて良質馬というものの基準をつくって適用しているんですか。客観的な基準をもつてこれは上場されているんでしょうか。

○参考人(高橋政行君) 御存じのように、馬につきましてはまず血統が物を言うわけでございますから、しかもこれは当歳馬でございまして、まだどれだけ走るかはよくわからないという状況でございますから、血統、それから母馬とかあるいは兄弟馬の競走成績、そういったものを勘案して決めておると、こういうことでございまして。

○小川敏夫君 今、当歳馬だから走るかどうかかわからないと言いましたね。ですから、すべての競走馬はそういうものですよ。であれば、そうであるほど良質馬と良質馬じゃない馬と分けるのは困難じゃないですか。しかも、良質馬と判定する際に、では上場するに当たって馬を実際に見て判定しているんですか。見てないで判定しているんじゃないんですか。

○参考人(高橋政行君) 実際の馬の取引には、トレーニングセールといって、実際に走らせてそれ

でやるセールもあるわけです。
しかしながら、今お話ししたセレクトセール、これについては当歳馬でございまして、結局はやはり馬というのは血統がまず第一といたしますか、それによってこの馬は走るだろうか走らないだろうかということをお考えのわけでございます。先ほど申しました血統あるいは母親、兄弟馬の競走成績、そういったもので判断をしておると、これで、これは競馬の世界においては一応皆さん御納得いただけるんじゃないかと思っております。(発言する者あり)

○小川敏夫君 委員長、中川委員が私を誹謗したことを発言しておりますので、注意してください。(関係ないだろう、これと)と呼ぶ者あり) 関係ありません。

○委員長(眞鍋賢二君) 静かにしてください。
○小川敏夫君 諸外国の例は、私は言っているんですよ、競りをやるなどと言っているんじゃないですよ、諸外国だって幾らだって競りをやっていますよ、結構ですよ。

ただ、中央競馬会という公の金を補助するにふさわしいかどうかということを開いただけですよ。ですから、だれでもが上場できる開かれた市場でないところに公の奨励金をつけるのはふさわしくないじゃないかと。その結果、こうした不公平な競りが、いいものを集めていますよ、しかも競馬会から奨励金がつきますよということ、それらばかりが活況になる。その結果、軽種馬農協が開設する競りの方は斜陽化するわけですよ。そういうことで軽種馬農協の経営が沈んでくれば、本来セルフティーネットなんか要らないでこういう法案だつてなくたって済むものが、実際には農協の経営が傾けばこういう法律が必要になるというところでこういう法案の審議に係るわけですよ。

どうですか、そのところ。今、軽種馬農協が、ここの上場希望者の馬は全部上場させる、それで奨励金がついていると。一方、こういういい馬しか上場させない、しかもいい馬ということに

対しての客観的な選定基準もないという市場に對して公のお金である奨励金を適用していることは正しいと思いますか。問題があるんじゃないですか。最後の質問です、答えてください。

○参考人(高橋政行君) 私たちは、この日本競走馬協会が主催しているセレクトセールにつきましましては、良質な当歳馬を求める購買者のニーズにこたえた、そういう市場だというふうになす思っております。

それから、先ほど申し上げましたように、そこに上場してくる生産者の皆さんに對しても公平に開かれておられると思っておりますし、また良質馬を選定することにつきましては、委員会を設けてそこで先ほど申しましたように決定をしておるといふことからしまして、これは公平な措置をとっている、そういう市場であると思っております。

したがって、これに對してこの賞を交付することについては問題はないのではないかとこのように考えております。

以上です。

○小川敏夫君 とても開かれた市場とは言えないところに適用していることは大変な問題があると思っておりますので、また改めて別の機会に質問させていただきますこととしまして、きょうはこれで終わります。

○須藤美也子君 日本共産党の須藤美也子でございます。

私は、早期是正措置に伴う経営改善計画についてお尋ねをいたします。

前回の審議で、私は、一般銀行と違う農協金融の特殊性を踏まえ、リストラ、農家への犠牲につながる早期是正の一律な適用を見直すよう要求いたしました。当時の経済局長は、銀行と一緒に論じられないとし、必ずしも一律に一定の方針というより、地域の実情に応じて話し合いの積み重ねの上に行われる、こう述べられました。しかし、現実には地域の実情に合ったものではなく、大変過酷な合理化が進められております。

私は先日、岩手県に行つて早期是正措置の対象となつていられる中山間地域の農協の実態について調査を行つてまいりました。どの農協も自己資本率をゼロにするために大変な身を削るような努力を行つています。農家は三十万円の出資金が求められ、その上販売代金からの出資、手数料の引き上げ、ただでさえ米価や乳価など農産物の価格が低下しているのに、相次ぐ出資金の負担により農業所得は落ち込み、生産意欲が極端に低下し農協離れが進んでいると、こういうふうには訴えられました。

また役員は、三年間で七千万円の出資金に、管理職手当のカット、支給はバス代のみ、退職する役員は退職金も差し出している。涙の出るようなその組合長の訴えを聞いて、私は胸の詰まる思いをして帰つてきたわけですが、こうした中で役員になり手はない、総合農協としての機能が低下しないか心配している、こういうふうには言われております。

また、こうした農協で働く職員はどうか。出資金を出すが給与は定昇のみ、ボーナスは年四カ月を二カ月に削減され、諸手当も半減されております。経営改善計画は労働契約変更も無条件に認めさせるものになっております。団体交渉もできるような雰囲気はない、職員のなり手もなくなるのではないかと、このように心配されております。

これらの農協は、ワンマン経営や乱脈経営でこのような状態に陥つていられるのではないんです。組合長は今、まないたのこいだ、そういう心境だ、こういうふうにおっしゃつておられます。余りにも過酷な措置ではないでしょうか。

この点で、地元でありますし、玉沢大臣の御感想なり、やつぱり気持ちにじんときと響くでしょう、その点をひとつお願いします。

○国務大臣(玉沢一郎君) 委員におかれましては、私の地元の岩手県の東北地域の農業の実態について調査されておられまして、この委員会においても御報告を出されております。その努力には

御苦労さまでございましたと申し上げたいと存じます。

東北地域の農協、こう申されたわけでございますけれども、自己資本比率等々未達の農協が確かに四つございまして、二戸市農協、軽米町農協、九戸村農協、一戸町農協でございます。こうした農協におきましては今懸命の努力をいたしておられます。例えば、今おっしゃられました組合員による追加出資、役員報酬の削減、資産の積極的な売却、職員の賞与等の削減等の自助努力のほか、県内系統組織及び県、市町村からの支援等、関係者が一体となつた経営の健全化に向けての取り組みが行われていると承知をいたしておるわけでございます。

ただ、同じ東北でありましても健全な農協もあるわけでございます。一概にこの理由を特定することにはならないとは思いますが、しかしながら、できるだけ今経営困難に陥つていられる農協がさらに努力を重ねまして立ち直つていくということ、できるだけ私も見守りながら、できること、でありますならば協力もしてやつてまいりたい、こう思つております。

○須藤美也子君 こうした地域の実情をきちんと把握しながら、強引なやり方ではなくて、やはりこうした農協が生かされてこそその地域の農業も生かされる、そういう点で国が支援をすべきである、こういうふうには私は申し上げたいと思っております。

さらに、ただでさえ過酷な自助努力を求めながら、今度は出口で達成度を厳しくチェックする仕組みがつくられました。昨年七月に策定した金融検査マニュアルであります。

ある農協は、これまで担保百万円、どのくらいの土地かそれはここでは詳しく言いませんけれども、百万円と見ていた土地が四割足切りになつて六十万円になつた。不良債権額が新たにふえる、そういうことになり、一層深刻に受けとめていられるわけですから。この検査方法で経営改善計画の達成度合いがはかられば大変なことになる、こうおつ

しやつております。

金融監督庁にお尋ねします。

マニュアルの性格、強制力、この点はどうなつていられるでしょうか。

○政府参考人(五味廣文君) 昨年七月に発出されました金融検査マニュアルは、金融監督庁検査部長から検査官に対する通達という法的性格のものでございまして、金融検査についての基本的考え方、それから金融機関のリスク管理体制をチェックいたします際の着眼点といったようなものを検査官に對して示したものでございます。

したがって、この検査マニュアルは、検査官のいわば検査に当たつての手引書というふうな位置づけのものでございまして、各金融機関におきましては、こうした手引で検査官が検査を考へておるといふことを前提にいたしまして、それぞれの金融機関の特性に合はしたリスク管理手法といたしまして、さらに詳しく独自のマニュアルなどをつくつて管理をしておいていただくということとが前提になつております。

そういったものでございまして、当然のことながら、この検査マニュアルに示された各チェック項目の達成というふうなものが法的に金融機関側に義務づけられるといったような性格のものではないでございます。

また、そうした性格のものでございまして、マニュアルのチェックリストに書いてあります字義どおりのリスク管理の対応といたしまして、金融機関がしていないというケースでありましても、金融機関のリスク管理として合理的な対応である、また十分な対応であるということが金融機関側から御説明がございすれば、それを踏まえて判断をするということ、字義どおりの画一的な適用というものを前提としたものではない、こういった性格のものでございまして。

○須藤美也子君 検査官の手引書ということですが、金融監督庁検査部長の通達では、「マニュアルの適用にあつては、金融機関の規模や特性を十

分踏まえ、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮する必要がある。こういうふうにしてあります。新たな検査マニュアルの一律的な適用はやること、経営改善計画を提出したときの検査方法は関係者とよく協議し実情に即した方法をとるように求めたいと思うんですが、その点はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○政府参考人(五味廣文君) お話のありましたとおり、通達の中に機械的・画一的な運用に陥らないような配慮が必要だということが明記されております。

そのために必要なことと申しますと、金融機関側がどういったお考えでどのようなリスク管理をしているのか、これを検査官側が十分に説明を聞き、確認をし、またその合理性について納得のいかない部分があれば十分な意見交換をするということが前提でございます。

あくまで金融機関側の自己責任によるリスク管理というものが前提になりますので、金融機関側の具体的な考え方というものをよく聞いた上で判断し意見も交換をするというのがこのマニュアル適用の大前提でございます。

○須藤美也子君 今おっしゃった答弁を誠実に実行していただきたいというふうに再度お願いしたいと思っております。

とりわけ、早期是正措置は三年間で自己資本比率をゼロ%にしろ、そのための自主的なリストラを行えと、こういう努力をさせながら出口でも厳しくされたら、もう現場ではあきらめざるを得ない、こういう状況になっております。農協を中心に集落が暮らしているわけですから、そういう人たちに影響を与え集落が喪失しないように、そういうことを改めて申し上げたいというふうに思います。

さらに私は、農協の経営を困難にしている責任の一端は農林水産省にもある、こういうふうに思っています。

政府の規模拡大路線にまじめに取り組み、農協は農家への貸し付けを行ってきた。特に、一九七

〇年ころから国や県により畜産などの規模拡大が進められてきました。北上山系開発事業などに見られる大規模プロジェクトはその典型的な例だと思います。

せんだって、私は北上山系にも行ってまいりました。この方々は多額の借金を抱えております。当時、生乳はキロ百円から百四十円、ところが現在はキロ八十円に落ち込んでしまった。当初計画した償還計画が狂ってしまった。そういう焦げついた負債が農協にとつとふえてきているわけなんです。

規模拡大を推進しながら、一方で輸入自由化を拡大する。農畜産物の価格が下落し、負債が増大するのは当然のことだと思います。こういう点で非常に農水省の責任は大きいのではないかと、こういうふうに私は思いますが、そういうことになるかと玉沢大臣の答弁を求めなくちゃなりません。余りかつかしないので答弁をしていただきたいと思っております。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 北上山系の開発でございまして、これは昭和五十年から平成二年までの十六年間に、北上地域の九地区において公共牧場等の建設を行う広域農業開発事業を実施したところでございます。

これらの事業につきましては、地元からの要望を踏まえて計画を策定しており、完了後の事業の負担金の償還も県を通して滞ることなく行われていることから、事業計画の策定、事業の実施に問題があったとは考えておりません。また、岩手県からも建設した公共牧場等についてはすべて利用されているという報告を受けているところでございます。

なお、今牛乳価格等のお話があったわけでございますけれども、昭和五十年代半ばから加工原料乳の生産地域の対象外となったことに見られますように、価格面では有利な飲用乳としての取引のシェアが増大を遂げておりまして、生産性の向上等に伴うコストの低減と相まって、生産者の手取りは確保されてきたものと考えているところで

す。

○須藤美也子君 私はそういう答弁をまさかするとは思いませんでした。

今、私が申し上げましたように、規模を拡大したのは農水省です。その当時の価格で計画を立てているわけなんです。当時キロ百四十円以上あったものが今八十円になってしまっているわけですから、農家の手取りそれから借金、これは当然農家の所得も減少し借金はどうも膨れ上がっている、こういう現状になっているわけなんです。

今農協に返済するこういう借金が焦げついている。これが現状なわけですから、農水省が計画した事業に一生懸命まじめになつてやってきた農家や農協が今も莫大な負債を抱えている、そういう点では私は農水省の政策上の問題について責任があるのではないかと、そういうふうに思うんです。

それで、北上山系開発事業は、一九六九年新全総の計画の中で進められた国家プロジェクトです。規模拡大は資金の低利融資で、県挙げて進めてきたわけなんです。しかも、県の責任者は農林水産省の出向者だったわけなんです。この表を皆さんに配付しておりますので、ごらんいただきたいと思うんです。岩手県は、全国的に見て出向者が非常に多いんです。畜産課長は七〇年代から九八年まで、九九年以降は非常に厳しくなった農協が多いために農業経済課長を出しているわけです。なぜこれだけ出向者がこのように岩手県に多いのか、その点は大変うななんです。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) その前に、最初に申し上げた県北の農協と北上山系の関連の中で申し上げますならば、北上山系の開発計画というのはほとんどこれらの四つの農協とは余り関係がないということだけは申し上げておきます。

それで、今の質問でございまして、農林水産行政の円滑な推進を図るためには、それぞれ地域の実情を踏まえた施策の企画立案、さらには国と地方公共団体の相互理解と協力による施策の展開が肝要であると考えております。

このような観点から、当省におきましては、これまで地方公共団体からの要請に基づいて適切に出向人事を行っているとところで、岩手県は農林水産省のウエイトが高いこととなり、他県と比較すれば出向者がやや多いものとなっておりますが、出向人事を通じて国と県との相互理解と協力により、より円滑で効果的な農業施策の展開が図られるものと考えておるわけでございまして、決して岩手県だけがよいということではないわけなんです。やや多いと、こういうことでございまして。

○須藤美也子君 東北では一番多いです。石川県と岩手県が多い。

そういう点で、とりわけ岩手県は畜産関係が非常に多いわけなんです。畜産の規模拡大は七〇年代から始まっているわけなんです。岩手県では、この表を見れば、時々県の農政や公共事業の推進に出向者が大きくかかわっていると、こう考えざるを得ません。地方分権と言われる時代にいわば指定席になつていて。現地の農家は、県に大丈夫だからと言われて規模拡大を行つた、こう言われているんです。出向状況やその部署を見ても、国と県が推進した、こう思われても私は当然だと思っております。

こういう規模拡大をし、一方で輸入自由化を拡大し、そして農家の手取りはさんざん低下している、さんざん状況に置かれている。そういう中で、農協が今それをかぶっているわけなんです。銀行と農協は違うわけなんです。そういう点から、私は農水省のこういう規模拡大、無理な規模拡大と、そのときに計算として出していた価格に責任を持たない、ここに私は問題があると思うんです。

計画を立てて、その算定基準はその当時の価格なわけですから、それがどんどん下がっているわけですから、その価格に責任を持つには、やはりその価格を支援する、農家にも農協にも支援する、そういう体制、努力こそ求められているのではないのでしょうか。その点どうですか。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 我が国の酪農は、岩

手県のみならず規模の拡大を図りながら発展を
てまいったわけでございますが、その過程におき
ましては、今委員の御指摘のように負債等が重
なつてきたということもございまして、この負債
対策に對しましては国も対策を講じて懸命の努力
をいたしてきておるわけでございます。

農家の皆様の自助努力と国の施策とまた地方公
共団体もその対策に当たつておるわけございま
すが、こうした負債対策等が克服されれば私は今
後の可能性というものは十分あると、こう考へて
おるわけでございます。必死に努力されておる
農家の皆さんをできるだけ応援して、この危機を
乗り切るようにしていくことが大事であると思
います。

○須藤美也子君　そういう状況の中で、経済局長
でしょうか、農協統合、合併を急げ、こういう圧
力をかけているわけですね。これは朝日新聞のこ
の記事によればですよ。

そういう内部通達、これは「恥を知れ」、「未合
併農協を多く抱える都道府県は「恥を知れ」と言
いたい気分です」。これは局長さんがおっしゃつ
ているんですね。「自分で決めた合併目標も達成
できないで、農協人として恥ずかしいのか」と
と喝喝的な言動を行っている、こういうふうな批
判的にマスコミ等で扱われているわけです。

私はこの合併問題、こういう状況の中で例えば
ゼロとゼロとゼロの農協が合併して、そして展
望もなく際限なくますます落ち込んでいく、こうい
う心配も一方ではあるわけです。

そういう点で経済局長はどういうつもりでこう
いうふうなことをおっしゃっているのか、農協を
本心に考へておっしゃっているのか、再建のめど
があつてやうっているのか、そういう点で一言お尋
ねをしたいと思ひます。

○政府参考人(石原義君)　四月二十二日付の朝日
新聞に私の発言として引用されております。表
現は必ずしも正確なものではございませんが、そ
のような趣旨の発言したことは事実でございます。

これは、皆様方御案内のとおり、農協系統では
二〇〇年度までに農協を約五百三十にするこ
う目標を立てまして懸命の努力をしております
す。しかしながら、現在までの進捗状況は、率に
しまして六六％ということでは、はかばかしいも
のじゃありません。あと一年しか残されておりま
せん。

それからまた、全中ではこのような状況の中で
一月二十日でございますが、理事会におきまし
て、来年の三月までの残された期間に残った合併
構想を実現できるようにということで、これまで
合併の取り組みが行われていなかったところにつ
きまして協議会を設けますとか、そういう積極的
に取り組み方針を決定したところでございます。

このような農協系統が必死の努力をしております
ので、そのような努力を支援するという趣旨で
私はあのような発言したものでございまして、先
ほど委員の方からお話しありました通達につき
ましても同様の趣旨から出したものでございま
す。

○委員長(眞鍋賢二君)　須藤君、時間が来ており
ます。

○須藤美也子君　農業協同組合はそう簡単に合併
できないんですよ。一人組合員ですから、一組合
員ですから、総代会で決定することなんです。こ
れは協同組合の自主性を尊重してほしい。

時間が来ましたので、最後に、今農水省がや
っていることは、こうしたようなやり方をやめて農
業経営が成り立つための価格保障を行うこと、農
協の購買事業、販売事業がふえるよう援助するこ
とだと思ふんです。さらに、早期は正措置の一
律な適用を見直すこと、経営改善計画ができな
かつたからといって一方的に業務改善命令や業務停止
命令措置をとらないことを強く要望いたしまし
て、私の質問を終わります。

○大瀧雅子君　農漁業政策というのは、食料の安
定供給という国家の基本政策を担う重要な柱であ
り、国土環境の保全、循環型社会の再構築という
側面からも二十一世紀に向けて積極的な政策を打
ち立てる必要があります。農漁業者の自主的な相
互扶助組織として運営されている農協、漁協は、
これらの政策推進の中心として今後一層活発な取
り組みが求められていっていると思ひます。

（委員長退席、理事須藤良太郎君着席）
このような観点から以下質問いたします。
まず、今般の改正法案で農漁協、信連、農林中
金が行う信用事業も貯蓄等の全額保護のための特
例措置期限が一年延期されることになりました。し
かし、これまで来年三月末の期限切れに向けて農
協系統信用事業では体質改善等さまざまな経営努
力を行われてきたと思うわけですが、農水省では
どのような指導をしてきたのか、また今後どのよ
うに対応するのか、お尋ねいたします。

○国務大臣(玉沢徳一郎君)　農林水産省としまし
ては、農協系統組織再編促進事業等を活用し、信
用事業の体質強化を指導してきたところでありま
して、これを受けまして農協系統はパイオフ解禁
の当初の予定でありまして平成十三年三月末をめど
に経営体質の強化に積極的に取り組んできたこと
であります。

具体的には、十三年三月を目標とする広域合併
構想を強力に推進し、規模拡大による経営基盤の
強化及び業務運営体制の強化を図りますほか、特
に経営困難農協の合併等につきましては、県中央
会に設けた基金から資金援助を行うなどの取り組
みを行っているところであります。また、内部留
保の充実に努めますとともに、増資を行い、不良
債権についても早期処理に努めているところでご
ざいます。

○大瀧雅子君　農漁協の事業の一環である信用事
業におきましては、貯蓄量に比べて貸し出しの規
模が小さく、金融機関として収益力が弱い、いわ
ゆる貯貸率の低さということが指摘されていま
す。

一九八八年度末の実績では、農協が三一・
九％、信用農業協同組合連合会が二三・九％、農
林中金が四九・四％であるのに対して、いわ
ゆる都銀、地銀等の中で一番低い信金でも預貸率

は七〇・八％であります。
農家の負債を増大させるという帰結にはもちろ
ん問題がありますが、この原因はどこにあるとお
考へなんでしょうか。また、今後この問題につ
いてどのように取り組もうとされているのでしょうか。

○政府参考人(石原義君)　農協の貯貸率でござ
いますけれども、ただいま委員の方からお話がご
ざいましたように、他の金融業態に比べまして非
常に低うございます。
この理由といたしましては、農村部におきまし
ては、都市部に比べて企業が少ないということ
とございまして、非常に資金需要が小さいとい
うことがあろうかと思ひます。また、農業にお
きましては他産業より設備需要が少ないというこ
とで、これも資金需要が小さいことにつながつて
いるのではないかと思つております。さらに加へ
まして、農協は協同組織でございまして、員外貸
し付けにつきましても制限を受けております。こ
ういうような理由で貯貸率が低いのではないかと
いうふうに考へております。

このような貯貸率が低いということは、先ほど
申し上げました理由からやむを得ない面もあると
思つておりますが、先ほど委員の方からお話が
ございましたように、農協の収益性の向上という
観点からいたしますと、この貯貸率の向上が望ま
しいのは言うまでもございせん。そういうこと
もございまして、農林水産省といたしましては、
これまで融資先の拡大を図つてきたところでござ
います。幸い、ごくわずかでございまして、近年
貯貸率は上昇傾向にございます。

農林水産省といたしましては、信連それから農
林中金を含めまして農協系統信用事業全体が健全
に運営される、こういうのが一番重要でございま
すので、そういうものを念頭に置きつつ、この貯
貸率の問題につきましても十分留意いたしまして
適切な指導を行つていきたいと考へているところ
でございます。

○大瀧雅子君　バブル経済崩壊によって不良債権

が増大し、経営が困難となっている単位農漁協、あるいは信連連、信連連が近年ふえつつあるということがあります。貯金保険制度の発動件数が増加しているとのことでありますが、既に資金援助を受けた団体以外にも欠損金や不良債権を抱えた団体があるということが予想されるわけですね。経営困難に陥っている団体数、不良債権額、不良債権が生じた理由等を具体的に示したいのだと思います。

○政府参考人(石原義君) 平成十事業年度末時点のリスク管理債権、これの総額でございますが、信用事業を行う農協では一兆八百十六億円、それから信用農業協同組合連合会、信連でございますが、これが五千二百七十六億円となっております。

このように不良債権が生じた主な理由としては、景気の低迷による債務者の経営不振や担保価値の下落ということがあろうかと考えております。

それから、自己資本比率四％未満の農協でございます。先ほど経営困難の農協とおっしゃいましたが、自己資本比率四％未満の農協ということでは、平成十一年三月末で三十九農協となっております。ご説明いたします。

○政府参考人(中須勇雄君) 漁協系統についてお答え申し上げますが、平成十事業年度末における漁協関係のリスク管理債権は、単協で千二百三十七億円、信連連で四百一十一億円となっております。

こうした不良債権が生じた主な理由としては、厳しい漁業経営環境あるいは信用事業執行体制の脆弱さ、そういった問題があるかと思っております。

なお、自己資本比率四％未満の漁協は、平成十一年七月時点で七十九漁協ということに相なっております。

○大脇雅子君 規模が小さい中でかなりリスクを負った比率というのは相対的に高いということが憂慮されます。そうしますと、系統信用事業にお

いてペイオフ解禁の一年延長措置というのがどのように影響してくるのでしょうか、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 我が国経済を確実な安定軌道に乗せるためには、一部の中小金融機関について経営の一層の実態把握を図り、その改善を確実なものとする等により、より強固な金融システムの構築を図る必要があるとの観点から、与党間の合意を踏まえ、政府といたしましては、ペイオフ解禁の一年延長の措置を図ることとしております。

系統金融機関におきましては、当初予定どおり十三年三月末を目途に合併や自己資本の増強等による経営体質の強化に積極的に取り組んできたところであり、今回の一年延長の決定は、我が国金融システム全体をより強固なものとすることを目的としたものであること、ペイオフといった金融機関の基礎的な競争条件は同一である必要があることから、農協系統金融機関につきましてもペイオフ解禁を一年延期することとしたものでございます。

○大脇雅子君 一九九八年に策定された農水省の農政改革大綱というのによりまして、「事業機能の一層の強化や経営の効率化が求められている中で、農業者の協同組織として、農家農民のために各種事業を行う総合事業体としての本来の役割を十分に果たし得るようになる」と、この目的に書かれているわけですね。こうした再編整備計画が実施されており、その進捗状況は六五・六％と言われているわけですね。今年度末までに全体で五万人の職員削減計画が打ち出されておりますが、これまでの経過と削減された職員の再就職支援、再雇用保障対策というのはどのような形で進んでいるのかお伺いいたします。

○政府参考人(石原義君) 農協系統組織では、平成九年十月のJAの全国大会におきまして組織再編とあわせまして農協系統全体で五万人の人員削減を行うことを決定いたしました。現在実行しているところがございます。具体的には、平成七年

三月末の三十五万人から平成十三年三月末に三十万人にするということでございます。これまでの進捗状況でございますが、平成十一年三月末、昨年の三月末現在の職員数は三十三万七千人となっております。このように人員削減に当たりましては、系統といたしましては、新規採用等の抑制、それから早期退職優遇制度の導入、こういうような措置によりまして雇用上の問題が生じないよう努めているところでございます。

それからまた、職員の再雇用につきましても、定年退職者の再雇用のための人材センターを設置したり、あるいは定年年齢に達した者をそのまま雇用するあるいは再雇用するというような措置を講じているところでございます。

○大脇雅子君 冒頭述べましたように、農漁業政策というのは国の政策の柱であります。人体に害の少ない安全な食料の安定的で自立的な確保というのとは平和的な生活を希望する国民の要求に沿う政策として基本的に受け入れなければならないものであります。二十一世紀にふさわしい農協活動の今後のあり方というのについてどのようにお考えなのか、大臣の御見解を伺います。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 委員御承知のとおりでございますが、食料・農業・農村基本法の理念の実現を積極的に推進していくことが農協系統にまず求められておると思っております。また、大銀行の再編等の金融情勢の変化の中で、信用事業の体制整備、体質強化も重要な課題となっておりまして、こうしたことから、農協系統におきましては、本年十月のJA全国大会を目指して事業、組織の改革を進めようとしておりまして、先般におきまして理事会で取り組み方向の骨子を決定したと聞いております。

農協系統の事業、組織の改革は、基本法に基づき農業政策の推進の観点からも極めて重要であるため、農林水産省といたしまして、経済局長の私的検討会として農協系統の事業・組織に関する検討会を設置し、検討を開始したところであります。

す。経済社会の大きな変化の中で、今後とも農協が担い手や女性を初めとする農家、組合員に対して地域農業の振興や農村社会の発展にとって必要なサービスを的確に提供していきけるようにすることを旨として検討を進めているところでございます。

全中理事会で決定した取り組み方向の骨子のポイントを申し上げますと、食料・農業・農村基本法を踏まえて消費者との連携を強化していくこと、地域農業の振興や担い手農家の支援に積極的に取り組んでいくこと、農村社会のニーズに適切に対応した確かな住民サービスを提供していくこと、金融情勢の変化を踏まえてJAグループの総合力を高め、高度なサービスを提供できかつ健全性の高い信用・共済事業の体制を確立していく、こういうことが決定をされておるわけでございまして、こうしたことが二十一世紀において農協が果たしていくべき大きな役割ではないかと考えておるわけでございまして、これにできるだけ協力をし、やっていくことが大事であると存じます。

○理事(須藤良太郎君) 時間です。

○大脇雅子君 はい。

戦後、私は、農村におりましたときに、やはり農協というのは農村地域の一つの司令塔であり一つの道しるべであったということでありまして、二十一世紀におきましてもそうした展開をぜひ御検討いただきたいと思います。

どうもありがとうございます。

○田名部匡省君 私が質問するのもちよと、何となくやりにくい思いがしますが。

私が大臣のときに新農政というのをつくりました。農業も企業感覚でということを一項入れろというので随分議論しまして、それから地域の実情に応じてということを入れなきゃだめだ。要するに、北海道のようにあの広いところでやる農業、雪の降るところ、沖縄のように雪の降らぬところ、法律一本つくってこれで全部やらせようというのは無理だということで、この二つは入れ

ました。

それから、株式会社の参入というのが、これが一番めめまして、構造改善局長えらい反対したんですけれども、しかしこれからの日本の農業というのはやっぱり株式会社が入り込んで、経営内容をはっきりし、自己責任というものを感ぜてやる農業に展開していかないと、ということで実はやりました。

それから、部会であつて申し上げたのは、外部から専門家を登用すべきだと。特に財務の専門家がいないと、なかなか農協によつては立派な農協もあるし、あるいは小さいところでは本家の父さんだからやつておけというので農協の組合長になつておる、年とつた人たちですから、経理が何やというのはいくらも全然わからない。あのころは商業高校の卒の女の子なんか何千万もごまかされても、それすらどうなつていたかわからないといううなことがあつて、こういうことを私はずっと提言してきたという経緯があるんです。

それで、さつき信連、農協の経営のことはいりましたから、これはもう結構です。大体、地方によつて、パブルというのはこれはもう全部に影響ありまして、割合地方はパブルの影響を受けなかつたんですが、部会で受けたところの影響を受けておかしなやつたというのはいくらもありません。

〔理事須藤良太郎君退席、委員長着席〕

それから、私の方の津軽地帯というのはリンゴと米なものですから、これ以外ないから信用組合は恐らく、合併もしたりしたけれども、経営は相当厳しいのではないかと思ふんです。これ以外にないわけですから、だから、これも地域によつてばらつきもあると思ふんです。

そこで、私が一つ心配しておるのは、金融業の競争が激化する中で、農協が相互事業の一環として信用事業をや切つていけるんだらうかなという実は心配をしておるんですね。この辺のところについてのもし所見があつたらお伺いしたいと思います。

○国務大臣(吉沢徳一郎君) 農林水産大臣の経験者であり先輩である委員の御質問でございます

が、やはり田名部大臣のときに新農政の方向が定まつたわけでございます。そういう中におきまして、例えば農協の合併等におきましては財務調整の指導を行う合併推進法人の制度、こういうようなものが設けられた。それからまた、地域に應じて地域の事情を十分踏まえた政策も展開をされなされた。それからまた、株式会社等におきまして、やはりこれは新しい方向として、農業というものをつまり専一にしていこうという一つの枠を明確にしましてやつていく。こういうことで、今回は農地法の改正等においてそれも入れてやつておるところであるわけでございます。

また、信用事業におきまして、ただ構成している理事だけではこれに対応できないんじゃないかと、こういう御指摘であるわけでございますが、やはりこれも農協の業務内容が高度化、専門化することの中で迅速的確に業務を運営していくということが大事である、こういう観点から平成八年の農協法の改正で経営管理委員会と理事会の併用方式が選択肢として導入されました。

経営管理委員会は、その全員が組合員代表の中から選ばれ、農協の事業運営の基本方針の決定と理事の任命を行い、一方で理事会は経営管理委員会の決定した基本方針に従つて日常の業務運営を行うこととされておるわけでございます。経営管理委員会制度が積極的に活用されるようになれば専門家が登用されまして新しい時代に対応できる、こういうことも可能になってくるものと思ふわけでございます。

○田名部匡省君 合併問題も私のときに随分進めべきだと。これは農家がどんどん減つてしまつて、もう農協自体が成り立たなくなつていくだろう。であれば、合併して効率のいい農協をつくるというところでなかつたら、農協がおかしくなると農家がおかしくなるんです。

私のところに現にあつたんです。鶏卵が何かに手を出しておかしくなつて、それで合併しろというのでやつたら、十の合併をやりまして、あと二つ、また、ですから、私の方の八戸市内の農協は

もう全部合併しちゃつています。一つだけは赤字農協なものですから、合併したくない、あんな赤字のところと、という問題が、これは津軽の方でもあるんだ、あそこはしたくないとか、これは嫌だとか。そうすると、悪いのだけが一緒になると。こういうことで、この解決の手だてをやつぱりきつとするとすることが大事だろうと思ふんです。

それと、結局、私の三戸郡で一つ、やつぱり缶詰工場を誘致して、金を貸して、缶詰工場が倒産しちゃつた。それで農協がおかしくなつちやつた。そうしたら、理事の中に、おれは理事をやめた。これやめたと言つたつて、もう責任があるわけですから。

ですから感覚的に、組合長さんもそうで、ちゃんとした農協は別ですけれども、そうでないところは、農協の組合長の選挙なんつていうと、理事の選挙だつてまあ熾烈なものです。なることには一生懸命だが、責任を伴うということの意識というのはいくらも薄い人もおるんじゃないかな。

ですから、やつぱり農林省でも、経営感覚と理事になるということとはこういう責任が伴いますよというのをこれは徹底しないと、なるだけはないわけが、あとは知らぬ、やめたなんて言われても困るわけですね。

そういうことをどうですかもう少し新しい農協のあり方の中に含めて、これから内部をしっかりとっていくことがまずスタートだと思ふんです。それが無い限りは、時々こういうことをやつてもまた起きてくるという心配を私はしておるんです。そういうことで新しい時代に、今みたいなことを経営管理委員会もしっかりとやる、理事の人たちもしっかりと感覚を持つてやる、外部からも専門家を入れて心配のないような体制をつくるということ

が私はまず最初だと思ふんですが、どうですか。○政府参考人(石原義君) ただいま田名部委員がお話になつたとおりでございます。

我々といましては、その農協の経営を健全なものにするためには、やはり立派な理事、理事

長さんのリーダーシップのもとに農協の運営がなされていく必要があると思つておるところでございます。

そういうこともございまして、先ほど大臣の方から答弁をさせていただきましたような、経営管理委員会というそういう制度も平成八年に入れました、これを積極的に導入しようとしておるつもりでございます。

しかし、残念ながら、これまでのこの制度の導入のぐあいを見ますと、奈良県とか香川県、これはほぼ一県一農協という大きな農協でございます。こういうところではこの制度が導入されておりますが、単協段階ではなかなかこれが導入されていらないというところがございます。

我々はこの制度を積極的に導入させていただきたいと思つておりますし、また、先ほどおっしゃいましたように、農協の理事さんはなることには非常に熱心ですけれども、その責任を果たすことについては若干問題ありということでございます。この点につきましては、社会慣習としてしまつてこれは刑事責任のほかに民事責任、何かありましたときに、刑事責任ももちろんでございますけれども、民事責任も問うということでございます。こういうことで、我々厳しく理事さんに対応を求めまして、経営の健全な運営を図つていきたいと思つておるところでございます。

○田名部匡省君 漁協は個人というよりも経営体が大変な負債で、今、県から市から相当の助成を受けて、それでもだめになつて大変苦勞しているんです。ところが、経営体なものですからいい漁師の人たちは入らない、これまたおかしい人ばかり集まつてさらに苦勞しているわけですよ。ですから、こういうことを本当にどうすればいいのかなと。特に漁業の場合は船を一杯つくるということも大変な億単位の金ですから、それはおかしくなるとも来ますよ、大きいですよ、農家と違つて。ですから、健全なところは、私は漁協に参加しない一人でやりますよ。

しかも最近、農村に行つてみても都市化が進んで、裕福な農家は農協から物を買わないんです。安いところを見つけて現金で買ってくる。そんな時代で競争していかなくやならぬわけですから、やっぱり相当の決意を持って、農協の役員さん方は先を見て、やるものはやめていくと。スタンでも宿泊施設でも、漁協でも何でもやっているところはありますけれども、結局、時代の変遷に合った切りかえができませんよ。

どうぞそういうこともよく見て相談してあげなきゃいかぬし、もろもろありますけれども、時間が来たらから終わりますけれども、何と言つてもそういうものになれていない純朴な人たちですから、それだけにだまされやすいところもあるし、どうぞしつかりそういうことにならぬように体制をつくつて、この法律も十分生かして頑張つていただきたいと思ひます。

最後に大臣の御所見を伺つて、終わりたいと思ひます。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 農協も漁協も、合併を妨げる要因の中にやはり農協間の財務格差がある、委員の御指摘のとおりだと思ひます。

それで、平成四年に農協合併助成法の改正、これは委員が大臣のときにやったわけでございまして、これも一つ言ひますと、農協の固定化債権を償却するための資金を貸し付けている信連等に對し利子補給を行うということも決めているわけですから、そうした格差をできるだけは正しながら合併をしていく。

先ほど岩手県の東北農協のお話もありましたが、自己資本率を高めていくという上におきましては、一つは、例えば新幹線とか高速道路が通りますと土地の価格も上がつてまいりまして、そういうものを加算してまいりますと自己資本率は上がつていくので、そうしたことを踏まえて合併等をやつて経営難に対応する、こういうこともやつておるわけでございまして、個々にそれぞれ財務格差等の問題を解決しながらやつていく。漁協におきましても、岩手県とか青森県はリア

ス式の海岸ですから浜ごとに漁協がある、極めて小さい。そういうものをやはりできるだけ説得して、地域主義にこだわらないように、大きな合併をしながら経営体を安定したものにしていける。こういう努力が大事かと思ひますので、一生懸命努力していきたいと思ひます。

○田名部臣省君 ありがとうございます。終わります。

○西川きよし君 よろしくお願ひいたします。

今回の法案では、貯金保険制度の充実を図りまして、また系統金融機関が破綻した際にどのような預金者を守つていくか、これが一番の目的であると思ひますけれども、預金者の保護を考へていく上でやはり基本となるのは、系統金融機関が収益力の高い健全な経営をいかにしていくかというところであると、こう思ひます。

そこで、破綻を未然に防ぎまして経営の健全性を確保するために重要な役割を果たします系統金融機関への検査の体制ですけれども、これについて冒頭お伺ひしたいと思ひます。

これらの金融機関の行政検査そしてまた外部監査は、どの機関がどういった形で行つていくのかというのを御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 系統金融機関につきましては、金融をめぐる情勢が大きく変化する中で、経営環境も厳しいことから、行政検査や外部監査の一層の充実強化を図る必要があるものと考えております。このようなことから、農協に対する検査を担う都道府県におきましては、公認会計士等を検査補助職員として活用するなど、検査体制の強化に向けた取り組みに努めていると承知しております。

農林水産省としても、各種研修の実施等を通じて都道府県の検査職員の資質の向上、検査項目等を盛り込んだ標準的な要領の作成、都道府県知事の要請による国と都道府県との共同検査制度の活用等を推進しているところであります。

また、農協、信連の監査を行う農協中央会には公認会計士を置くこととされておりますけれども、農協中央会におきましては、この公認会計士との連携を強化し、その検査手法の有効活用等により中央会監査の水準の引き上げを図つていくと承知をいたしておるわけでございまして、今後とも国、都道府県、農協中央会が緊密な連携を図りつつ検査、監査の充実強化を図つてまいりたいと考えております。

○西川きよし君 農林水産省の懇談会の答申でも充実や強化の必要性が指摘されているわけですが、例えば単位農協の監督機関である都道府県の検査につきましては、検査に当たる職員が頻りに異動するためになかなか検査の能力の高い専門家が育たないということも伺ひしております。当然定着もしないわけですから、そしてまた、農協中央会によります外部監査につきましても、系統内部の監査のために厳格な対応はやっぱり難しいのではないかとというような指摘もございします。

そうした点につきまして、監査の充実強化のために何が重要かということをよくお考えいただきたいと思ひます。例えば、今まで信用組合の検査に当たつていた方を活用するとか、そして具体的な対策をこういつた細かいところから、ずっと身近なところから活用できるものはしていただきたい。

今後、農林水産大臣といたしましてはどういったお考えでしょうか、御答弁いただきたいと思ひます。

○政府参考人(石原義君) 検査、それから外部監査につきましては先ほど大臣の方から御答弁されていただいたところでございまして、ただいまお話のありましたように、都道府県の検査のあり方を考えましても、能力的によりあると思はれるこれまで信用組合の検査をやつてきた方、こういう人を活用すればいいのではないかとということでございします。

我々、その点につきましては、今回、信用組合の検査につきまして都道府県が関与しないという体制になりましたので、これは既に金融監督庁の方でもその辺に目をつけまして、金融監督庁の方でも、これまで都道府県におきまして信用組合の検査をしていた人に手伝つていただくとかということを考えておりますけれども、我々も都道府県の農林水産担当部局の方にお願ひをいたしまして、できるだけ人事でそういう信用組合の検査をしていただく人を農林水産部の方に持つてくるように、そこでもまた検査に従事できるようにということをお願いしているところでございまして、我々もこういう方向で努力していきたいと考えておるところでございします。

○西川きよし君 少しでもよりよい方向で、我々が納得できるような方向をよろしくお願ひ申し上げます。

もう時間も残り少ないものですから、次に農協の高齢者介護について少しお伺ひをしたいと思います。

若者が都会へ出ていったり出生率の低下、いろいろございします。そんな中で、現在農協が行つている高齢者介護活動の取り組みについてぜひ本日お伺ひしておきたいと思ひます。

農協を取り巻く経営状況も厳しい中ですけれども、高齢者介護活動事業による例えば採算面などはいかがでしょうか。懸念がないものかどうか最後にお伺ひして、終わりたいと思ひます。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 高齢化が急速に進行しておる農村地域におきましては、農協が高齢者福祉活動に果たす役割は大きく、住民が自発的に家事その他の面で助け合うJA助け合い組織を設置するなど、地域に密着した高齢者福祉活動を推進してきているところであります。

これは、平成十一年度以降ボランティア組織で約七百五十組織と、こうなつております。そのうち高齢者介護活動につきましても、これまで訪問介護員を独自に養成するなど介護保険制度に対応するための体制整備も進めておりまして、現時点では三百二十二農協が訪問介護の事業者指定を受けているところであります。

高齢者介護事業の実施に当たりましては、農協

経営に悪影響を与えないために採算性をよく検討して適切に行っていくことが重要であると考えておりまして、農協合併の推進により事業規模の増大を図りますほか、特に市町村との連携を密にすることが大切であると考えておるところでございます。

○西川きよし君 よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○日出英輔君 せっかくの機会をいただきましたので、玉沢農林大臣と金田政務次官に二問ずつ御質問をさせていただきます。

初めに、先ほど大脇先生もお話しになっておりましたが、二十世紀の農協のあり方という点につきまして、農林大臣のお考えを伺いたいたくでございます。

といいますのは、きょう議論しております農協貯金保険法が預金保険法と別の世界で必要なのは、これは多分私の理解によりますけれども、農協というものが信用事業だけではなくて、販売事業でありまして、購買事業でありまして、共済、福利厚生、いろいろな事業、総合事業をしておられる中で、この農協というもののあり方を預金保険制度の中で位置づけることはできないというところでございまして、この農協というものを理解しておるわけであります。そういう意味で、これからの農協のあり方につきましては、信用事業の問題もさることながら、販売事業でありまして、購買事業でありまして、そういうこともろもろの事業のバランスの中で二十世紀の農協のあり方というのを探っていくんだらうという感じがいたしております。

先ほど、経済局長が合併の話もなさいました。五百三十といいますが、五百二十九と言っておりますが、今合併構想を目指しているわけでありまして、農協の合併が進んだからといって、この農協のあり方がきちんと達成されるというわけでもないような気がいたしております。そういう意味で、農協法ができてからもう五十年ということとで、さまざまな期待がこの農協にかかっている

わけであります。今、西川委員がお話しになっておりますように、特に高齢化が進んでまいりますと、農協のあり方としては特に福利厚生なんかの問題で重要性もまた認識されているところでございます。

そういう意味で、先ほどの大脇委員に対するお答えで私は大臣のお気持ちは大体わかったような気もするわけですが、どうやら将来のあり方ということになりますと、何といいますが、組織論に偏った特に合併等の話なんかが出てきて、それでよしとせいで、事足りるというふうな話ではなくて、もう少し総合事業をやっておる農協の力を満度に出すという観点から二十世紀の農協のあり方というのを考えたらどうなんだろうかと。これを、実は玉沢大臣の肉声をお願いいたして御質問をした次第でございます。よろしくお願ひいたします。

○国務大臣(玉沢徳一郎君) 今の農協の方向としては、やはりいろいろな経済社会の中におきましてその変化に対応しながら合併をしてやっていくこと。今、指摘をされました購買事業あるいは信用事業等におきましても、やはり合併をしていく、競争力もつけていく、こういうことが要請をされておると思うわけでございます。

それから同時に、やはり食料・農業・農村基本法が基本計画として打ち出されて明瞭にその目標がなされたわけでございますから、これらの実現を図っていくという観点からは農協の果たすべき役割は大変大きいものと、こういうふうにごえるわけでございまして、そうした面での期待も大事だと、こう思うわけでございます。

それから、同時にまた、農協が大きくなったからといって、農家、組合員に対してサービスが低下するということや、あつてはならぬ。やはり協同組合の精神にのっとって、一人は万人のために、万人は一人のためにという言葉があります。そうした精神を大いに高揚されまして地域社会のためにも貢献をしていく、こういう

ことが最も大事ななことと思うわけでございします。

○日出英輔君 ありがとうございます。

さて、貯金保険法の改正案の話でございますので、信用事業の話に参りたいと思っております。

政務次官に伺いたいと思っております。農協の信用事業は、何といましようか、郵便局と同じように一般の金融機関がなかなかないところでもある、あるいはなきやいけないというところと、大変大事な金融機関の一つになっていると思ひます。先ほど私の尊敬する田名部先生がお話しになっていた議論にもちよつと関係するわけでありまして、農協の経営内容が外から見ますと一見ブラックボックスのような、何も見えないようなふうによく言われることがございます。

実は、私もそういう印象もあつた時期もございしますが、この関係の仕事をしてる中で違つた印象も別に持っているわけでございます。

こういった総合的な事業をやりますと、信用事業で言われておりますような健全性の確保以上に、例えば経済事業はちゃんとやまいていくのかどうかとか、共済がうまくいっているのかどうかとか、こういった面でございますと、経営の健全性というものは信用事業で言われている以上のことを実は要求されているんじゃないかという気がいたしております。余りいい例ではありませんが、幾つかの農協が債務超過に陥つたり、私のふるさと信連が、これは破綻ではございませぬけれども、累積の欠損金がかかり大きくなりまして、昨年全国の支援組織の中で助けていただいたということがございます。

この中で政務次官の御感触を伺いたいたのでございますが、こういった貯金保険制度が運用されるとか、こういった援助制度というものが発動されましますときに、実は地元の体制といましようか、地元の責任を発揮するといことがまず実は大前提になつていようでございます。端的に言いますと、貯金保険制度も全額ではありません、地元で大体半分ぐらいは負担をするというのが一つの

前提になつていようでございます。そういったことで、私は一般的に組織関係者のモラルハザードが防げているんじゃないかという感じは実は持っていますのでございしますが、この辺につきまして金田政務次官から、大変金融についてもお詳しいし、農業のことについてもお詳しい政務次官から、そういった私の印象は間違つていないのかどうかちよつと伺いたいたく思ひます。

○政務次官(金田勝年君) 委員からたゞいま御指摘がありました、農協が破綻します際に隣接する農協との合併あるいは事業譲渡によりまして処理を行つてきているという状況なんですけれども、その際に、地元の責任体制が非常に重要だと。モラルハザード、いわゆる関係者のモラルハザードが発生しないようにしていただかないかと、こういう御指摘なわけですが、その際に、破綻農協の組合員も出資金を放棄する。それから破綻農協の役員も民事責任あるいは刑事責任を厳格に追及する。そしてまた、さらに破綻農協自身の自助努力に加えて、県内の県段階での相互援助制度という系統組織の最大限の支援を行う、こういうことをやりました上で、不足する部分を全国相互援助制度、そして貯金保険制度という形で負担をしてきておるという状況にあるわけであります。

このような仕組みによりまして、委員ただいま御指摘のように、農協関係者の倫理観が欠如する、いわゆる関係者のモラルハザードが発生するといふような不安な事業運営が行われることのないようにしてきているところであるわけであります。申し上げるまでもなく、今後とも農協システムの信用事業につきましては、自己責任原則を踏まえまして、農協システムが健全な事業運営に努めていくことが何よりも重要である、そして農林水産省としても、そういう観点からしっかりと指導してまいりたい、こういうふうに思っております。

○日出英輔君 今、政務次官がお話しになりましたように、単協が破綻したときに、例えば隣接

の農協に合併しますとき、当然のことながら金融機能といましようか、それは引き継ぐということをしております。これは地域の金融機関として大変大事なことだと思っております。さらに、お話の中にもちよつと触れておられますが、例えば私の地元信連のときは各単協からの出資金を百億の減資をするということも実はやっております。

さらに、ちよつと印象だけ政務次官に何つて恐縮なんです、農協法三十三条に、職務を怠つたときの理事の連帯責任という規定がございます。実はこれは商法にも同じような規定があるようにございます。なかなかこの忠実義務違反で理事さんが連帯して責任を負うということ自体を問うのは一般に訴訟等でもなかなか難しい世界じゃないかと思ひますが、ただ、私の知っている限りにおきますと、農協等ではこれが意外に多く、この規定を前提にした役員の方の責任追及というのが非常に多いようにございます。あつさり言いますと、家屋敷まで全部売って債務に充てるということをやっているのも随分多く聞きます。

印象で結構でございますが、私は、先ほど田名部先生がおっしゃったように、農協の役員になるというのが地域の名誉職的な面であられる場合が確かに多いことは多いのでありますが、ただ、一般にサラリーマンの役員と違ひまして、そういった責任を負っているということも十分踏まえていただくべきです。印象だけで結構でございますが、一般の企業経営者の責任に比べて少し重くこの規定を認識しているのではないかと気がするのでありますが、感想だけひとつ。

○政務次官(金田勝年君) ただいま委員御指摘のとおり、役員の損害賠償責任の追及に当たりましては非常にしつかりとやっておるという印象を持っております。

○日出英輔君 いずれにしても、経営基盤その他薄弱な農協であり、さらに漁協でございますので、なかなか指導につきましては大変だと思ひておりますが、よろしくお願ひをしたいと思ひま

す。これで質問を終わります。ありがとうございます。

○益田洋介君 再生委員長、御苦勞までございます。

クレディ・スイスの検査の際に、グループ全体の検査を行つて法令違反の摘発をした、それから今月中にも行政処分が予定されておりますドイチ証券についても同じ手法を用い、さらには日本国内にありますドイツ系の銀行六行についてもやはり法令違反があつたということがこのグループ全体の検査の成果として判明しているわけでございます。

基本的には、将来、七月に今度は衣がえをして金融庁になるわけですが、こうした手法を国内の金融機関についても取り入れる、それは具体的には証券子会社でありますとか海外の拠点、それから信託銀行子会社についても取り入れると、私は、これは大臣、非常に賛成なんですけれども、むしろ遅きに失したんじゃないかと思ひてゐるんです。

例えば最近の例ですと、東京三菱銀行、これはデリバティブで上げた収益を海外の子会社にツケ回したと。言つてみれば、これは旧来ありました山一証券ですとか日債銀ですとか長期信用銀行は不良債権を海外の子会社に、グループ全体の検査が行われていればこういうものが随分前から摘発できたはずなんです。

どうしてこんなに遅くなつたのかということと、それからこの検査方法を取り入れるということについての御決意を伺つておきたいと思ひます。

○政府参考人(五味廣文君) お話にございましたように、検査事務年度と申しますのは七月から六月でございますが、前検査事務年度では金融グループに対する検査は外国金融機関二グループのみにとどまっております。

その国内の金融機関に対するグループ検査あるいはコングロマリット検査がはなから理由と

いうことでございますが、結論から申しますと、非常に緊急度の高い検査が実は幾つかございまして、限られた人的資源をそちらに集中的に投入をしていったという事情がございます。

具体的に申しますと、御承知のように、金融監督庁が発足いたしました直後の平成十年七月に金融再生トータルプランが取りまとめられました。その中で、主要行を初めといたします銀行の資産内容の緊急的な把握が必要であるということで、主要行、地銀、第二地銀全行につきましてその資産内容の実態把握を緊急的に行うということがございまして、これに日銀と連携をいたしましてまず取り組み、次に昨年の四月から保険会社につきまして、ソルベンシーマージン比率に基づく早期は正措置制度というものが導入をされました。これは正措置制度といたしまして、Y2Kに関する専門チームを編成いたしまして、Y2Kに関する専門的な検査を緊急に実施をしております、これは日切れ物でございますので、待たなしたということでございます。

このような幾つかの緊急度の高い検査にビューマンリソースを集中投入したという結果、グループ検査というものがおくれたという、これが理由でございます。

それから、今後の取り組みでございますが、この点につきましては、平成十一検査事務年度、すなわち昨年の七月からことしの六月までの検査の基本方針を定めまして検査基本方針というのがございまして、この中で金融機関等グループ、コングロマリットの一体的な実態把握ということで、連結ベースでの監督ということも踏まえまして、親金融機関と金融機関等子会社のグループを一体に検査する、また本店の検査の実施とあ

わせた海外の拠点についてそのルール遵守状況等について実態把握を同時に行うといった、こういった

た重点事項を定めまして、これに基づきます検査を実は今年度から指導いたしております。

一応、生命保険会社に対します集中的な検査に大体めどが立つてまいりましたことと、金融検査マニュアルの全面適用の対象となります昨年の九月期決算が出そろつたということを受けて、ことしの一月から主要行につきまして二巡目の検査に入りますときに、このグループ、コングロマリット検査という手法を導入し、子会社あるいは海外の拠点というものを同時に実態把握するといった方式の採用を始めたところでございます。

間もなく本事務年度を終了いたしましたして来事務年度に入りますが、今後とも引き続きまして連結ベースでの資産内容あるいはグループ間の取引関係効果的に把握する、そのために親金融機関等と金融機関等子会社、海外拠点、この一体的な実態把握を行う、こういうような考え方でおります。

○益田洋介君 次に、前回も再生委員長とお話し合ひをいたしました異業種業界から銀行業への参入でございますが、これについては、再生委員会と監督庁が先日ガイドラインを発表しました。

しかし、残念なことに、まだ不透明な部分が幾つかございます。例えば、子会社の銀行から親会社が安易な資金調達をするのではないかと、いわゆる機関銀行リスクというのがこのガイドラインからは解消できるというふうには見えてこないわけでございます。

それからさらに、親会社への立入検査権限が付与されるのかどうか、これもやはり銀行法の改正の問題となつてゐるわけでございますが、この点もはつきりしない。

さらには、ベンチャービジネスで海外の親会社が一〇%程度出資をしているときには、これは融資制限条項に抵触するのかわかりませんが、はっきりして

おりません。それから、この間でございましたニュー・LTC B・パートナーズ、NLPに出資する欧米の金融機関というのは大体一〇%前後あるいは一〇%に

満たない程度である。そうすると、これも事実上の監督の対象外になってしまうんじゃないか。

そういうふうなさまざまな懸念が残っているわけですが、この点は将来的にどういうふうに取り扱われるおつもりか、伺いたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) お答えをいたします。

先ほどの検査の御質問でも七月一日から新しい組織になるという御指摘がございまして、七月一日から大蔵省から大部分の金融企画機能を金融庁というところでいただく。そうしますと、今の御質問は立法論にわたるところが多分ございまして、ので答えやすくなるんですが、現在私はどちらかというと執行官庁の長でございまして、立法論は正直申し上げるとお答えしにくいわけでございます。

ただ、今御指摘のように、プロジェクトチームを設けて、他業種の参入につきましても海外の調査を重ねたりあるいは中で議論を重ねてまいりまして、結論はまだ出ておりません。現行法の枠内での運用上の指針についてはその基本的な骨格は固まりつつあるわけでございます。

それで、事業親会社へ立入検査ができるかという点ですが、現行銀行法上はそういう権限が私どもに与えられておりませんので行うことはできないわけですが、今検討している運用上の指針の中で事業親会社を親会社等を持つ形態の銀行に対する対応について、子銀行の健全性を確保していかなくやらない、そういう観点から、例えば免許申請時に事業親会社の事業リスクが子銀行に波及していないための遮断策と申しますか、そういうものの策定を求めて、その確実な履行を免許の条件とするとか、あるいは事業親会社等の財務状況などについては免許申請時にチェックするとともに、免許後も定期的に事業親会社等の財務状況などを示す資料を当局に提出することを免許の条件とする、こういうようなことを現行法の中でやっていったらどうかというふうに考えているわけがあります。

いずれにせよ、異業種参入等新たな形態の銀行に対する免許審査あるいは監督上の対応につきましては、今後最終的な詰めを行いつつ、今月末までに一応運用上の指針案を策定、公表してパブリックコメントにかけて、その上で最終的に取りまとめることにしたいと思っております。

それから、事業親会社等いろいろ今の銀行法ではできないだろう、もう少しこういうことをはっきりさせよという御指摘がございましたけれども、それは今後金融審議会等において検討していただくべき課題であろうと思っております。

○益田洋介君 ありがとうございます。

次に、法務省にお尋ねいたしますが、四月一日に施行されました民事再生法、非常に申請が多くて、具体的にそのスピードというのは前の和議法の三倍ぐらいのペースで申請が行われている。

それで、結局、余り簡単に申請がなされて、経営者が要するに自力で再建するという努力がないまま倒産に向かっていく、これがやはり企業のモラルハザードにつながるのではないかとという声が非常に多くなっております。倒産が進みますと、債権の大部分は放棄せざるを得なくなるわけ、このことからやはり株主の代表訴訟なんかにつながりかねない。

この民事再生法というのはやはりもう一回見直す必要があるんじゃないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(細川清君) 民事再生手続におけるモラルハザードの問題についてのお尋ねでございますが、再生手続は申すまでもなく再生債権債務者が一方的に債務の減免等を得て企業再建を図る手続ではなくて、再生債務者が再生計画案を提示して、再生債権者の多数がこれに同意することが必須の条件でございます。

したがって、再生手続においては、再生債権者の多数の同意を得られる再生計画案を提出しなければならず、その前提として経費削減等の経営努力や経営責任の明確化が不可欠なものとなるものでございます。

また、再生手続におきましては、従前の経営者が事業経営を継続するのが原則でございますが、その事業経営に問題がある場合には裁判所により管財人が選任され、従前の経営者の業務執行権が奪われることとなるわけでございます。

これに加えて、経営者等の役員は損害賠償義務を簡易迅速に追及するため、訴訟手続ではなくて決定手続による査定の制度を設けております。

さらに、企業の財産を隠匿するなどの債権者を害する行為に対しましては、詐欺再生罪を新設いたしまして、十年以下の懲役または二百万円以下の罰金という刑罰を定めております。

倒産前後に違法行為を犯した経営者の民事上、刑事上の責任は、こういった制度によって厳格に追及することとしているわけでございます。

したがって、民事再生法におきましては、モラルハザードを防止するための十分な方策がとられているものと私どもは考えておりますが、この四月一日から施行になったところでございまして、今後ともその運用状況を十分注視してまいりたいと考えているところでございます。

○益田洋介君 次に、公正取引委員会に伺いたいんですが、北海道庁発注の農業土木工事の入札の談合事件が指摘をされて、実に二百九十七社が排除勧告を受けたわけです。しかし、それ以上は何もできない。特に発注者側については責任を追及する手だてが既存の独禁法ではない。こういう欠陥がまた明るみに出たわけでございます。

平成七年に日本下水道事業団の部長と次長が、これは独禁法違反の補助罪容疑で逮捕されました。このときもやはりここで終わります。上層部には責任が至らなかった。さらに、昨年十一月の防衛燃料談合では、改善要請がなされただけで、やはり発注側の責任は問えなくなりました。

この法の不備というのについて、相当やはり繰り返し問題が明らかになってきたと私は思っています。

ことしの一月に公取の根拠委員長が官製談合を取り締まるように独禁法の改正をすべきである

と、そういうふうにおっしゃったわけですが、その後何にも進んでいない。一方で、アメリカではやはり刑事罰というのはかなり厳しくしているわけでございます。ロバート・グロンディンという在日アメリカ商工会議所の会頭については、競争原理、競争政策の不徹底が日本の経済の最大の問題点だという指摘までしている。この点いかがでしょうか。

○政府特別補佐人(根来泰嗣君) ただいま御指摘のように、本年五月十五日に北海道の上川支庁管内の建設業者あるいは測量業者に対して排除勧告をいたしました。この結果は、まだ本人らは応諾するかどうかという最終的な結論は出ていないのでございますが、御指摘のように、本件につきましては発注者がこの事案に関与しておるところが多いわけでございます。そういうところで、私どもの方から発注者であります北海道庁に対して要請というのを行っております。

そこで、この発注者の責任をどういうふうに考えるかというところは、私ども法執行に当たる者としては、発注者の責任も大きいんじゃないかというところを、また発注者に対してどういふふうな対処の仕方をするかというところをいろいろ考えておるわけでございますが、現行の独占禁止法では事業者または事業者団体が対象となっておりまして、発注者は対象となっていないというところがございまして、だけれども、この問題は大変大きな問題でございますので、そうきょうあすという改正を国会にお願いできる問題ではございませんので、私の方も十分検討いたしまして、成案ができましたら国会の方へ改正をお願いしたい、こういうふうな考えをしております。

○益田洋介君 ぜひ鋭意努力して実現をさせていただきたい、そのように思うわけでございます。これは道庁の発注ですので農水省直接は関係ないわけですが、監督官庁として、政務次官、どのような感想をお持ちですか。

○政務次官(金田勝年君) 委員ただいま御指摘の北海道庁の上川支庁発注の農業農村整備事業に関

しまして、公正取引委員会が五月十五日関係業者に對しまして排除勧告を行った、そして北海道に對して入札制度に係る改善措置を求める要請を行ったという点につきまして、本件につきまして、このような事態は農業農村整備事業の補助事業に係ります予算の適正な執行の観点からまいりますと極めて遺憾であると受けとめております。

このため、私ども農林水産省といたしましては、補助金を交付する立場から、十五日に構造改善局長より、北海道知事あての遺憾の意を副知事に對して伝えております。そして、改善措置についての早急な報告を求めたところであります。

また、農林水産省といたしましては、排除勧告がなされた業者に対しましては、工事請負契約指名停止等措置要領に基づきまして北海道における直轄事業につきまして指名停止を行うことになること、そのように農林水産省としては対応することとしております。

○益田洋介君　ありがとうございました。

三月十三日 宮澤大蔵大臣は、昨年の第四・四半期、五・五%のマイナス成長であつたにもかかわらずことしの秋は補正予算を組まないというところで、事実上の景気回復宣言をされたわけですが、そもそも、そうしますと二〇〇一年にかけて相当のデフレの要因になつてくるんじゃないかということが懸念されておりまして、現政権になりましてから財政政策の転換というふうにもお見受けできるわけですが、政務次官いかがでしょうか。

○政務次官（林芳正君） お答え申し上げます。

これは大臣がいらつしやれば直接お答えいたただいた方がいいかと思いますが、大臣がおつしやつてゐるのは、まず一—三の数字が六月に出てくる。これはQEでございますが、それから四—六が九月に出てくると。毎年予算をやつて補正をやつてつてというのを二年ぐらい繰り返してまいりましたから、ことしもそういうことが要るかどうかを考える上で、多分六月に出てまいります一—三の数字というのは、大臣が今おつしやつて、委員が御指摘になつたような方向が出てくることは

恐らく間違いないであろうと。そして、その次の四一六の数字が九月に出るときが本当にそれでいいのか。まさに公需から民需にきちつとバトンタッチをして景気が自律的に回復できるかどうかというのをやっぱりそこで確認をしなければならぬ。自分はそれはそういうふうな方向でいくことを期待していると。こういう趣旨でございました、まだ今の段階で必ず要らないという御趣旨ではなくて、そういう方向で考えていきたいという考え方ではないかというふうに理解をしておるということでございます。

○益田洋介君　ありがとうございます。

○委員長(真鍋賢二君)　四案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時五十六分散会

五月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案

一、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案

農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案

農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)
 第一条 農水産業協同組合貯金保険法、昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

「第三節 保險金等の支払(第五十條)
第四節 資金援助(第六十一條)
第四章 貯金等債權の買取り(第六十二條)
第五章 雑則(第六十九條、第七十條)
第六章 罰則(第七十一條、第七十二條)」

	「第三節	保
	第四節	資
五條—第六十條)	第四章	貯金
第六十七條の二)	第五章	協定
十八條—第六十八條の四)	第六章	管理
條の三)	第七章	金融
七條)	第八章	雜則

險金等の支払(第五十五条―第六十条の二)
金援助(第六十一条―第六十九条)
等債権の買取り(第七十条―第七十三条)
債権回収会社(第七十四条―第八十二条)
人による管理(第八十三条―第九十六条)
危機への対応(第九十七条―第一百条)
(第一百十一条―第一百二十二条)
(第一百二十三条―第一百三十四条)
改める。

第一条中「に係る合併等に対し」を「に関し、合併等に対する」に、「資金援助を行う」を「資金援助、管理人による管理及び金融危機にに対応するための措置等の」に改める。

第二條第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「(前号に掲げる者から同法第十一條第一項第二号の事業を譲り受けたものに限る。以下「特定漁業協同組合連合会」という。)」を削り、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 農業協同組合法第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会

第二条第一項に次の二号を加える。

六 水産業協同組合法第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

七 農林中央金庫

第二条第二項を次のように改める。

2 この法律において「貯金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 貯金（農林中央金庫が受け入れた預金を含む。以下同じ。）

二 定期積金

三 信託業法(大正十一年法律第六十五号)
第九条の規定により元本の補てんの契約を
した金銭信託(貸付信託を含む。)に係る信
託契約により受け入れた金銭
四 農林債券(その権利者を確知できるもの
として政令で定めるものに限る。以下同
じ。)の発行により払込みを受けた金銭
第二条第四項に次の一号を加える。

五 水産業協同組合法第九十七條第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項及び第四項の事業

第二條第五項中「払戻しを停止する」を「払戻し(貯金等に係る債務の弁済をいう。以下同)を停止する」に、「第二号及び第四号」を「第三号及び第五号」に改め、同条に次の四項を加える。

この法律において「優先出資の引受け等」とは、次に掲げる行為をいう。

一 優先出資（協同組織金融機関の優先出資）に関する法律（平成五年法律第四十四号）

に規定する優先出資をいう。以下同じ。）の引受け

二 劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、農水産業協同組合の自己資本の充実に資するものとして

政令で定める金銭の消費貸借に該当するもの（をいう。）による貸付け

この法律において「損害担保」とは、貸付

けに係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなつた場合において、あらかじめ締結する契約に基づきその債権者に対してその弁済がなされないこととなつた額の一部を

9 この法律において「付保貯金移転」とは、経営困難農水産業協同組合の貯金等に係る債務の他の農水産業協同組合による引受けであつて、当該債務に第五十六条第一項から第三

項までの規定により計算した保険金の額に対応する貯金等に係る債務を含むもの(信用事業の譲渡又は譲受け(以下「信用事業譲渡等」という。)に伴うものを除く。)をいう。

10 この法律において「被管理農水産業協同組合」とは、第八十三条第一項若しくは第二項又は第八十四条第一項の規定により第八十三条第一項に規定する管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合をいう。

第十五条中「及び第四章」を「第四章、第五章、第七章及び第八章」に改める。

第三十四条中第五号を第九号とし、第四号の次に次の四号を加える。

五 第五章の規定による協定債権回収会社に対する出資その他同章の規定による業務

六 第八十六條第二項の規定による管理人又は管理人代理の業務

七 第七章の規定による優先出資の引受け等その他同章の規定による業務

八 第一百一条又は第一百十二条の規定による資金の貸付け

第三十五条第一項中「金融機関」の下に「又は債権回収会社(債権管理回収業に関する特別措置法(平成十年法律第百二十六号)第二条第三項に規定する債権回収会社をいう。以下同じ。)」を加え、同条第三項中「金融機関」の下に「又は債権回収会社」を加える。

第四十条第三項を次のように改める。

3 機構は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、その事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない。

第四十条の次に次の一条を加える。

(区分経理)

第四十条の二 機構の経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定

第二十三部 金融問題及び経済活性化に関する特別委員会

平成十二年五月十九日

【参議院】

を設けて整理しなければならない。

一 第三十四条各号に掲げる業務(次号に掲げるものを除く。)

二 第一百一条第一項の規定による優先出資の引受け等に係る業務、第七十七条第一項の規定による負担金の収納及びこれらの業務に附帯する業務

第四十一条中「機構は」の下に「一般勘定(前条第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。)」について「を加える。

第四十二条第一項中「第三十四条第一号から第四号まで」を「第四十条の二第一号」に改め、「政令で定める金額の範囲内において」を削り、「又は日本銀行から資金の借入れ」を「その他の金融機関(日本銀行を除く。その他政令で定める者から資金の借入れ(借換えを含む。))に改め、同条第二項を次のように改める。

2 機構は、前項に規定する業務を行う場合における一時的な資金繰りのために必要があると認めるときは、主務大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れ(借換えを含む。)をすることができ。

第四十二条に次の三項を加える。

3 第一項の規定による借入金金の現在額及び前項の規定による借入金金の現在額の合計額は、政令で定める金額を超えないこととなつてはならない。

4 農林中央金庫は、農林中央金庫法第十六条の規定にかかわらず、機構に対し、第一項の資金の貸付けをすることができ。

5 日本銀行は、日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第四十三條第一項の規定にかかわらず、機構に対し、第二項の資金の貸付けをすることができ。

第四十二条の二中「前条第一項」を「前条第一項又は第二項」に改める。

第四十九条第一項中「農業協同組合法第十條第一項第二号又は水産業協同組合法第十一條第一項第二号、第八十七條第一項第二号若しくは

第九十三條第一項第二号の事業」を「その事業」に改め、同条第二項中「貯金等の額」を「貯金等に係る債権の額」に改め、同項第二号中「同条第五項」の下に「から第七項(第一号を除く。まで)」を、「同条第四項第二号若しくは第三号」の下に「これらの規定を同法第百条第五項において準用する場合を含む。若しくは農林中央金庫法第八條において準用する産業組合法(明治三十三年法律第三十四号)第六十二条第一項第一号」を加える。

第五十条第二項に次の一号を加える。

三 第八十三條第一項に規定する管理を命ずる処分があつたとき、当該管理を命ずる処分に係る被管理農水産業協同組合

第五十一条第一項中「三月三十一日」を「前年の四月一日からその属する年の三月三十一日までの間の各日(日曜日その他政令で定める日を除く。)」に、「地方公共団体から受け入れた貯金、特定漁業協同組合連合会が農水産業協同組合である会員から受け入れた貯金」を「外貨貯金」に、「合計額」を「合計額を平均した額」に改め、同条第二項中「業務」の下に「(第四十條の二第二号に掲げる業務を除く。)」を、「差別的取扱」の下に「(農水産業協同組合の経営の健全性に依拠してするものを除く。)」を加え、同条第三項中「第四十二條第一項」を「第四十二條第一項又は第二項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第五十六条第一項中「地方公共団体から受け入れた貯金、特定漁業協同組合連合会が農水産業協同組合である会員から受け入れた貯金」を「外貨貯金」に、「第六十條」を「以下この条、第六十條及び第六十條の二」に、「有するものに限る」を「有するもの(同条第三項の仮払金の支払又は第一百一条第一項の貸付けに係る貯金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。に限る。次項において同じ。)」に、「その額」を「農林債券にあつては、その発行により払込みを受けた金額の額。以下同じ。)

及び利息等(当該元本以外の部分であつて利息その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。の額の合計額(その合計額)に、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の元本の額(その額が同一人について二以上あるときは、その合計額)が政令で定める金額(以下「保険基準額」という。)を超えるときは、保険基準額及び保険基準額に対応する元本に係る利息等の額を合計した額を保険金の額とする。この場合において、元本の額が同一人について二以上あるときは、保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

一 貯金等に係る債権のうち担保権の目的となつていないものと担保権の目的となつていないものがあるときは、担保権の目的となつていないものに係る元本を先とする。

二 貯金等に係る債権で担保権の目的となつていないものが同一人について二以上あるときは、その弁済期の早いものに係る元本を先とする。

三 前号の場合において、貯金等に係る債権で弁済期の同じものが同一人について二以上あるときは、その金利(利率その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。次号において同じ。)の低いものに係る元本を先とする。

四 前号の場合において、貯金等に係る債権で金利の同じものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

五 貯金等に係る債権で担保権の目的となつていないものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

第五十六条第三項中「場合」の下に「又は第

百十一條第一項の貸付けに係る貯金等の払戻しを受けている場合」を加え、「金額から当該仮払金の支払を受けた額」を「金額につき政令で定めるところにより当該仮払金の支払及び同条第一項の貸付けに係る貯金等の払戻しを受けた額（次項の規定により機構に払い戻されるべき額を除く。）」に改め、同条第四項中「保険事故について保険金の支払が行われる場合に、当該」を削り、「規定により支払われるべき保険金の額」を「規定による保険金の額のうち政令で定めるところにより計算した額」に改める。

第五十七條第三項第二号中「第九十一條の二第五項」の下に「（同法第百條第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第三号中「特定漁業協同組合連合会につき、農業協同組合法第六十四條第七項第二号又は」に改め、「第九十一條の二第四項第二号」の下に「（同法第百條第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（貯金等に係る債権の額の把握）

第五十七條の二 機構は、保険事故が発生したことを知ったときは、速やかに、当該保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等がその発生した日において現に当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権の額を把握しなければならない。

2 機構は、前項に規定する貯金等に係る債権の額を速やかに把握するため必要があると認めるときは、農水産業協同組合に対し、その旨を明示して、貯金者等の氏名又は名称及び住所、貯金等に係る債権の内容その他主務省令で定める事項について資料の提出を求めることができる。

3 前項の規定により資料の提出を求められた農水産業協同組合は、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して又は磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を

含む。）により、遅滞なく、これを提出しなければならない。

4 農水産業協同組合は、前項の規定による資料の提出に必要な貯金等に関するデータベース（貯金等に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものものをいう。）及び電子情報処理組織の整備その他の措置を講じなければならない。

第五十八條第一項第一号中「前条第一項」を「第五十七條第一項」に改め、同項第三号中「又は信用事業の全部の譲渡若しくは信用事業の全部若しくは一部の譲受け（以下「信用事業譲渡等」という。）」を「信用事業譲渡等又は付保貯金移転」に改め、同項第四号中「又は信用事業譲渡等」を「信用事業譲渡等又は付保貯金移転」に改め、同条第三項第一号中「前条第一項」を「第五十七條第一項」に改め、同項第三号及び第四号中「又は信用事業譲渡等」を「信用事業譲渡等又は付保貯金移転」に改める。

第五十九條第三項中「当該農水産業協同組合が破産の宣告を受け、又は当該農水産業協同組合について再生手続開始の決定」を「当該農水産業協同組合について破産法第二百六十條の規定による公告その他の政令で定める事由」に改める。

第六十條第一項中「応じ」の下に「政令で定めるところにより」を加え、「利息その他これに準ずるもので政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「応じ」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同項を同条第三項とし、第三章第三節中同条の次に次の一条を加える。

（課税関係）

第六十條の二 貯金者等有する貯金等（第二十一条第二項第四号に掲げるもののうち割引の方

法により発行される農林債券に係るものを除く。）に係る債権（以下この項において「貯金等債権」という。）について保険金の支払を受ける場合において、当該支払を受ける保険金の額に應じて機構が取得する貯金等債権のうち利息等があるときは、当該利息等の額に相当する金額は、当該貯金等債権に係る貯金等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額とみなして、所得税法、昭和四十年法律第三十三号）その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 貯金 当該貯金の利子

二 定期積金 当該定期積金に係る契約に基づく給付補てん金（所得税法第七十四條第三号に掲げる給付補てん金をいう。）

三 第二条第二項第三号に掲げる金銭 当該金銭に係る同号に規定する金銭信託の収益の分配

四 第二条第二項第四号に掲げる金銭 農林債券（割引の方法により発行されるものを除く。）の利子

2 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第四條の二及び第四條の三の規定の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十一條第一項中「又は合併等を行う漁業協同組合連合会（水産業協同組合法第八十七條第一項第二号の事業を行うものに限り、かつ、特定漁業協同組合連合会であるものを除く。次項及び第六十七條の二において同じ。）を削り、「救済農水産業協同組合等」を「救済農水産業協同組合」に、「金銭の贈与、資金の貸付け若しくは預入れ、資産の買取り又は債務の保証若しくは引受け」を「次に掲げる措置」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 金銭の贈与
- 二 資金の貸付け又は預入れ
- 三 資産の買取り

四 債務の保証

五 債務の引受け

六 優先出資の引受け等

七 損害担保

第六十一條第二項第一号中「農水産業協同組合等（農水産業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。以下同じ。）」を「農水産業協同組合」に改め、同項第二号中「農水産業協同組合等」を「農水産業協同組合」に改め、同項第三号中「信用事業の全部を他の農水産業協同組合等」を「信用事業を他の農水産業協同組合」に改め、「譲渡するもの」の下に「（信用事業の一部を譲渡するものにあつては、経営困難農水産業協同組合の貯金等に係る債務の引受けであつて当該債務に第五十六條第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額に対応する貯金等に係る債務を含むものが伴うものに限り。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 付保貯金移転

第六十一條第三項中「農水産業協同組合等のうち」を「農水産業協同組合のうち」に、「救済農水産業協同組合等」を「救済農水産業協同組合」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「第一項に規定する資産の買取りは、合併等」を「第一項第三号に掲げる資産の買取りは、合併等（第二項に規定する合併等をいう。以下同じ。）」に、「ただし、同項」を「ただし、第一項」に、「救済農水産業協同組合等」を「救済農水産業協同組合」に改め、同項各号中「農水産業協同組合等」を「農水産業協同組合」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 第一項第七号に掲げる損害担保は、前項各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

第六十一條第六項中「農水産業協同組合等」を「農水産業協同組合」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六十一条の二 合併等(前条第二項第三号に掲げる信用事業譲渡等のうち経営困難農水産業協同組合がその信用事業の一部を他の農水産業協同組合に譲渡するもの又は付保貯金移転に限る。)を行う救済農水産業協同組合は、機構が、経営困難農水産業協同組合の債権者間の衡平を図るため、当該経営困難農水産業協同組合に対して資金援助(同条第一項第一号に掲げるものに限る。)を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の規定による申込みは、当該合併等に係る経営困難農水産業協同組合と連名で行うものとする。

3 前条第六項の規定は、前二項の規定による申込みを行った救済農水産業協同組合及び経営困難農水産業協同組合について準用する。

第六十二条第一項中「特定漁業協同組合連合会にあつては、」を削り、「農水産業協同組合等」を「農水産業協同組合」に、「資産の買取り及び債務の引受けを除く」を「第六十一条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに限る」に改め、同条第二項中「農水産業協同組合等に係る」を「農水産業協同組合に係る」に改め、同項第一号中「農水産業協同組合(特定漁業協同組合連合会を除く。以下この号において同じ。)」を「農水産業協同組合である農水産業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合」に改め、「農水産業協同組合連合会及び農林中央金庫」を削り、「農水産業協同組合が当該目的」を「農水産業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合が当該目的」に、「救済農水産業協同組合等」を「救済農水産業協同組合」に、「農水産業協同組合等である」を「農水産業協同組合である」に改め、「子会社をいう」の下に「又は協定債権回収会社(第七十四条第一号に規定する協定債権回収会社をいう。次号において同じ。)」を加え、同項第二号中「漁業協同組合連合会(水産業協同組合法第八十七条第一項第二号の事業を行うものに限る。以下この号において同じ。)」を「農水産業協同組合連合会」に、「漁業協同組合連合会及び」を「農水産業協同組合連合会及び」に、「救済農水産業協同組合等」を「救済農水産業協同組合等」に、「漁業協同組合等である漁業協同組合連合会」を「農水産業協同組合である農水産業協同組合連合会」に改め、「子会社をいう」の下に「又は協定債権回収会社」を加える。

第六十三条第一項中「第六十一条第一項」の下に「第六十一条の二第二項」を加え、「農水産業協同組合等」を「農水産業協同組合」に、「農水産業協同組合等又は信用事業」を「農水産業協同組合、信用事業」に、「農水産業協同組合等」を「農水産業協同組合又は付保貯金移転を受ける農水産業協同組合」に、「及び次条第一項」を「並びに次条第一項、第五項及び第六項」に改め、同条第三項中「農水産業協同組合等」を「農水産業協同組合」に改め、同条第四項第一号中「貯金者等」の下に「その他の債権者」を加え、同項第四号中「設立される農水産業協同組合等」を「設立される農水産業協同組合」に、「譲り受ける農水産業協同組合等」を「譲り受ける農水産業協同組合、付保貯金移転を受ける農水産業協同組合」に改め、同条第六項及び第七項中「農水産業協同組合等」を「農水産業協同組合」に改める。

第六十四条第一項中「農水産業協同組合等」を「農水産業協同組合」に改め、同条第二項中「農水産業協同組合等」を「農水産業協同組合」に改め、「第六十一条第一項」の下に「又は第六十一条の二第二項」を加え、同条第三項中「農水産業協同組合等」を「農水産業協同組合」に改め、同条に次の二項を加える。

5 都道府県知事は、第一項のあつせんを行うため必要があると認めるときは、その必要の限度において、経営困難農水産業協同組合又は経営困難農水産業協同組合となる蓋然性が高いと認められる農水産業協同組合につきその業務又は財産の状況に関する資料を他の農水産業協同組合に対して交付し、その他当該あつせんに必要な準備行為を行うことができる。

6 都道府県知事は、機構に対し、第一項のあつせん又は前項の準備行為の実施に関し、必要な協力を求めることができる。

第六十五条第一項中「第六十一条第一項」の下に「第六十一条の二第二項」を加え、「農水産業協同組合等若しくは農水産業協同組合連合会等」を「農水産業協同組合」に、「農水産業協同組合等」を「農水産業協同組合」に改め、同条第五項中「第六十一条第一項」の下に「第六十一条の二第二項」を加え、「農水産業協同組合等又は農水産業協同組合連合会等」とこれらの者を「農水産業協同組合と当該農水産業協同組合」に、「農水産業協同組合等」を「農水産業協同組合」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「農水産業協同組合等」を「農水産業協同組合」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 経営困難農水産業協同組合(農水産業協同組合連合会であるものに限る。)について、合併等又は信用事業再建措置が行われることとなり、その信用事業に係る業務の全部の廃止又は解散が行われる場合において、当該経営困難農水産業協同組合の会員である農水産業協同組合に係る第一種保険事故が発生するおそれがあると認められるときは、当該第一種保険事故につき保険金の支払を行うときに要する金と見込まれる費用は、前項に規定する保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用とみなす。

第六十五条に次の一項を加える。

7 前項の契約に係る資金援助のうちに損害担保が含まれているときは、当該契約に係る農水産業協同組合は、当該契約において、当該

損害担保に係る貸付債権について利益が生じたときは当該利益の額の一部を機構に納付する旨を約するものとする。

第六十五条の次に次の一条を加える。

(優先出資の引受け等に係る資金援助)

第六十五条の二 第六十一条第一項の規定による申込みが優先出資の引受け等に係るものであるときは、当該申込みに係る救済農水産業協同組合は、同項の規定による申込みと同時に、機構に対し、財務内容の健全性の確保等のための政令で定める方策を定めた計画を提出しなければならない。

2 委員会は、前条第一項の規定により行う議決が優先出資の引受け等の申込みに係るものであるときは、当該優先出資の引受け等が当該申込みに係る救済農水産業協同組合の自己資本の充実に必要範囲を超えないことその他の実施のために必要な範囲を超えないことその他の主務大臣が定めて公表する基準に適合するものである場合に限り、当該優先出資の引受け等を行う旨の決議をすることができ

3 機構は、第六十一条第一項の規定による申込みが優先出資の引受け等に係るものである場合において、当該資金援助を行う旨の決定をしようとするときは、前項の決議を経た後、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。

4 機構は、前条第一項の規定に基づいてした優先出資の引受け等により取得した優先出資又は貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却若しくは返済を受けるまでの間、当該優先出資又は貸付債権に係る救済農水産業協同組合に対し、第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

第六十六条第一項中「農水産業協同組合等又は農水産業協同組合連合会等」を「農水産業協同組合」に、「前条第六項」を「第六十五条第

六項」に、「救済農水産業協同組合等」を「救済農水産業協同組合」に改める。

第六十七條第一項中「農水産業協同組合等」を「農水産業協同組合」に、「若しくは水産業協同組合」を「水産業協同組合」に、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律(平成八年法律第百十八号)に、「主務大臣」を「主務大臣」に、「併せて」を「併せて」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の適格性の認定等を受けた農水産業協同組合は、第九十四條第一項の規定により総会又は総代会の決議に代わる裁判所の許可を得て信用事業譲渡等を行おうとした場合において、当該許可を得られなかつたときは、直ちに、都道府県知事にその旨を報告し、併せて、機密にその旨を通知しなければならぬ。

第六十七條の二を削る。

第六十七條中「第六十九條」を「第百十八條」に改め、同条を第百三十四條とする。

第七十六條中「二」を「いづれかに」に改め、同条第一号中「第六十五條第三項」を「第六十五條第四項」に改め、「除く。」の下に「又は承認」を加え、「認可を」を「認可又は承認を」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 第四十條第三項の規定に違反して、書類を備へ置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

第七十六條を第百三十三條とする。

第七十四條及び第七十五條を削る。

第七十三條中「第三十七條第一項」の下に「又は第五十七條の二第二項」を加え、同条を第百三十條とし、同条の次に次の二條を加える。

第百三十一條 法人(法人でない社団又は財団

で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。)を含む。以下この項において同じ。)の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百二十五條 二億円以下の罰金刑

二 第百二十八條又は前条 各本条の罰金刑

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を適用する。

第百三十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農水産業協同組合の理事は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律に定める公告、報告、通知若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告、報告若しくは通知をしたとき。

二 第八十三條第五項の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をしたとき。

三 第八十五條第二項の規定により選任された管理人に事務の引渡しをしないとき。

四 第百十四條第七項の規定による弁済又は担保の提供若しくは財産の信託を怠つたとき。

2 管理人が、第八十四條第一項の規定により管理を命ずる処分が取り消されたにもかかわらず、被管理農水産業協同組合の理事又は清算人に事務の引渡しをしないときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

3 次の各号に掲げる農水産業協同組合の管理人は、当該各号に定める規定のいずれかに該当する場合には、三十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 農林中央金庫 農林中央金庫法第三十五條第一項各号又は農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二十九條各号

二 農業協同組合連合会 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二十九條各号

4 次の各号に掲げる農水産業協同組合の管理人は、当該各号に定める規定のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 農業協同組合又は農業協同組合連合会 農業協同組合法第百一條第一項各号

二 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工工業協同組合又は水産加工工業協同組合連合会 水産加工工業協同組合法第百三十條第一項各号

第七十二條第一項中「二」を「いづれかに」に改め、同項第二号中「第六十八條の三第五項」を「第七十二條第五項」に、「又は第六十五條第四項」を「第六十五條第五項(第六十九條第四項、第百十一條第二項及び第百十二條第二項において準用する場合を含む。)、第七十七條第三項、第七十九條第二項、第百一條第二項、第百三十三條第二項又は第百六十六條第一項」に改め、同条第二項中「第六十五條第三項」を「第六十五條第四項(第六十九條第四項、第百十一條第二項及び第百十二條第二項において準用する場合を含む。)」に、「同条第一項」を「第六十五條第一項、第六十九條第一項、第百十一條第一項又は第百十二條第一項」に改め、同条を第百二十九條とし、同条の前に次の二條を加える。

第百二十七條 被管理農水産業協同組合の理事(農業協同組合及び農業協同組合連合会の経営管理委員並びに農林中央金庫の理事長及び副理事長を含む。第百三十二條第一項及び第二項において同じ。)、監事若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第八十九條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百二十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十五條の二第四項(第六十九條第四項)において準用する場合を含む。、第八十二條又は第百二條第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第八十八條の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第七十一條中「の規定」を「又は第九十條の規定」に改め、同条を第百二十六條とし、第六章中同条の前に次の三條を加える。

第百二十三條 管理人又は管理人代理がその職務に関し賄賂を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 管理人又は管理人代理が法人であるときは、管理人又は管理人代理の職務に従事するその役員又は職員がその職務に関し賄賂を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。管理人又は管理人代理が法人である場合において、その役員又は職員が管理人又は管理人代理の職務に関し管理人又は管理人代理に賄賂を受受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3 犯人又は法人たる管理人若しくは管理人代

理の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二百二十四条 前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二百二十五条 第二百六条第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 第二百七条第一項、第二項若しくは第六項の規定による当該職員若しくは機構の職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者も、前項と同様に処する。

第六章を第九章とする。

第五章中第七十条の三を第二百二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(経過措置)

第二百二十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第七十条の二を第二百二十条とする。

第七十条第一項中「第六十五条第三項を除く。」を「第六十五条第四項並びに第六十五条の二第二項及び第三項(これらの規定を第六十九条第四項において準用する場合を含む。)を除く。」、第六章、第七章(第百一条第二項、第百三条、第百六条、第百八条及び第百十條第一項を除く。)、第百十六條第一項及び第二項、第百十七條第一項、第二項及び第六項に改め、同条を第百十九條とする。

第五章中第六十九條を第百十八條とし、同条

の前に次の七条を加える。

(貯金等の払戻しのための資金の貸付け)

第百十一条 機構は、次に掲げる農水産業協同組合から貯金等の払戻し(第五十六條第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額に対応する貯金等につき行うものに限る。)のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該貯金等に係る同条第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をすることができる。

一 第八十三條第一項又は第二項の規定により管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合

二 民事再生法第六十四條第一項の規定による管財人による管理を命ずる処分を受けた経営困難農水産業協同組合

三 民事再生法第七十九條第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた経営困難農水産業協同組合

2 第六十五條第四項から第六項までの規定は、前項の規定による決定について準用する。

3 再生手続開始の決定を受けた経営困難農水産業協同組合に対してされた第一項の規定による貸付けは、当該経営困難農水産業協同組合に係る再生手続又は破産手続における機構以外の債権者との関係においては、当該再生手続開始の決定より前にされたものとみなす。

4 第一項の決定に基づく資金の貸付けに要すると見込まれる費用は、第六十五條第二項の適用については、同項の資金援助に要すると見込まれる費用とみなす。

(資産価値の減少防止のための資金の貸付け) 第百十二条 機構は、前条第一項各号に掲げる農水産業協同組合(同項第一号に掲げる農水

産業協同組合にあつては、再生手続開始の申立てがあつた後に限る。)からその保有する貸付債権その他の資産の価値の減少を防止するために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、その必要の限度において、当該申込みに係る資金の貸付けを行う旨の決定をすることができる。

2 第六十五條第四項から第六項までの規定は、前項の規定による決定について準用する。

(農水産業協同組合の総会等の招集手続の特例)

第百十三条 適格性の認定等を受けた農水産業協同組合が行う信用事業譲渡等並びにその実施に必要な定款及び規程の変更について議決するための当該農水産業協同組合の総会は、総組合員、総会員又は総出資者の同意があるときは、農水産業協同組合法第四十三條の五第三項、水産業協同組合法第四十七條の五第三項(同法第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項において準用する場合を含む。)、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第十九條第二項及び第二十條第五項において準用する同法第五

条並びに農林中央金庫法第八條において準用する民法第六十二條の規定にかかわらず、招集の手続を経ることなく開催することができる。

2 前項の規定は、同項に規定する事項について議決するための総代会について準用する。

この場合において、同項中「総組合員、総会員又は総出資者」とあるのは「総代の全員」と、「農業協同組合法第四十三條の五第三項、水産業協同組合法第四十七條の五第三項(同法第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項において準用する場合を含む。)」とあるのは「農業協同組合法第四十八條第七項において準用する同法第四十三

の五第三項、水産業協同組合法第五十二條第六項(同法第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項において準用する場合を含む。))において準用する同法第四十七條の五第三項」と読み替へるものとする。

(信用事業譲渡等における債権者保護手続の特例)

第百十四条 第六十一條第二項第三号に掲げる信用事業譲渡等又は付保貯金移転を援助するための第六十五條第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該信用事業譲渡等又は付保貯金移転に係る債務の引受けは、当該信用事業譲渡等又は付保貯金移転により救済農水産業協同組合が引き受ける債務に係る債権者(第五項において「移転債権者」という。)の承諾を得ないでこれを行うことができる。

2 農業協同組合法第五十條の二第四項において準用する同法第四十九條及び第五十條、水産業協同組合法第五十四條の二第三項(同法第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項において準用する場合を含む。))において準用する同法第五十三條及び第五十四條並びに農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二十一條において準用する同法第七條の規定は、前項の決定があつた場合における当該決定に係る信用事業譲渡等については、適用しない。

3 第一項の決定があつた場合における当該決定に係る信用事業譲渡等又は付保貯金移転がされたときは、当該経営困難農水産業協同組合及び救済農水産業協同組合は、その日から二週間以内に、当該信用事業譲渡等又は付保貯金移転の内容の要旨及びこれに対し異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べなければならない旨を公告し、かつ、貯金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

4 前項の期間は、一月を下つてはならない。

5 移転債権者が第三項の期間内に異議を述べたときは、当該移転債権者に係る債務の引受けは、当該債務の引受けの時にさかのぼってその効力を失う。ただし、第三者の権利を害することができない。

6 経営困難農水産業協同組合の債権者（第一項に規定する信用事業譲渡等又は付保貯金移転により救済農水産業協同組合が引き受けた債務以外の経営困難農水産業協同組合の債務に係る債権者に限る。）が第三項の期間内に異議を述べた場合において、当該債権者の債権につき第一項に規定する信用事業譲渡等又は付保貯金移転により弁済を受けることができないこととなつた金額があるときは、当該債権者は、救済農水産業協同組合に対し、当該金額に相当する金銭の支払を請求することができる。

7 救済農水産業協同組合の債権者（第一項に規定する信用事業譲渡等又は付保貯金移転により救済農水産業協同組合が引き受けた債務以外の救済農水産業協同組合の債務に係る債権者に限る。）が第三項の期間内に異議を述べたときは、当該救済農水産業協同組合は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該信用事業譲渡等又は付保貯金移転が当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（信託業務の承継における受託者更迭手続の特例）

第百十五條 経営困難農水産業協同組合であつて金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十二号）第一条第一項の規定により信託業務を営むものが同項の規定により信託業務を営む農水産業協同組合に対してする信用事業の譲渡を援助するための第六十五條第一項の規定による資金援助を行う

旨の決定があつたときは、当該経営困難農水産業協同組合は、その引き受けた信託につき、信託法（大正十一年法律第六十二号）第四十六條、第四十九條第一項及び第七十一條の規定にかかわらず、当該資金援助に係る救済農水産業協同組合（以下この条において「新受託者」という。）との間の信用事業の譲渡の契約をもつて受託者更迭をすることができ

2 新受託者は、前項の規定による更迭が行われたときは、直ちに、当該更迭に係る信託の委託者（以下この条において「移転委託者」という。）又は受益者（以下この条において「移転受益者」という。）であつて当該更迭に異議のある者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し、かつ、貸付信託その他の定型の信託契約に係る信託として政令で定めるもの（第四項において「定型の信託」という。）に係る移転委託者及び移転受益者以外の知れてゐる移転委託者及び移転受益者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の期間内に異議を述べた移転委託者（定型の信託であつて委託者が信託利益の全部を享受するものとして政令で定めるもの（次項及び第七項において「貸付信託等」という。）に係る移転委託者を除く。）は、当該異議を述べた日から起算して一月以内に限り、移転受益者の同意を得て、新受託者を解任することができる。

5 第二項の期間内に異議を述べた移転受益者（貸付信託等に係る移転受益者を除く。）は、当該異議を述べた日から起算して一月以内に限り、移転委託者の同意を得て、新受託者を解任することができる。

6 信託法第四十五條の規定は、前二項の規定により任務を終了した新受託者について準用する。

7 第二項の期間内に異議を述べた貸付信託等

に係る移転受益者は、新受託者に対し、第一項の規定による更迭が行われなければ有したであろう公正な価格で自己の受益権を買い取ることを請求することができる。

8 新受託者は、前項の請求があつた場合には、当該請求に係る受益権をその固有財産をもつて買い取らなければならない。この場合には、信託法第九條及び貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第十一條の規定は、適用しない。

9 商法第二百四十五條ノ三及び第二百四十五條ノ四並びに非訟事件手続法第二百六條第一項及び第三百三十二條ノ六の規定は、第七項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的読替は、政令で定める。

10 第一項の規定による更迭が行われた場合においては、信託法第五十五條第一項の規定による事務の引継ぎ（次項において「事務引継ぎ」という。）に移転受益者又は信託管理人が立ち会うことを要しない。

11 第一項の規定による更迭が行われた場合における事務引継ぎに移転受益者又は信託管理人が立ち会わなかつたときは、信託法第五十五條第二項の規定は、適用しない。

（報告又は資料の提出）

第百十六條 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、農水産業協同組合に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、農水産業協同組合の子会社（当該農水産業協同組合が農業協同組合又は農業協同組合連合会である場合には農業協同組合法第十一條の二第二項に、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同

組合連合会である場合には水産業協同組合法第十一條の五第二項同法第九十一條第一項、第九十六條第一項及び第九十條第一項において準用する場合を含む。）に、農林中央金庫である場合には農林中央金庫法第九條第三項に、それぞれ規定する子会社（子会社とみなされる会社を含む。）をいう。次項及び次条において同じ。）又は農水産業協同組合から業務の委託を受けた者に対し、当該農水産業協同組合の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 農水産業協同組合の子会社又は農水産業協同組合から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（立入検査）

第百十七條 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に農水産業協同組合の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣又は都道府県知事は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該農水産業協同組合の子会社又は当該農水産業協同組合から業務の委託を受けた者の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該農水産業協同組合に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはな

らない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による農水産業協同組合の子会社又は農水産業協同組合から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

6 主務大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入り、質問又は検査（次に掲げる事項を調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

一 第五十条第一項の規定による保険料の納付が適正に行われていること。

二 第五十七條の二第四項に規定する措置が講ぜられていること。

三 第七十一條第二項の貯金等債権について弁済を受けることができると見込まれる額7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

第五章を第八章とし、第四章の次に次の三章を加える。

第五章 協定債権回収会社

（協定債権回収会社に係る業務）

第七十四條 機構は、債権回収会社と回収業務（経営困難農水産業協同組合から買い取った資産の管理及び処分を行うこと）をいう。以下同じ。）に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、及び当該協定を実施するため、次の業務を行うことができる。

一 協定を締結した債権回収会社（以下「協定債権回収会社」という。）に対し、協定の定めによる回収業務の円滑な実施に必要な資金の出資を行うこと。

二 協定債権回収会社に対し、第七十八條の規定による損失の補てん若しくは第七十九條第一項の規定による貸付けを行い、又は協定債権回収会社が行う資金の借入れに係る

同項の規定による債務の保証を行うこと。

三 次条第一項第二号の規定に基づき協定債権回収会社から納付される金銭の収納を行うこと。

四 協定債権回収会社による回収業務の実施に必要な指導及び助言を行うこと。

五 第一号、第二号又は前号の業務のために必要な調査を行うこと。

六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

（協定）

第七十五條 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 協定債権回収会社は、機構から第七十七條第一項の規定による資産の買取りの委託の申出を受けた場合において、機構との間でその申出に係る委託の契約を締結したときは、当該委託に係る資産を機構に代わって買い取り、その買い取った資産に係る回収業務を行うこと。

二 協定債権回収会社は、毎事業年度、協定の定めによる業務により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すること。

三 協定債権回収会社は、第一号の規定による資産の買取りに関する契約又は第七十九條第一項に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに関する契約の締結をしようとするときは、あらかじめ、当該締結をしようとする契約の内容について機構の承認を受けること。

四 協定債権回収会社は、第一号の規定による資産の買取りを行つたときは、速やかに、当該資産の買取りに係る回収業務の実施計画及び資金計画を作成し、機構の承認を受けること。

五 協定債権回収会社は、前号の実施計画又

は資金計画を変更しようとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けること。

六 協定債権回収会社は、債権管理回収業に関する特別措置法第二十一条の規定により事業報告書を法務大臣に提出しようとするときは、併せて、これを機構に提出すること。

七 協定債権回収会社は、協定の定めによる回収業務の実施に支障が生じたときは、機構の指導又は助言を受けるため、速やかに機構に報告すること。

2 機構は、協定を締結しようとするときは、委員会の議決を経て協定の内容を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 主務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る協定の内容が法令の規定に適合するものであり、かつ、機構と協定を締結しようとする債権回収会社が協定の定めによる回収業務を適切に行い得るものであると認めるときでなければ、当該認可をしてはならない。

（出資）

第七十六條 機構は、第七十四條第一号の規定による出資を行おうとするときは、委員会の議決を経て出資する金額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

（資産の買取りの委託等）

第七十七條 機構は、第六十五條第一項（第六十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定により資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合には、協定債権回収会社に対し、機構に代わつて当該資産の買取りを行うことを委託することができる。

2 機構は、前項の規定による委託の申出をするときは、委員会の議決を経て、同項の決定に係る資産の買取りの価格、次条に規定する損失の補てんその他の当該委託に関する条件を定め、これを協定債権回収会社に対して提示するものとする。

3 機構は、協定債権回収会社との間で第一項の規定による資産の買取りの委託に関する契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を主務大臣に報告しなければならない。

4 機構が協定債権回収会社との間で前項の委託に関する契約を締結したときは、第六十五條第六項（第六十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、第一項の決定に係る資金援助のうち資産の買取りに関する契約は、協定債権回収会社が資産保有農水産業協同組合（経営困難農水産業協同組合又は合併等により経営困難農水産業協同組合の資産を取得した農水産業協同組合であつて、当該資産を保有している者をいう。次項において同じ。）との間で締結するものとする。

5 前項の規定により協定債権回収会社が資産保有農水産業協同組合との間で同項の契約を締結したときは、当該契約は、第六十五條第六項の規定により機構が当該資産保有農水産業協同組合との間で締結したものとなし、第六十六條第一項の規定を適用する。

（損失の補てん）

第七十八條 機構は、協定債権回収会社に対し、協定の定めによる業務の実施により協定債権回収会社に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において、当該損失の補てんを行うことができる。

（資金の貸付け及び債務の保証）

第七十九條 機構は、協定債権回収会社から、協定の定めによる資産の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる回収業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定債権回収会社によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。

2 機構は、前項の規定により協定債権回収会社との間で同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(資金の融通のあつせん)

第八十条 機構は、協定債権回収会社が協定の定めによる回収業務の円滑な実施のために必要とする資金の融通のあつせんに努めるものとする。

(協力依頼)

第八十一条 機構は、第七十四条に規定する業務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(報告の徴求)

第八十二条 機構は、第七十四条に規定する業務を行うため必要があるときは、協定債権回収会社に対し、協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めることができる。

第六章 管理人による管理

(業務及び財産の管理を命ずる処分)

第八十三条 都道府県知事(この項に規定する処分に係る農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものであるときは、主務大臣。次項、第四項(次条第二項において準用する場合を含む)、第五項、同条第一項、第八十五条第二項から第四項まで、第八十七条第一項(同条第三項において準用する場合を含む)、第八十八条、第九十二条第一項及び第九十六条において同じ。)は、農水産業協同組合がその財産をもつて債務を完済することができないと認める場合又は農水産業協同組合がその業務若しくは財産の状況に照らし貯金等の払戻しを停止するおそれがあると認める場合若しくは農水産業協同組合が貯金等の払戻しを停止した場合であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該農水産業協同組合に対し、管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分(以下「管理を命ずる処分」という。)をすることができ

る。

一 当該農水産業協同組合の業務(第二条第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる者にあつては、信用事業に係るものに限り。次号において同じ。)の運営が著しく不適切であること。

二 当該農水産業協同組合について、合併等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該農水産業協同組合が業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

2 都道府県知事は、農水産業協同組合からその財産をもつて債務を完済することができない事態が生ずるおそれがあると認める旨の申出があつた場合において、当該事態が生ずるおそれがあり、かつ、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該農水産業協同組合に対し、管理を命ずる処分をすることができ

3 前二項の規定による管理を命ずる処分があつた場合におけるこの法律の適用については、その財産をもつて債務を完済することができないと認められる農水産業協同組合(第二条第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる者にあつては、主として信用事業に係る業務に起因して経営が困難となつたものに限る。)であつて、当該管理を命ずる処分を受けたもの(経営困難農水産業協同組合を除く。)は、経営困難農水産業協同組合とみなす。

4 都道府県知事は、管理を命ずる処分をしたときは、官報により、これを公告しなければならない。

5 農水産業協同組合は、その財産をもつて債務を完済することができないとき又はその業務若しくは財産の状況に照らし貯金等の払戻

しを停止するおそれがあるときは、その旨及びその理由を、文書をもつて都道府県知事に申し出なければならない。

(管理を命ずる処分の取消し)

第八十四条 都道府県知事は、管理を命ずる処分について、その必要がなくなつたと認めるときは、当該管理を命ずる処分を取り消さなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(管理人の選任等)

第八十五条 管理を命ずる処分があつたときは、被管理農水産業協同組合を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、管理人に専属する。農水産業協同組合(第四十七号、水産業協同組合法第五十一条(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十七条第三項において準用する場合を含む。))及び農林中央金庫法第八十八条において準用する商法明治三十二年法律第四十八号(第二百四十七号の規定、農業協同組合法第五十条第三項(同法第五十条の二第四項及び第五十条の三第四項において準用する場合を含む。))、水産業協同組合法第五十四条第三項(同法第五十四条の二第三項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十七条第三項において準用する場合を含む。))、第五十四条の三第三項(同法第九十六第三項において準用する場合を含む。))、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十七条第三項において準用する場合を含む。))、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二十四条第二項及び農林中央金庫法第八十八条において準用する商法第三百八十条の規定、農業協同組合法第六十九条、水産業協同組合法第七十三条(同法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第九十七条第五項において準用する場合を含む。))及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第十六条第

二項において準用する商法第四百十五条の規定並びに農業協同組合法第六十三条の二及び水産業協同組合法第六十七条の二(同法第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第九十七条第四項において準用する場合を含む。))において準用する商法第四百二十八条の規定による理事(農業協同組合及び農水産業協同組合連合会の経営管理委員並びに農林中央金庫の理事長及び副理事長を含む。以下この章において同じ。)の権利についても、同様とする。

2 都道府県知事は、管理を命ずる処分と同時に、一人又は数人の管理人を選任しなければならない。

3 都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項の規定により管理人を選任した後に、更に、更に管理人を選任し、又は管理人が被管理農水産業協同組合の業務及び財産の管理を適切に行つていないと認めるときは、管理人を解任することができる。

4 都道府県知事は、前二項の規定により管理人を選任したとき又は前項の規定により管理人を解任したときは、被管理農水産業協同組合にその旨を通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

5 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第六十条、第六十一条第一項、第七十条及び第七十一条の規定は管理人について、民法第四十四条第一項の規定は被管理農水産業協同組合について、それぞれ準用する。この場合において、民事再生法第六十一条第一項中「裁判所」とあるのは「都道府県知事(当該管理人の管理に係る農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものである場合にあつては、主務大臣。以下同じ。)」と、同法第七十条第一項ただし書中「裁判所の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は」とあるのは「都道府県知事の承認を得て、」と、同法第七十一条第一項中「管財人代理」とあるのは「管理人代理」と、同条第二項中「裁

判所の許可」とあるのは「都道府県知事の承認」と、民法第四十四条第一項中「理事其他ノ代理人」とあるのは「管理人」と読み替えるものとする。

(管理人等となることができる法人)

第八十六条 法人は、管理人又は管理人代理となることができる。

2 機構は、管理人又は管理人代理となり、その業務を行うことができる。

3 農業協同組合中央会は、農業協同組合法第七十三条の九第一項及び第七十三条の十第一項に規定する事業を行うほか、管理人又は管理人代理となり、その業務を行うことができる。

4 水産業協同組合法第八十七条第一項第八号の事業を行う漁業協同組合連合会は、同項及び同条第八項に規定する事業を行うほか、管理人又は管理人代理となり、その業務を行うことができる。

5 水産業協同組合法第九十七条第一項第七号の事業を行う水産加工業協同組合連合会は、同項に規定する事業を行うほか、管理人又は管理人代理となり、その業務を行うことができる。

(通知及び登記)

第八十七条 都道府県知事は、管理を命ずる処分をしたときは、又は管理を命ずる処分を取り消したときは、直ちに、被管理農水産業協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所にその旨を通知し、かつ、嘱託書に当該命令書の謄本を添付して、被管理農水産業協同組合の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に、その登記を嘱託しなければならない。

2 前項の登記には、管理人の氏名又は名称及び住所をも登記しなければならない。

3 第一項の規定は、前項に規定する事項に変更が生じた場合について準用する。
(報告又は資料の提出)

第八十八条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、管理人に対し、被管理農水産業協同組合の業務及び財産の状況等に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその経営に関する計画の作成及び提出その他必要な措置を命ずることができる。
(管理人の調査等)

第八十九条 管理人は、被管理農水産業協同組合の理事、監事及び参事その他の使用人並びにこれらの者であつた者に対し、被管理農水産業協同組合の業務及び財産の状況(これらの者であつた者については、その者が当該被管理農水産業協同組合の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。)につき報告を求め、又は被管理農水産業協同組合の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 管理人は、その職務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。
(管理人等の秘密保持義務)

第九十条 管理人及び管理人代理(以下この条において「管理人等」という。)は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。管理人等がその職を退いた後も、同様とする。

2 管理人等が法人であるときは、管理人等の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が管理人等の職務に従事しなくなつた後においても、同様とする。
(被管理農水産業協同組合の理事等の経営責任を明確にするための措置)

第九十一条 管理人は、被管理農水産業協同組合の理事若しくは監事又はこれらの者であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとらなければならない。

2 管理人は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発に向けて所要の措置をとらなければならない。
(管理人と被管理農水産業協同組合との取引)

第九十二条 管理人は、自己又は第三者のために被管理農水産業協同組合と取引をするときは、都道府県知事の承認を得なければならない。この場合には、民法第八十八条の規定は、適用しない。

2 前項の承認を得ないでした行為は、無効とする。ただし、善意の第三者に対抗することができない。
(総会等の特別議決に関する特例)

第九十三条 被管理農水産業協同組合における農業協同組合法第四十六条(同法第四十八条第七項及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等)に関する法律第四十四条第四項(同法第九十九条第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。及び水産業協同組合法第五十条(同法第五十二条第六項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。))の規定は、これらを含む。

第九十四条 被管理農水産業協同組合がその財産をもつて債務を完済することができない場合には、当該被管理農水産業協同組合は、農業協同組合法第四十六条(農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等)に関する法律第十九条第二項において準用する同法第四十五条の二第一項の規定、水産業協同組合法第四十八条第一項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。及び第五十条の二第一項の規定、水産業協同組合法第四十八条第一項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。))及び第九十六条第三項及び第九十九条第三項において準用する同法第四十五条の二第一項の規定、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二十條第四項において準用する農業協同組合法第四十五条第一項の規定並びに農林中央金庫法第八條において準用する産業組合法第六十二条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項(第二條第一項第一号、第三号又は第五号に掲げる者にあつては、第二号に掲げる事項に限る。)を行うことができる。

一 解散
二 信用事業の譲渡

2 管理人は、農業協同組合法第三十二条の二第五項から第七項まで及び第三十八条、水産業協同組合法第四十二条(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。並びに農林中央金庫法第八條において準用する産業組合法第二十七条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理農水産業協同組合の理事又は監事を解任することができる。

3 前項の規定により被管理農水産業協同組合の理事又は監事を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定められた理事又は監事の員数を欠くこととなるときは、管理人は、農業協同組合法第三十条第三項及び

(総会の特別議決等に代わる許可)
第九十四条 被管理農水産業協同組合がその財産をもつて債務を完済することができない場合には、当該被管理農水産業協同組合は、農業協同組合法第四十六条(農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等)に関する法律第十九条第二項において準用する同法第四十五条の二第一項の規定、水産業協同組合法第四十八条第一項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。及び第五十条の二第一項の規定、水産業協同組合法第四十八条第一項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。))及び第九十六条第三項及び第九十九条第三項において準用する同法第四十五条の二第一項の規定、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二十條第四項において準用する農業協同組合法第四十五条第一項の規定並びに農林中央金庫法第八條において準用する産業組合法第六十二条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項(第二條第一項第一号、第三号又は第五号に掲げる者にあつては、第二号に掲げる事項に限る。)を行うことができる。

一 解散
二 信用事業の譲渡

2 管理人は、農業協同組合法第三十二条の二第五項から第七項まで及び第三十八条、水産業協同組合法第四十二条(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。並びに農林中央金庫法第八條において準用する産業組合法第二十七条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理農水産業協同組合の理事又は監事を解任することができる。

3 前項の規定により被管理農水産業協同組合の理事又は監事を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定められた理事又は監事の員数を欠くこととなるときは、管理人は、農業協同組合法第三十条第三項及び

第九十四条 被管理農水産業協同組合がその財産をもつて債務を完済することができない場合には、当該被管理農水産業協同組合は、農業協同組合法第四十六条(農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等)に関する法律第十九条第二項において準用する同法第四十五条の二第一項の規定、水産業協同組合法第四十八条第一項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。及び第五十条の二第一項の規定、水産業協同組合法第四十八条第一項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。))及び第九十六条第三項及び第九十九条第三項において準用する同法第四十五条の二第一項の規定、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二十條第四項において準用する農業協同組合法第四十五条第一項の規定並びに農林中央金庫法第八條において準用する産業組合法第六十二条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項(第二條第一項第一号、第三号又は第五号に掲げる者にあつては、第二号に掲げる事項に限る。)を行うことができる。

一 解散
二 信用事業の譲渡

2 管理人は、農業協同組合法第三十二条の二第五項から第七項まで及び第三十八条、水産業協同組合法第四十二条(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十九条第三項において準用する場合を含む。並びに農林中央金庫法第八條において準用する産業組合法第二十七条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理農水産業協同組合の理事又は監事を解任することができる。

3 前項の規定により被管理農水産業協同組合の理事又は監事を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定められた理事又は監事の員数を欠くこととなるときは、管理人は、農業協同組合法第三十条第三項及び

第九項並びに第三十条の二第四項、水産業協同組合法第三十四条第三項及び第八項（これらの規定を同法第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第九十七條第三項において準用する場合を含む。）並びに農林中央金庫法第十一條第一項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、被管理農水産業協同組合の理事又は監事を選任することができる。

4 前項の規定により選任された被管理農水産業協同組合の理事及び監事は、選任時の属する事業年度の終了後最初に招集される通常総会（総代会を設けている場合において、その総代会で役員を選任することができる。）は、通常総代会の終結の時に退任する。

5 第一項から第三項までに規定する許可（以下この条及び次条において「代替許可」という。）があつたときは、当該代替許可に係る事項について総会又は総代会の議決があつたものとみなす。

6 代替許可に係る事件は、当該被管理農水産業協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

7 裁判所は、代替許可の決定をしたときは、その決定書を被管理農水産業協同組合に送達するとともに、その決定の要旨を公告しなければならない。

8 前項の規定による公告は、官報に掲載してする。

9 代替許可の決定は、第七項の規定による被管理農水産業協同組合に対する送達が行われた時から、効力を生ずる。

10 代替許可の決定に対しては、組合員、会員又は出資者は、第七項の公告のあつた日から一週間の不変期間内に、即時抗告をすることができ、この場合において、当該即時抗告が解散に係る代替許可の決定に対するものであるときは、執行停止の効力を有する。

11 第六項から前項までに規定するもののほか、代替許可に係る事件に関しては、非訟事

件手続法（明治三十一年法律第十四号）第一編（第二条から第四条まで、第十五条、第十六条、第十八条第一項及び第二項並びに第二十条を除く。）の規定を準用する。

（代替許可に係る登記の特例）

第九十五条 前条第一項第一号、第二項又は第三項に定める事項に係る代替許可があつた場合においては、当該事項に係る登記の申請書には、当該代替許可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない。

（管理の終了）

第九十六条 管理人は、管理を命ずる処分の日から一年以内に、被管理農水産業協同組合の信用事業の譲渡その他の措置を講ずることにし、その管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内にその管理を終えることができない場合には、都道府県知事の承認を得て、一年ごとに二回までを限り、この期限を延長することができる。

第七章 金融危機への対応

（金融危機に対応するための措置の必要性の認定）

第九十七条 主務大臣は、次の各号に掲げる農水産業協同組合について当該各号に定める措置が講ぜられなければならない。我が国又は当該農水産業協同組合が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議（以下この章において「会議」という。）の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定（以下この章において「認定」という。）を行うことができる。

一 農水産業協同組合（次号に掲げる農水産業協同組合を除く。）当該農水産業協同組合の自己資本の充実のために行う機構による優先出資の引受け等（以下この章において「第一号措置」という。）

二 経営困難農水産業協同組合又はその財産

をもつて債務を完済することができない農水産業協同組合 当該農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用の額を超えると見込まれる額の資金援助（以下この章において「第二号措置」という。）

2 主務大臣は、都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に対して認定を行おうとするときは、あらかじめ、当該都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3 主務大臣は、第一号措置に係る認定を行うときは、当該認定に係る農水産業協同組合が第百条第一項の申込みを行うことができる期限を定めなければならない。

4 主務大臣は、認定を行つたときは、その旨及び当該認定が第一号措置に係るものであるときは前項の規定により定めた期限を当該認定に係る農水産業協同組合及び機構に通知するとともに、官報により、これを公告しなければならない。

5 主務大臣は、認定を行つたときは、当該認定の内容を国会に報告しなければならない。

（第一号措置に係る認定の取消し）

第九十八条 主務大臣は、第一号措置に係る認定を行つた後、第百条第三項の決定がされるまでの間に、当該認定に係る農水産業協同組合が前条第一項第二号に掲げる農水産業協同組合に該当することとなつたときは、会議の議を経て、当該認定を取り消すものとする。

2 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

（自己資本の充実のための措置を定めた計画の提出等）

第九十九条 第一号措置に係る認定に係る農水産業協同組合は、次条第一項の申込みを行わないときは、主務大臣に対し、第九十七条第三項の規定により定められた期限内に、第一号措置以外の方法による自己資本の充実のた

めの措置を定めた計画を提出しなければならない。

2 主務大臣は、前項の規定により同項の農水産業協同組合から提出を受けた計画を適当と認めるときは、会議の議を経て、当該農水産業協同組合に係る認定を取り消すものとする。

3 第九十七条第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

4 主務大臣は、第一号措置に係る認定に係る農水産業協同組合が第九十七条第三項の規定により定められた期限内に次条第一項の申込みを行わなかつた場合において、当該農水産業協同組合が当該期限内に第一項の計画を提出しなかつたときは、当該認定を取り消すものとする。

5 主務大臣は、第一項の規定により農水産業協同組合が提出した計画を適当と認めないときは、当該認定を取り消すものとする。

6 主務大臣は、前二項の規定により第一号措置に係る認定を取り消すときは、あらかじめ、財務大臣の意見を聴かなければならない。

7 第九十七条第二項、第四項及び第五項の規定は、第四項又は第五項の規定による第一号措置に係る認定の取消しについて準用する。

8 主務大臣は、第四項又は第五項の規定により第一号措置に係る認定が取り消された場合において、当該取消しに係る農水産業協同組合がその財産をもつて債務を完済することができない事態が生ずるおそれがあるときは、第九十七条第一項の規定にかかわらず、会議の議を経て、当該農水産業協同組合に対し、第二号措置に係る認定を行うことができる。

9 第九十七条第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による第二号措置に係る認定について準用する。

（優先出資の引受け等の決定）

第百条 機構は、第一号措置に係る認定が行わ

れた場合において、当該認定に係る農水産業協同組合から第九十七条第三項の規定により定められた期限内に第一号措置に係る申込みを受けたときは、主務大臣に対し、当該農水産業協同組合と連名で、当該申込みに係る第一号措置を行うかどうかの決定を求めなければならない。

2 前項の申込みを行った農水産業協同組合は、主務大臣に対し、経営の合理化のための方策その他の政令で定める方策を定めた経営の健全化のための計画を提出しなければならない。

3 主務大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第一項の申込みに係る第一号措置を行うべき旨の決定をするものとする。

一 第一項の申込みに係る取得優先出資（機構が第一号措置により取得した優先出資をいう。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権（機構が第一号措置により取得した貸付債権をいう。以下この章において同じ。）の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。
二 前項に規定する経営の健全化のための計画の確実な履行等を通じて、当該農水産業協同組合の次に掲げる方策の実行が見込まれること。

イ 経営の合理化のための方策

ロ 経営責任の明確化のための方策

4 主務大臣は、前項の決定を行うときは、財務大臣の同意を得なければならない。

5 主務大臣は、第一項の決定を行ったときは、その旨を当該農水産業協同組合及び機構に通知しなければならない。

6 主務大臣は、第一項の申込みに係る第一号措置を行わない旨の決定がされたときは、直ちに、当該申込みをした農水産業協同組合が受けた第一号措置に係る認定を取り消すものとする。

とする。

7 前条第六項から第九項までの規定は、前項の規定による第一号措置に係る認定の取消しについて準用する。

（機構による優先出資の引受け等）

第百一条 機構は、前条第三項の規定による決定がされたときは、当該決定に従い、優先出資の引受け等を行うものとする。

2 機構は、前項の規定に基づき優先出資の引受け等を行ったときは、速やかに、その内容を主務大臣（都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合から優先出資の引受け等を行った場合にあっては、主務大臣及び当該都道府県知事）に報告しなければならない。

（計画の公表等）

第百二条 主務大臣は、第百条第三項の規定による決定をしたときは、同条第二項の規定により提出を受けた計画を公表するものとする。

ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、当該計画を提出した農水産業協同組合の貯金者等その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該農水産業協同組合の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りでない。

2 主務大臣は、機構が取得優先出資又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却若しくは返済を受けるまでの間、当該取得優先出資又は取得貸付債権に係る農水産業協同組合に対し、第百条第二項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができ

る。

（取得優先出資又は取得貸付債権の処分）

第百三条 機構は、取得優先出資又は取得貸付債権について譲渡その他の処分を行おうとするときは、主務大臣の承認を受けなければならない。

2 機構は、前項の処分を行ったときは、速やかに、その内容を主務大臣（当該処分に係る農水産業協同組合が都道府県知事の監督に係るものである場合にあっては、主務大臣及び当該都道府県知事）に報告しなければならない。

農水産業協同組合が都道府県知事の監督に係るものである場合にあっては、主務大臣及び当該都道府県知事に報告しなければならない。

（管理を命ずる処分及び資金援助の特例）

第百四条 主務大臣は、第九十七条第一項又は第九十九条第八項（第百条第七項において準用する場合を含む。）の規定による第二号措置に係る認定が行われた場合には、第八十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、直ちに、当該認定に係る農水産業協同組合に対し、管理を命ずる処分をするものとする。

2 前項の規定による管理を命ずる処分があつた場合におけるこの法律の適用については、当該管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合（経営困難農水産業協同組合を除く。）は、経営困難農水産業協同組合とみなす。

3 第一項の規定による管理を命ずる処分があつた場合における第三章第四節（第六十三条第六項及び第六十五条第五項を除く。）の規定の適用については、当該管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合（主務大臣の監督に係るものを除く。）は、主務大臣の監督に係る農水産業協同組合とみなす。

4 第六十五条第二項の規定は、第一項の規定により管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合を経営困難農水産業協同組合として行う合併等に係る資金援助について同条第一項の委員会の議決を行う場合には、適用しない。この場合において、委員会は、当該資金援助が当該農水産業協同組合の財務の状況に照らし当該資金援助に係る合併等が行われるために必要な範囲を超えていないと認めるときは、当該資金援助を行う旨の決議をすることができ

る。

（危機対応勘定）

第百五条 機構は、前条第四項の規定による決議に係る資金援助を行うときは、第四十条の二第二号に掲げる業務（以下「危機対応業務」という。）に係る勘定（以下「危機対応勘定」という。）に、当該資金援助に要すると見込まれる費用から当該資金援助に係る農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用を控除した残額に相当する金額を、一般勘定に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による危機対応勘定から一般勘定への繰入れは、危機対応業務とみなす。

（負担金に係る決定）

第百六条 機構は、毎事業年度、当該事業年度における危機対応勘定の収支につき、次に掲げる事項を、当該事業年度の終了後三月以内に、主務大臣に報告しなければならない。

一 前条第一項の規定により危機対応勘定から一般勘定に繰り入れた金額

二 取得優先出資又は取得貸付債権につきその取得価額を下回る金額で譲渡したことその他の事由により生じた損失の金額

三 取得優先出資又は取得貸付債権につきその取得価額を上回る金額で譲渡したことその他の事由により生じた利益の金額

四 収納した負担金の金額

五 その他政令で定める事項

2 主務大臣は、前項の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該報告を受けた時（以下この項において「報告時」という。）の属する事業年度以後の各事業年度において次条第一項の規定により農水産業協同組合が納付すべき負担金（以下この項及び次項において「負担金」という。）に係る負担率及び納付期間を定めなければならない。ただし、当該報告時の属する事業年度前の事業年度において、当該報告時の属する事業年度以後の各事業年度における負担金に係る負担率及び納付期間が定められているときは、当該負担率及び納付期間を変更する方法により当該報告時の属する事業年度以後の各事業年度における負担金に係る負担率及び納付期間

を定めるものとする。

3 負担率及び納付期間は、次に掲げる事項を勘案し、危機対応勘定の欠損金が負担金で賄われるように、かつ、特定の農水産業協同組合に対し差別的取扱いをしないように定めなければならない。

一 第一項の報告に係る事業年度における同項各号に掲げる事項

二 農水産業協同組合の財務の状況

4 主務大臣は、第二項の規定により負担率及び納付期間を定めるときは、官報により、これを公告しなければならない。

5 主務大臣は、第二項の規定により負担率及び納付期間を定めるため必要があると認めるときは、機構に対し、意見の陳述、報告又は資料の提出を求めることができる。

(負担金の納付等)

第七百七条 農水産業協同組合は、前条第四項(次条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告がされたときは、当該公告に係る納付期間中、機構の危機対応業務の実施に要した費用に充てるため、機構に対し、当該公告に係る納付期間に含まれる各年の六月三十日までに、主務省令で定める書類を提出して、負担金を納付しなければならない。

2 前項の規定により農水産業協同組合が納付すべき負担金(以下「負担金」という。)の額は、各農水産業協同組合につき、当該負担金を納付すべき日の属する年の三月三十一日における負債(主務省令で定めるものを除く。)の額の合計額に、前条第二項の規定により定められた負担率を乗じて計算した金額とする。

3 第五十条第二項及び第五十二条の規定は、負担金について準用する。

(負担率等の変更)

第八百八条 機構は、その借入金の金利の変動、次条第一項の規定による政府の補助その他の事由(第六百六条第一項各号に掲げる事項に係るものを除く。)により、負担金に過不足が生ずることが明らかとなつた場合には、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

2 主務大臣は、前項の報告に係る負担金の過不足を調整するために必要な限度で、第六百六条第二項の規定により定められた負担率及び納付期間を変更することができる。

3 第六百六条第四項及び第五項の規定は、前項の規定により主務大臣が負担率及び納付期間を変更する場合について準用する。

(政府の補助)

第九百九条 政府は、負担金のみで危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、農水産業協同組合の財務の状況を著しく悪化させ、我が国の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認められるときに限り、予算で定める金額の範囲内において、機構に対し、当該業務に要する費用の一部を補助することができる。

2 機構は、負担金が納付されない事業年度(前項の規定により政府の補助を受けた日を含む事業年度の後の事業年度に限る。)において、危機対応勘定に損益計算上の利益金として主務省令で定めるところにより計算した金額があるときは、当該金額を、同項の規定により既に政府の補助を受けた金額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した金額を控除した金額までを限り、国庫に納付しなければならない。

3 前項の規定による納付金に關し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

(借入金)

第十百条 機構は、危機対応業務を行うため必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、主務大臣の認可を受けて、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む。)をすることができ

2 第四十二条第四項及び第五項並びに第四十

二条の二の規定は、前項の規定により機構が資金の借入れをする場合について準用する。

第六百八条の四第一項中「有する貯金等債権」の下に「(第二項第二項第四号に掲げるもののうち割引の方法により発行される農林債券に係るものを除く。以下この条において同じ。)」を加え、「昭和四十年法律第三十三号」を削り、同項に次の二号を加える。

三 第二項第二項第三号に掲げる金銭 当該金銭に係る同号に規定する金銭信託の収益の分配

四 第二項第二項第四号に掲げる金銭 農林債券(割引の方法により発行されるものを除く。)の利子

第六百八条の四第二項中「第六百八条第二項ただし書」を「第七十条第二項ただし書」に改め、同条第三項中「(昭和三十三年法律第二十六号)」を削り、第四章中同条を第七十三条とする。

第六百八条の三第二項中「当該農水産業協同組合が破産の宣告を受け、又は当該農水産業協同組合について再生手続開始の決定」を「当該農水産業協同組合について破産法第二百六十条の規定による公告その他の政令で定める事由」に改め、同条第四項中「第六百八条第二項ただし書」を「第七十条第二項ただし書」に改め、同条第六項中「第六百八条第二項」を「第七十条第二項」に改め、同条を第七十二条とし、第六百八条の二を第七十一条とする。

第六百八条第一項中「第五十九条第一項各号」を「次の各号」に、「当該各号」を「第五十九条第一項各号」に改め、「地方公共団体から受け入れた貯金、特定漁業協同組合連合会が農水産業協同組合である会員から受け入れた貯金その他の」を削り、同項に次の各号を加える。

一 第一種保険事故が発生した場合であつて、第五十八条第一項の保険金の支払の決定があつたときその他貯金者等の保護のため

め必要があると認めるとき。

二 第五十九条第一項第二号又は第三号に掲げる場合

第六百八条第二項中「第六百八条の三第一項」を「第七十二条第一項」に改め、同条を第七十条とする。

第三章第四節中第六十七條の次に次の二条を加える。

(農林中央金庫に係る業務の継続の特例)

第六百八条 適格性の認定等を受けた農林中央金庫は、農林中央金庫法その他の農林中央金庫の業務に関する法令により行うことができ、業務に属する契約又は制限されている契約に係る権利義務を当該適格性の認定等に係る合併等により承継した場合には、これらの契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものについては承継の日から二年以内の期間に限り、これらの契約に関する業務を継続することができる。

2 適格性の認定等を受けた農林中央金庫は、前項に規定する契約に関する業務の利用者の利便等に照らし特別の事情がある場合において、期間を定めて当該業務を整理することを内容とする計画を作成し、当該計画につき主務大臣の承認を受けたときは、合併等の日における当該契約の総額を超えない範囲内において、かつ、当該計画に従い、同項の期限が満了した契約を更新して、又は同項の期間を超えて、当該業務を継続することができる。

3 適格性の認定等を受けた農林中央金庫については、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第十三条第二項から第四項までの規定(同法第二十一条において準用する場合を含む。)は、適用しない。

(追加的資金援助)

第六百九条 機構は、資金援助に係る合併等の後、当該資金援助に係る救済農水産業協同組合又は当該資金援助に係る合併により設立さ

れた農水産業協同組合から追加の資金援助の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、当該申込みを行った農水産業協同組合に対する追加の資金援助（第四項において「追加的資金援助」という。）を行うことができる。

2 前項の規定による申込みに係る資産の買取りは、合併等（第六十一条第二項第三号に掲げる信用事業譲渡等のうち経営困難農水産業協同組合がその信用事業の一部を他の農水産業協同組合に譲渡するもの又は付保貯金移転に限る。以下この項及び第四項において同じ。）に係る経営困難農水産業協同組合の資産又は次の各号に掲げる合併若しくは信用事業譲渡等の区分に応じ当該各号に定める資産について行うものとし、前項の規定による申込みに係る資金援助のうち合併等に係る経営困難農水産業協同組合の資産の買取りが含まれており、当該合併等に係る救済農水産業協同組合は、当該経営困難農水産業協同組合と連名で、機構が当該資産の買取りを行うことを機構に申し込むものとする。

一 第六十一条第二項第一号に掲げる合併
当該合併により存続する農水産業協同組合の資産（当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。）

二 第六十一条第二項第二号に掲げる合併
当該合併により設立された農水産業協同組合の資産（当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限る。）

三 第六十一条第二項第三号に掲げる信用事業譲渡等
同号の他の農水産業協同組合の資産で当該信用事業譲渡等により譲り受け

たもの
3 第一項の規定による申込みに係る損害担保は、前項各号に掲げる合併又は信用事業譲渡等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

4 第六十一条第六項、第六十五条及び第六十

五条の二の規定は第一項又は第二項の規定による申込みについて、第六十一条の二の規定は資金援助に係る合併等を行った救済農水産業協同組合について、前条の規定は追加的資金援助について、それぞれ準用する。この場合において、第六十五条第二項中「及び当該資金援助に係る経営困難農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支払を行うときに要する」と見込まれる」とあるのは、「及び当該資金援助に係る経営困難農水産業協同組合につき当該議決前に行われた委員会の議決に係る資金援助に要する」と見込まれた費用並びに当該経営困難農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支払を行うときに要する」と見込まれた」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

附則第六条の九を削る。
附則第六条の八中「附則第六条の三第一項のあつせん」を「特定合併のあつせん」に改め、同条を附則第六条の九とする。

附則第六条の七第一項中「附則第六条の三第一項のあつせん」を「特定合併のあつせん」に、「附則第六条の四第三項」を「附則第六条の五第三項」に、「第六十五条第五項」を「第六十五条第六項」に改め、同条を附則第六条の八とする。

附則第六条の六第一項中「附則第六条の四第一項」を「附則第六条の五第一項」に、「農水産業協同組合等」を「農水産業協同組合」に改め、同条を附則第六条の七とする。

附則第六条の五第一項中「農水産業協同組合等」を「農水産業協同組合」に、「附則第六条の三第一項のあつせん」を「特定合併のあつせん」に、「資産の買取り及び債務の引受けを除く」を「第六十一条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに限る」に改め、同条を附則第六条の六とする。

附則第六条の四第一項中「前条第一項のあつせん」を「農水産業協同組合貯金保険法及び農

林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）第一条の規定による改正前の農水産業協同組合貯金保険法附則第六条の三第一項のあつせん（以下「特定合併のあつせん」という。）に改め、「特定合併」の下に「（二）以上の経営困難農水産業協同組合を全部の当事者とする合併で合併により農水産業協同組合が設立されるものをいう。以下同じ。」を加え、同条第三項中「及び第六十五条」を「第六十五条及び第六十五条の二」に改め、同条を附則第六条の五とする。

附則第六条の三を削り、附則第六条の二を附則第六条の四とし、附則第六条の次に次の二条を加える。
（保険金の額の特例）
第六条の二 平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までに発生した保険事故（附則第七條第五項に規定する特別資金援助を行う旨の決定又は附則第八條第四項に規定する貯金等債権の特別買取りをする旨の決定があつた場合における当該決定に係る保険事故を除く。）に限り、保険金の額は、第五十六条第一項から第三項までの規定にかかわらず、当該保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等につき、次の各号に掲げる貯金等の区分ごとに、その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等外貸付金その他の政令で定める貯金等を除く。以下この条において同じ。）に係る債権（その者が第五十五条第一項の請求をした時において現に有するもの（同条第三項の仮払金の支払又は第六十一条第一項の貸付けに係る貯金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。）に限る。以下この項において同じ。）のうち当該各号に定める合算額に相当する金額とする。

一 貯金等のうち為替取引に用いられるものとして政令で定める貯金（以下この条にお

いて「特定貯金」という。）当該特定貯金に係る債権のうち元本の額及び利息等の額の合算額（その合算額が同一人について二以上ある場合には、その合計額）

二 特定貯金以外の貯金等（以下この条において「その他貯金等」という。）当該その他貯金等に係る債権のうち元本の額及び利息等の額の合算額（その合算額が同一人について二以上ある場合には、その合計額）

2 前項第二号に規定する元本の額（その額が同一人について二以上あるときは、その合計額）が保険基準額を超えるときは、保険基準額及び保険基準額に対応する元本に係る利息等の額を合算した額を保険金の額とする。この場合において、元本の額が同一人について二以上あるときは、保険基準額に対応する元本は、その他貯金等につき、第五十六条第二項各号に定めるところにより保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

3 保険事故に係る貯金者等が当該保険事故について第五十五条第三項の仮払金の支払を受けている場合又は第六十一条第一項の貸付けに係る貯金等の払戻しを受けている場合におけるその者の保険金の額は、前二項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる貯金等の区分ごとに、前二項の規定による金額につき政令で定めるところにより当該仮払金の支払及び同条第一項の貸付けに係る貯金等の払戻しを受けた額を控除した金額に相当する金額とする。

4 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用については、当該規定中「第五十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「附則第六条の二第一項から第三項まで」とする。

一 第一項に規定する保険事故に係る経営困難農水産業協同組合の貯金等に係る債務を他の農水産業協同組合が引き受ける場

合 第二條第九項

二 第一項に規定する保険事故に係る第五十五條第一項に規定する保険金の支払の請求があつた場合 第六十條第一項

三 第一項に規定する保険事故に係る経営困難農水産業協同組合が信用事業の一部を他の農水産業協同組合に譲渡する場合 第六
十一條第二項

四 第一項に規定する保険事故に係る第百十
一条第一項各号に掲げる農水産業協同組合
から貯金等の払戻しのために必要とする資
金の貸付けの申込みを受けた場合 同項
(保険料の額の特例)

第六條の三 平成十三年六月三十日までに納付する保険料の額は、第五十一條第一項の規定にかかわらず、各農水産業協同組合につき、同年三月三十一日における貯金等(外貨貯金その他の政令で定める貯金等を除く。以下この条において同じ。)のうち為替取引に用いられるものとして政令で定める貯金(以下この条において「特定貯金」という。)の額の合計額及び特定貯金以外の貯金等(以下この条において「その他貯金等」という。)の額の合計額に、機構が委員会の議決を経て、特定貯金及びその他貯金等の別に定める率をそれぞれ乗じて計算した金額を合計した金額とする。

第七号に掲げる者(同項第四号に掲げる者にあつては、同項第三号に掲げる者から水産業協同組合法第十一条第一項第二号の事業を譲り受けたものを除く。)についての前項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額を十二で除し、これに九を乗じて得た金額」とする。

3 平成十四年六月三十日までで納付する保険料の額は、第五十一条の規定にかかわらず、各農水産業協同組合につき、平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間の各日（日曜日その他政令で定める日）を

除く。)における特定貯金の額の合計額を平均した額及びその他貯金等の額の合計額を平均した額に、機構が委員会の議決を経て、特定貯金及びその他貯金等の別に定める率をそれぞれ乗じて計算した金額を合計した金額とする。

附則第六条の十中「附則第六条の二に規定する機構」を「附則第六条の四に規定する機構」に改め、同条第一号中「次章及び第四章」を「第七章及び第八章」に、「次章、第四章並びに附則第六条の四第三項及び第六条の五第二項」を「第七章、第八章並びに附則第六条の五第三項及び第六条の六第二項」に改め、同条第八号中「第七十六条」を「第百三十三条」に、「第六十五条第三項」を「第六十五条第四項」に、「附則第六条の四第三項及び第六条の五第二項」を「附則第六条の五第三項及び第六条の六第二項」に、「附則第六条の二」を「附則第六条の四」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号を削り、同条第六号中「第七十二条」を「第一百二十九条」に、「第六十五条第四項」を「第一百二十二条第二項」に、「第六十五条第四項(附則第六条の四第三項及び第六条の五第二項において準用する場合を含む)」を「第一百十二条第二項並びに附則第六条の五第三項及び第六条の六第二項」に、「第六十五条第三項」を「第六十五条第四項」に、「第六十五条第三項(附則第六条の四第三項及び第六条の五第二項)を「第六十五条第四項(附則第六条の五第三項及び第六条の五第二項)を「第六十五條第四項(附則第六条の五第三項及び第六條の五第二項)を「第六十五條第四項(附則第六条の五第三項及び第六條の五第二項)に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「附則第六条の八」を「附則第六条の九」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第六十九條第二項の規定の適用については、同項第二号中「掲げる合併」とあるのは「掲げる合併又は附則第六条の五第一項

に規定する特定合併」と、「当該合併」とあるのは「当該合併又は特定合併」とする。

附則第六条の十第四号中「附則第六条の八」を「附則第六条の九」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「附則第六条の六第一項」を「附則第六条の七第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「附則第六条の二」を「附則第六条の四」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第四十条の二第一号の規定の適用については、同号中「除く。」とあるのは、「除く。」及び附則第六条の四に規定する資金援助」とする。

附則第七條第一項中「平成十三年三月三十日」を「平成十四年三月三十一日」に、「附則第六條の四第一項若しくは第六條の五第一項」を「附則第六條の五第一項若しくは第六條の六第一項」に改め、「支払」の下に「(第五十六條第一項から第三項までの規定を適用して計算した保険金の額に基づいてするものをいう)」を加え、「附則第六條の四第三項及び第六條の五第二項」を「附則第六條の五第三項及び第六條の六第二項」に改め、同條第五項中「附則第六條の四第三項及び第六條の五第二項」を「附則第六條の五第三項及び第六條の六第二項」に改め、同條第六項中「第六十五條第三項」を「第六十五條第四項」に、「附則第六條の四第三項及び第六條の五第二項」を「附則第六條の五第三項及び第六條の六第二項」に改め、同條に次の一項を加える。

7 第百四条第四項の規定は、第一項の規定による報告があつた場合における当該報告に係る資金援助については、適用しない。

附則第八条第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に、「第六十八條第一項」を「第七十條第一項」に改め、同条第二項中「第六十八條の二第二項」を「第

七十一條第二項」に改め、同条第三項中「第六十八條の二第三項」を「第七十一條第三項」に改め、同条第四項中「第六十八條第一項」を「第七十條第一項」に、「第六十八條の二第二項」を「第七十一條第一項」に改める。

附則第九條第二項第一号中「附則第六條の二」を「附則第六條の四」に改め、同條第二項中「（特別勘定以外の一般の勘定をいう。以下同じ。）」を削り、「支払」の下に「（第五十六條第一項から第三項までの規定を適用して計算した保険金の額に基づいてするものをいう。）」を加え、同條第三項中「収納」と、の下に「第四十條の二第一号中「次号」とあるのは「次号」及び附則第九條第一項各号」と、を加え、「機構の業務に」を削る。

附則第十條第一項中「平成十二年」を「平成十三年」に改める。

附則第十一條中「平成十三年度末」を「平成十四年度末」に改める。

附則第十二條中「第

「第百十九條第一項本文」に改め、「附則第六條の第三項、同條第三項において準用する第六十三條第五項、第六項及び第八項」を削り、「附則第六條の四第三項」を「附則第六條の五第三項」に、「附則第六條の五第二項」を「附則第六條の六第二項」に、「附則第六條の六第三項」を「附則第六條の七第三項」に、「附則第六條の七第一項」を「附則第六條の八第一項」に、「附則第六條の八」を「附則第六條の九」に改める。

附則第十四条中「附則第六条の七第二項」を「附則第六条の八第二項」に改める。

（農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部改正）

第二条 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律(平成八年法律第一百八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第二十五条」に、「第二十五条」を「第二十六条」に、「第二十八

八号)の一部を次のように改正する。

条」を「第二十九条」に改める。

第二条第二項及び第十八条中「全部」を「全部又は一部」に改める。

第十九条の見出し中「事業譲渡契約書」を「全部事業譲渡契約書」に改め、同条第一項中「事業譲渡」を「事業譲渡のうち信用事業の全部の譲渡に係るもの（以下「全部事業譲渡」という。）を」とに、「事業譲渡契約書」を「全部事業譲渡契約書」に改める。

第二十八条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第二十条」を「第二十一条」に、「第二十一条」を「第二十二一条」に改め、同条第三号及び第四号中「第二十条」を「第二十一条」に改め、同条第七号中「第二十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条第八号中「第二十二一条又は第二十五条第一項」を「第二十三条又は第二十六条第一項」に改め、同条第二十九条とする。

第二十七条中「又は第十九条第一項の事業譲渡契約書」を「第十九条第一項の全部事業譲渡契約書又は第二十条第一項の一部事業譲渡契約書」に改め、同条第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とする。

第二十五条第一項中「第二十条」を「第二十一条」に改め、同条を第二十六条とする。

第三章中第二十四条を第二十五条とし、第二十三条を第二十四条とする。

第二十二一条中「事業譲渡」を「全部事業譲渡」に改め、同条を第二十三条とし、第二十一条を第二十二一条とする。

第二十一条中「あるのは、」を「あるのは」に、「全部」を「全部又は一部」に改め、「譲り受けた」との下に、「当該信用農業協同組合連合会」とあるのは「当該譲り受けた信用事業に係る当該信用農業協同組合連合会」とを加え、同条を第二十一条とする。

第十九条の次に次の一条を加える。
(一部事業譲渡契約書の承認)
第二十条 農林中央金庫及び信用農業協同組合

第二十三部 金融問題及び経済活性化に関する特別委員会議事録第十号 平成十二年五月十九日

連合会は、事業譲渡のうち信用事業の一部の譲渡に係るものを行うには、一部事業譲渡契約書を作成して、それぞれ総会の承認を受けなければならない。

2 農林中央金庫における前項の承認の決議（以下「一部事業譲渡決議」という。）については、出席した投資者の議決権の過半数による議決を必要とする。

3 農林中央金庫は、一部事業譲渡決議を総代会で行うことができる。この場合には、出席した総代の議決権の過半数による議決を必要とする。

4 信用農業協同組合連合会における一部事業譲渡決議については、農業協同組合法第四十五条第一項の規定を準用する。

5 一部事業譲渡決議については、第五条の規定を準用する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正後の農水産業協同組合貯金保険法（以下「新法」という。）第四十九条第二項に規定する保険事故が発生している農水産業協同組合（新法第二条第一項第二号、第四号、第六号及び第七号に掲げる者（同項第四号に掲げる者にあつては、同項第三号に掲げる者から水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第二号の事業を譲り受けたものを除く。）に限る。以下この条において同じ。）その他これに準ずるものとして政令で定める農水産業協同組合については、新法の規定は、適用しない。

2 前項に規定する農水産業協同組合のうち、施行日後にその事業及び財産の状況が再び正常になったと認められるもので、主務大臣が指定するものについては、その指定をした日から、新

法の規定を適用する。

第三条 新法第四十条第三項の規定は、施行日後に終了する事業年度に係る同項に規定する書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

第四条 新法第五十六条及び新法附則第六条の二の規定は、施行日以後に発生する新法第四十九条第二項に規定する保険事故に係る保険金の計算について適用し、施行日前に発生した第一条の規定による改正前の農水産業協同組合貯金保険法（以下「旧法」という。）第四十九条第二項に規定する保険事故に係る保険金の計算については、なお従前の例による。

第五条 新法第三章第四節の規定は、施行日以後に新法第六十五条第一項の資金援助を行う旨の決定をする場合における当該決定に係る資金援助について適用し、施行日前に旧法第六十五条第一項の資金援助を行う旨の決定をした場合における当該決定に係る資金援助については、なお従前の例による。

第六条 新法第四章の規定及び新法附則第八条の規定は、施行日以後に発生する新法第四十九条第二項に規定する保険事故に係る新法第七十条第一項に規定する貯金等債権について適用し、施行日前に発生した旧法第四十九条第二項に規定する保険事故に係る旧法第六十八条第一項に規定する貯金等債権については、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二一条ノ二第四項及び第九項第一号並びに第二十二一条ノ三第四項第二号中「第二十条」を「第二十一条」に改める。

(地方税法の一部改正)
第九条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十

六号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第十四号イ及びト中「第六十八条第一項」を「第七十条第一項」に、「第六十八条の四第一項」を「第七十三条第一項」に、「第六十八条第二項ただし書」を「第七十条第二項ただし書」に、「第六十八条の四第二項」を「第七十三条第二項」に改める。

(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正)
第十条 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十一年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「合併等」の下に「及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第六十一条第一項に規定する資金援助に係る同項の合併等」を加える。

(確定拠出年金法の一部改正)
第十一条 確定拠出年金法（平成十二年法律第

号）の一部を次のように改正する。
附則第一条第一号中「及び第二十四条」を「から第二十四条の三まで」に改める。

附則第二十四条の次に次の二条を加える。
(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)
第二十四条の二 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五十六条第一項中「この条」の下に「次条」を、「次項」の下に「及び次条」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(確定拠出年金に係る貯金等の特例)
第五十六条の二 一の保険事故が発生した農水産業協同組合の貯金者等が確定拠出年金法（平成十二年法律第 号）第二条第七項第一号ロに規定する資産管理機関（同法第八条第一項第一号に規定する信託の受託者に限る。）又は同法第二条第五項に規定する連合会（以下「資産管理機関等」という。）である場合におけるその者の保険金の額は、前条第一項から第三項までの規定にか

かわらず、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に第三号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 当該資産管理機関等の貯金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金(確定拠出年金法第八条第一項に規定する積立金をいう。以下この条において同じ)の運用に係るものについて、当該運用を指図した加入者等(同法第二条第七項第一号イに規定する加入者等をいう。以下この条において同じ)のそれぞれにつき、当該保険事故が発生した日(以下この項において「保険事故日」という。)において現に当該資産管理機関等が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額(同法第二条第十三項に規定する個人別管理資産額をいう)に相当する金額の部分(次項において「個人別管理資産額相当貯金等債権」という。)を当該加入者等の貯金等に係る債権とみなして前条第一項から第三項までの規定を適用した場合に保険金の額とされる金額の合計額

二 保険事故日において現に当該加入者等が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権について前条第一項から第三項までの規定によりそれぞれ保険金の額とされる金額の合計額

三 保険事故日において現に当該資産管理機関等が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金の運用に係るもの以外のものについて前条第一項から第三項までの規定により保険金の額とされる金額

2 前項第一号の規定により前条第二項の規定を適用する場合における保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより、保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元

本とする。

一 前項第一号の規定を適用する前の当該加入者等の貯金等に係る債権と当該資産管理機関等の貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当貯金等債権があるときは、当該加入者等の貯金等に係る債権の元本を先とする。

二 当該資産管理機関等の貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当貯金等債権が二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

3 第一項の場合において、第五十五条第一項の規定により資産管理機関等に保険金の支払が行われたときは、当該保険金のうち加入者等に係る第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した額に相当する額は、当該加入者等の個人別管理資産(確定拠出年金法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう)に積み立てられたものとみなす。

4 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用については、当該規定中「第五十六条第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十六条第一項から第三項まで並びに第五十六条の二第一項及び第二項」とする。

一 第一項の場合において、経営困難農水産業協同組合の貯金等に係る債務を他の農水産業協同組合が引き受けるとき。 第二条第九項

二 第一項の場合において、第五十五条第一項に規定する保険金の支払の請求があったとき。 第六十条第一項

三 第一項の場合において、経営困難農水産業協同組合が信用事業の一部を他の農水産業協同組合に譲渡するとき。 第六十一条第二項第三号

5 第一項の場合において、機構が第百十一

条第一項各号に掲げる農水産業協同組合から貯金等の払戻しのために必要とする資金の貸付けの申込みを受けたときにおける同項の規定の適用については、同項中「第五十六条第一項から第三項まで」とあり、及び「同条第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十六条第一項から第三項まで並びに第五十六条の二第一項及び第二項」とする。

附則第六条の二に次の一項を加える。

5 第一項に規定する保険事故が発生した場合における第五十六条の二の規定の適用については、同条第一項中「前条第一項から第三項まで」とあるのは「附則第六条の二第一項から第三項まで」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「附則第六条の二第二項」とする。

附則第七条第一項及び第九条第二項中「第五十六条第一項から第三項まで」の下に「並びに第五十六条の二第一項及び第二項」を加える。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条の三 前条の規定による改正後の農水産業協同組合貯金保険法第五十六条の二の規定は、平成十三年四月一日以後に発生する同法第四十九条第二項に規定する保険事故(以下この条において「保険事故」という。)に係る保険金について適用し、同日前に発生した保険事故に係る保険金については、なお従前の例による。

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 農水産業協同組合の再生手続の特例

第一節 監督庁による再生手続開始の申立て等(第六条―第十一号)

第二節 農水産業協同組合貯金保険機構の権限(第十二号―第二十八号)

第三章 農水産業協同組合の破産手続の特例

第一節 監督庁による破産の申立て等(第二十九号―第三十三号)

第二節 農水産業協同組合貯金保険機構の権限(第三十四号―第四十六号)

第四章 雑則(第四十七号―第四十八号)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、農水産業協同組合の再生手続及び破産手続について、監督庁による申立て、農水産業協同組合貯金保険機構による貯金者等のために必要な事項を定めることにより、貯金者等の権利の実現を確保しつつ、これらの手続の円滑な進行を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農水産業協同組合」とは、農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。

2 この法律において「貯金等債権」とは、農水産業協同組合貯金保険法第二条第二項に規定する貯金等(政令で定めるものを除く。次項において「貯金等」という。)に係る債権をいう。

3 この法律において「貯金者等」とは、貯金等に係る債権者をいう。

4 この法律において「監督庁」とは、次に定める行政庁をいう。

一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合及び同法第九十一条第一項第二号の事業を行う水産加工業協

農業協同組合法第十條第一項第二号の事業を行う農業協同組合第十條第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会、水産業協同組合法第八十七條第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会及び同法第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会（第十一條第一項において「連合会」と総称する。）については、都道府県の区域を超える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものにあつては農林水産大臣及び内閣総理大臣とし、その他のものにあつては都道府県知事とする。

再生事件等の管轄の特例)

二条 農水産業協同組合に係る再生事件及び破

産事件について、次の各号に掲げる裁判所が当該農水産業協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する場合には、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第五条及び第六条並びに破産法（大正十一年法律第七十一号）第六百五条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、再生手続開始及び破産の申立て（次号において「再生手続開始等の申立て」といふ。）をすることができる。

東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（東京地方裁判所を除く。）東京地方裁判所

大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に

所在する地方裁判所（大阪地方裁判所を除く）。大阪地方裁判所
前項の規定及び民事再生法第五条又は破産法
第百五条の規定により二以上の裁判所が管轄権

（再生事件等の移送の特例）

第四条 裁判所は、前条第一項に規定する事件が

係属している場合(同項の規定により係属している場合を除く。)において、著しい損害又は遲滞を避けるため必要があると認めるときは、民事再生法第五条及び第六条並びに破産法第百五条の規定にかかわらず、職権で、これらの事件を同項の規定により管轄権を有する地方裁判所に移送することができる。

2 裁判所は、前条第一項の規定により同項に規定する事件が係属している場合において、著しい損害又は遲滞を避けるため必要があると認めるときは、職権で、これらの事件を当該農水産業協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

（再生債権の確定に関する訴訟等の移送の特例）

第五条 裁判所は、第三条第一項の規定により同

項に規定する事件が係属している場合において、著しい損害又は遲滞を避けるため必要があると認めるときは、民事再生法第百六条第二項及び破産法第二百四十五条の規定にかかわらず、職権で、当該事件に係る民事再生法第百六条第一項に規定する異議の訴え又は破産法第二百四十四条第一項に規定する訴えに係る訴訟を当該農水産業協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に移送することができ

第二章 農水産業協同組合の再生手続の特
る。

例 第一節 監督庁による再生手続開始の申

立て等
(再生手続開始の申立て)

第六條 監督庁は、農水産業協同組合に破産の原因たる事実の生ずるおそれがあるときは、裁判所に対し、再生手続開始の申立てをすることができる。

3 第一項の規定により監督庁が再生手続開始の申立てをするときは、民事再生法第二十三条第

一項の規定は、適用しない。
(監督庁への通知等)

第七條 農水産業協同組合について再生手続開始の申立てがあつた場合（前条第一項の規定によ

り監督庁が再生手続開始の申立てをした場合を除く。次項において同じ。）には、裁判所は、監

2 監督庁は、農水産業協同組合について再生手
督庁にその旨を通知しなければならない。

続開始の申立てがあつた場合において、必要があるとき、裁判所に対し、意見を述

（他の手続の中止命令等の申立て等）

第八條 農水産業協同組合について再生手続開始の申立てがあつた場合には、監督庁は、民事再生法第二十六条第一項、第二十七条第一項及び第三十条第一項（これらの規定を同法第三十六条第二項において準用する場合を含む。）、第六十四条第一項並びに第七十九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する申立てをすることができる。

2 前項に規定する場合には、監督庁は、民事再

生法第九条前段の規定にかかわらず、同法第二十六條第一項の規定による中止の命令、同条第二

二項の規定による決定及び同条第三項の規定による取消しの命令、同法第二十七条第一項の規

定による禁止の命令、同条第三項の規定による決定及び同条第四項の規定による取消しの命

令、同法第二十九条第一項の申立てについての裁判、同法第三十条第一項の規定による保全処分及び同条第二項の規定による決定、同法第六十四条第一項の処分及び同条第四項の規定によ

3. 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(担保権の実行としての競売手続の中止命令の申立て)

第九條 農水産業協同組合について再生手続開始の申立てがあつた場合には、監督庁は、再生手

続開始の決定前に限り、民事再生法第三十一条第一項に規定する申立てをすることができる。

(再生手続開始の申立てを棄却する決定に対する即時抗告)

第十條 監督庁は、民事再生法第九條前段の規定にかかわらず、第六條第一項の規定による再生

手続開始の申立てを棄却する決定に対して、同法第三十六条第一項の即時抗告をすることがで

（信用事業の譲渡に関する総会又は総代会の議

決に代わる許可)

第十一条 組合又は連合会についての再生手続開始後において、組合又は連合会である再生債務者(民事再生法第二条第一号に規定する再生債務者)をいう。以下この項において同じ。がその財産をもって債務を完済することができないときは、裁判所は、再生債務者等(同条第二号に規定する再生債務者等)をいう。第二十三条第一項及び第二十八条第一項において同じ。の申立

てにより、当該再生債務者の信用事業（農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業及

び水産業協同組合法第十一条の三第二項(同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百

条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信用事業をいう。以下この項において同

じ。)の全部又は一部の譲渡について農業協同組合法第四十六条及び第五十条の二第一項又は水

産業協同組合法第四十八條第一項及び第五十條（これらの規定を同法第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第百條第三項において準用す

る場合を含む。に規定する総会又は総代会の議決に代わる許可を与えることができる。ただし、当該信用事業の全部又は一部の譲渡が信用事業の継続のために必要である場合に限り。

2 民事再生法第四十三条第二項から第七項までの規定は、前項の許可の決定があった場合について準用する。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは「組合員又は会員」と、同条第四項中「株主に」とあるのは「組合員又は会員」と、「株主名簿」とあるのは「組合員名簿若しくは会員名簿」と、「株主が」とあるのは「組合員若しくは会員が」と、同条第六項中「株主」とあるのは「組合員又は会員」と読み替えるものとする。

第二節 農水産業協同組合貯金保険機構の権限

(包括的禁止命令に関する送達の特例)

第十二条 農水産業協同組合について民事再生法第二十八條第一項(同法第三十六條第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する決定があった場合には、再生債権者である貯金者等に対しては、同法第二十八條第一項の規定による送達は、することを要しない。

2 前項の場合には、裁判所は、農水産業協同組合貯金保険機構(以下「機構」という。)に対して、民事再生法第二十八條第一項の決定の全文を記載した書面を送達しなければならない。

第十三条 裁判所は、農水産業協同組合について再生手続開始の決定をしようとするときは、あらかじめ、民事再生法第三十四條の規定により定める再生債権の届出をすべき期間について、機構の意見を聴かなければならない。

(再生手続開始の決定等に関する送達の特例)

第十四条 農水産業協同組合について再生手続開始の決定をしたときは、再生債権者である貯金者等に対しては、民事再生法第三十五條第二項

の規定による送達は、することを要しない。

2 前項の場合には、裁判所は、機構に対して、民事再生法第三十五條第一項に規定する事項を記載した書面を送達しなければならない。

3 農水産業協同組合の再生手続において、第六條第一項の規定による貯金者表の提出があるまでに、民事再生法第三十四條の規定により定めた期間に変更を生じた場合又は再生手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合においては、再生債権者である貯金者等であつて同法第九十四條第一項の規定による届出をしていないものに對しては、同法第三十五條第三項において準用する同条第二項の規定又は同法第三十七條の規定による送達は、することを要しない。

4 前項の場合には、裁判所は、機構に対して、民事再生法第三十四條の規定により定めた期間について生じた変更の内容又は再生手続開始の決定を取り消す決定の全文を記載した書面を送達しなければならない。

(貯金者表の作成等)

第十五条 機構は、前条第二項の規定による送達を受けたときは、遅滞なく、知れている再生債権である貯金等債権(機構が債権者であるものを除く。第四項において同じ。)について、民事再生法第九十九條第二項に規定する事項を記載した貯金者表を作成しなければならない。

2 機構は、前項の規定により貯金者表を作成したときは、直ちに、その旨及び縦覧の場所を公告するとともに、民事再生法第三十四條の規定により裁判所が定めた再生債権の届出をすべき期間(以下この節において「再生債権届出期間」という。)の末日の前日までの間、貯金者表を貯金者等の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による貯金者表の縦覧の開始の日には、再生債権届出期間の末日の前日の二週間以上前の日でなければならない。

4 機構は、貯金者表を縦覧に供することを開始した後、当該貯金者表に記載されていない貯金等債権があることを知ったときは、遅滞なく、

当該貯金者表に、当該貯金等債権に係る第一項に規定する事項の記載の追加をしなければならない。当該貯金者表に記載されている貯金等債権について当該貯金者等の利益となる記載の変更を加えるべきことを知ったときも、同様とする。

5 機構は、貯金者表を縦覧に供することを開始した後でも、当該貯金者表に記載されている貯金者等の承諾を得て、当該貯金者等に係る貯金等債権について、その記載を削除し、又は当該貯金者等の不利益となる記載の変更を行うことができる。ただし、機構が、当該貯金者表に記載されている貯金者等に係る貯金等債権を、農水産業協同組合貯金保険法第六十條第一項若しくは第三項の規定により取得し、又は同法第七十條の規定により買い取った場合において、当該貯金等債権について、その記載を削除し、又は当該貯金者等の不利益となる記載の変更を行うときは、当該貯金者等の承諾を要しない。

(貯金者表の提出等)

第十六条 機構は、再生債権届出期間の末日に、前条の規定により作成した貯金者表を裁判所に提出しなければならない。

2 前条第四項前段の規定は、機構が、貯金者表を裁判所に提出した後、当該貯金者表に記載されていない貯金等債権(機構が債権者であるもの及び既に貯金者等が民事再生法の規定により裁判所に届け出ているものを除く。)があることを知った場合について準用する。

3 前項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加は、民事再生法第七十一條第一項の規定による再生計画案について決議をするための債権者集会を招集する旨の決定又は同法第七十二條第一項の規定による再生計画案を審判による決議に付する旨の決定がされた後は、することができない。

4 機構は、第一項の規定による貯金者表の提出又は第二項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加をする場合には、民事再生法第九十四條第一項に規定する事項(前条第一項に規定する事項を除く。)を裁判所に届け出なければならない。

5 農水産業協同組合の再生手続についての民事再生法第七十條第一項の規定の適用については、同項中「この法律(この法律において準用する他の法律を含む。）」とあるのは、「この法律(この法律において準用する他の法律を含む。）」及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第 号)」とする。

(貯金者表の提出の効果)

第十七条 前条第一項の規定により貯金者表が提出されたときは、当該貯金者表に記載されている貯金等債権(貯金者等が当該提出があるまでに民事再生法第九十四條第一項の規定により届け出たものを除く。)に対する同法の規定の適用については、再生債権届出期間内に届出があつたものとみなす。

2 前条第二項において準用する第十五條第四項前段の規定により貯金等債権に係る記載の追加がされたときは、当該貯金等債権に対する民事再生法の規定の適用については、同法第九十五條第一項の規定による届出の追完があつたものとみなす。

(貯金者等の参加)

第十八条 前条の規定により届出又は届出の追完があつたものとみなされる貯金等債権(機構が民事再生法第九十六條の規定による届出名義の変更を受けたものを除く。以下この条及び次条において同じ。)に係る債権者は、自ら再生手続に参加しようとするときは、その旨を裁判所に届け出なければならない。ただし、再生債権の確定に関する査定又は訴訟に関する行為については、この限りでない。

2 前項の規定による届出(以下この条及び次条において「参加の届出」という。)は、再生手続が終了するまでの間、することができ。

3 参加の届出があつたときは、裁判所は、これ

を機構に通知しなければならない。

4 参加の届出をした貯金者等は、前条の規定により届出又は届出の追完があつたものとみなされる当該貯金者等に係る貯金等債権の全部をもつて、自ら再生手続に参加するものとする。
(機構の権限)

第十九条 機構は、第十七条の規定により届出又は届出の追完があつたものとみなされる貯金等債権に係る債権者(参加の届出をした貯金者等を除く。以下この節において「機構代理貯金者」という。)のために、当該機構代理貯金者に係る貯金等債権(以下この節において「機構代理債権」という。)をもつて、再生手続に属する一切の行為(民事再生法第百一条第四項に規定する一般調査期間内又は同法第百三十三条第一項に規定する特別調査期間(第二十二條において「特別調査期間」という。)内に機構が異議を述べた機構代理債権に係る再生債権の確定に関する査定又は訴訟に関する行為を除く。)をするものとする。ただし、機構代理債権に係る届出を取り下げ、若しくは機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理貯金者の不利益となる変更を加えようとするとき、又は機構代理債権に係る再生債権の確定に関する査定の申立てを取り下げ、若しくは機構代理債権に係る再生債権の確定に関する訴訟において民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第三十二條第二項第一号若しくは第二号に掲げる訴訟行為をしようとするときは、当該機構代理債権に係る機構代理貯金者の授權がなければならぬ。

第二十條 機構は、機構代理貯金者のために、公平かつ誠実に前条の行為をしなければならぬ。

2 機構は、機構代理貯金者に対し、善良な管理者の注意をもつて前条の行為をしなければならぬ。
(届出に係る事項の変更)

第二十三條 金融問題及び経済活性化に関する特別委員会會議録第十号 平成十二年五月十九日

第二十三條 金融問題及び経済活性化に関する特別委員会會議録第十号 平成十二年五月十九日

第二十三條 金融問題及び経済活性化に関する特別委員会會議録第十号 平成十二年五月十九日

第二十一條 機構は、機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理貯金者の利益となる変更を加えるべきことを知つたときは、遅滞なく、当該届出に係る事項について変更を加えなければならない。

2 第十六條第三項の規定は、前項の変更について準用する。

3 第一項の規定による変更は、民事再生法の規定の適用については、この章に別段の定めがある場合を除き、同法第九十五條第五項の規定による変更とみなす。

(特別調査期間に関する費用負担の特例)
第二十二條 機構代理債権に係る特別調査期間に関する費用は、民事再生法第百三十三條第二項の規定にかかわらず、機構の負担とする。ただし、機構は、同法第百三十三條の規定により原状に復した貯金等債権について調査するため特別調査期間が定められた場合その他の相当の事由がある場合には、機構代理貯金者に当該費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

(異議の通知)
第二十三條 再生債権の調査において、機構代理債権の内容について再生債務者等が認めず、又は届出再生債権者(民事再生法第百二條第一項に規定する届出再生債権者をいう。)が異議を述べた場合(次項に規定する場合を除く。)には、機構は、遅滞なく、その旨を当該機構代理債権に係る機構代理貯金者に通知しなければならない。

2 再生債権の調査において、機構が機構代理債権の内容について異議を述べた場合には、裁判所は、これを当該機構代理債権に係る機構代理貯金者に通知しなければならない。
(債権者集会の期日の呼出しの特例)
第二十四條 裁判所は、農水産業協同組合の再生手続における債権者集会の期日には、再生債権届出期間の満了前においても、機構を呼び出さなければならない。

(債権者委員会)

(債権者委員会)

第二十五條 機構が第十六條第一項の規定により貯金者表を提出する前における民事再生法第百十八條第一項の規定の適用については、同項中「再生債権者をもつて」とあるのは、「再生債権者(農水産業協同組合貯金保険機構を含む。)をもつて」とする。

2 機構が民事再生法第百十八條第二項に規定する債権者委員会を構成する者である場合には、第二十條の規定を準用する。この場合において、同条中「機構代理貯金者」とあるのは、「貯金者等」と読み替へるものとする。

(機構による議決権の行使)
第二十六條 機構は、民事再生法第百七十一條第一項(同法第百八十七條第二項において準用する場合を含む。)又は第二十一條第二項の債権者集会において機構代理貯金者のために議決権を行使しようとするときは、当該債権者集会の第一期日の二週間前までに、賛成しようとする再生計画案の内容を機構代理貯金者に通知するとともに、公告しなければならない。

2 機構は、民事再生法第百七十一條第一項(同法第百八十七條第二項において準用する場合を含む。)の書面による議決において機構代理貯金者のために議決権を行使しようとするときは、同法第百七十二條第二項に規定する回答期間の末日の二週間前までに、同意しようとする再生計画案の内容を機構代理貯金者に通知するとともに、公告しなければならない。

3 機構は、機構代理貯金者のために民事再生法第二十二條第一項又は第二十六條第一項の規定により再生計画案についての同意並びに再生債権の調査及び確定の手続を経ないことについての同意をしようとするときは、その二週間前までに、当該再生計画案の内容を機構代理貯金者に通知するとともに、公告しなければならない。

(機構がする公告及び通知)
第二十七條 第十五條第二項及び前条の規定による公告については、民事再生法第十條第一項及び第二項の規定を準用する。

(機構がする公告及び通知)

(機構がする公告及び通知)

2 第二十三條第一項及び前条の規定による通知は、書類を通常の取扱いによる郵便に付してすることができ。

3 前項の規定により書類を通常の取扱いによる郵便に付して送達した場合においては、その郵便物が通常到達すべきであった時に、通知があつたものとみなす。

(貯金等の払戻しの許可)
第二十八條 再生手続開始の決定があつた農水産業協同組合に対し農水産業協同組合貯金保険法第百十一條第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、民事再生法第八十五條第一項の規定にかかわらず、裁判所は、再生債務者等の申立てにより、農水産業協同組合貯金保険法第百十一條第一項の貯金等の払戻しを許可することができる。

2 裁判所は、前項の許可と同時に、払戻しを行う貯金等の種別、払戻しの限度額及び払戻しをする期間を定めなければならない。この場合においては、当該期間の末日は、再生債権届出期間の末日より前の日でなければならないものとする。

3 裁判所は、前項の規定による定めをするときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

第三章 農水産業協同組合の破産手続の特例
第一節 監督庁による破産の申立て等
(破産の申立て)
第二十九條 監督庁は、農水産業協同組合に破産の原因たる事実があるときは、裁判所に対し、破産の申立てをすることができる。

2 第六條第二項の規定は、農林水産大臣及び内閣総理大臣が前項の規定によりする農水産業協同組合の破産の申立てについて準用する。

3 第一項の規定により監督庁が破産の申立てをするときは、破産法第百三十八條の規定は、適用しない。

4 第一項の規定により監督庁が破産の申立てを

する場合においては、破産法第四十条前段の規定にかかわらず、破産手続の費用として裁判所が相当と認める金額を予納しなければならない。

(監督庁への通知等)

第三十条 農水産業協同組合について破産の申立てがあつた場合(前条第一項の規定により監督庁が破産の申立てをした場合を除く。次項において同じ。)には、裁判所は、監督庁にその旨を通知しなければならない。

2 監督庁は、農水産業協同組合について破産の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べることができる。

(保全処分の申立て等)

第三十一条 農水産業協同組合について破産の申立てがあつた場合には、監督庁は、破産法第五十五条第一項に規定する申立てをすることができる。

2 前項に規定する場合には、監督庁は、破産法第五十五条第一項又は第二項の規定による裁判に對して、即時抗告をすることができる。

3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

4 前三項の規定は、農水産業協同組合について強制和議取消しの申立てがあつた場合について準用する。この場合において、第一項中「第五十五条第一項」とあるのは「第三百三十七条第一項」と、第二項中「第三百三十七条第一項又は第二項」とあるのは「第三百三十七条第一項において準用する同法第五十五条第一項又は第二項」と読み替へるものとする。

(責任制限手続の中止命令の申立て)

第三十二条 農水産業協同組合である漁業協同組合について破産の申立てがあつた場合には、監督庁は、破産法第五十五条ノ二第一項に規定する申立てをすることができる。

2 前項の規定は、農水産業協同組合である漁業協同組合について強制和議取消しの申立てがあつた場合について準用する。この場合において、同項中「第三百三十七条第一項」とあるのは、「第三百三十七条第一項において準用する同法第五十五条ノ二第一項」と読み替へるものとする。

(破産の申立てを棄却する決定に対する即時抗告)

第三十三条 監督庁は、第二十九条第一項の規定による破産の申立てを棄却する決定に對して、即時抗告をすることができる。

第二節 農水産業協同組合貯金保険機構の権限

(債権届出の期間についての機構の意見の聴取)

第三十四条 裁判所は、農水産業協同組合について破産の宣告をしようとするときは、あらかじめ、破産法第四十二条第一項の規定により定める同項第一号の債権届出の期間について、機構の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、農水産業協同組合について強制和議取消しの決定をしようとする場合について準用する。この場合において、同項中「第四十二条第一項」とあるのは、「第三百三十七条第一項において準用する同法第四十二条第一項」と読み替へるものとする。

(破産の宣告等に関する送達の特例)

第三十五条 農水産業協同組合について破産の宣告をしたときは、債権者である貯金者等に対しては、破産法第四十三条第二項の規定による送達は、することを要しない。

2 前項の場合には、裁判所は、機構に對して、破産法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した書面を送達しなければならない。

3 農水産業協同組合の破産手続において、第三十七条第一項の規定による貯金者表の提出があるまでに、破産法第四十三条第一項第二号から第四号までに掲げる事項に変更を生じた場合又は破産取消しの決定が確定した場合において

は、債権者である貯金者等であつて同法第二百二十八条第一項の規定による届出をしていないものに対しては、同法第四百三十三条第三項又は第四百五十六条第二項において準用する同法第四百三十三条第二項の規定による送達は、することを要しない。

4 前項の場合には、裁判所は、機構に對して、破産法第四百三十三条第一項第二号から第四号までに掲げる事項について生じた変更の内容又は破産取消しの決定の主文を記載した書面を送達しなければならない。

5 前各項の規定は、農水産業協同組合についての強制和議取消しについて準用する。この場合において、第一項中「第四百三十三条第二項」とあるのは「第三百三十七条第一項において準用する同法第四百三十三条第二項」と、第二項中「第四百三十三条第一項各号」とあるのは「第三百三十七条第一項において準用する同法第四百三十三条第一項各号」と、第三項中「第四百三十三条第一項第二号から第四号まで」とあるのは「第三百三十七条第一項において準用する同法第四百三十三条第一項第二号から第四号まで」と、第四項中「第四百三十三条第一項第二号から第四号まで」とあるのは「第三百三十七条第一項において準用する同法第四百三十三条第一項第二号から第四号まで」と、破産取消しの決定」とあるのは「強制和議取消しの取消しの決定」と、「第四百三十三条第三項」とあるのは「第三百三十七条第一項において準用する同法第四百三十三条第三項」と読み替へるものとする。

(貯金者表の作成等)

第三十六条 機構は、前条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による送達を受けたときは、遅滞なく、知れている貯金等債権(機構が債権者であるものを除く。)について次に掲げる事項を記載した貯金者表を作成しなければならない。

一 貯金者等の氏名及び住所
二 貯金等債権の額及び原因
三 貯金等債権が破産法第四十六条第一号に掲げる請求権を含むときは、その旨
四 第十五条第二項から第五項までの規定は、機構が前項の規定により貯金者表を作成した場合について準用する。この場合において、同条第二項中「民事再生法第三十四条の規定により裁判所が定めた再生債権の届出をすべき期間(以下この節において「再生債権届出期間」という。)」とあるのは「破産法第四百三十二条第一項(同法第三百三十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定により裁判所が定めた同法第四百三十二条第一項第一号の債権届出の期間(以下「破産債権届出期間」という。)」と、同条第三項中「再生債権届出期間」とあるのは「破産債権届出期間」と、同条第四項中「第一項に規定する」とあるのは「第三百三十六条第一項各号に掲げる」と読み替へるものとする。

(貯金者表の提出等)

第三十七条 機構は、破産債権届出期間の末日に、前条の規定により作成した貯金者表を裁判所に提出しなければならない。

2 前条第二項において準用する第十五条第四項前段の規定は、機構が、貯金者表を裁判所に提出した後、当該貯金者表に記載されていない貯金等債権(機構が債権者であるもの及び既に貯金者等が破産法の規定により裁判所に届け出ていたものを除く。)があることを知った場合について準用する。この場合において、同項中「第一項に規定する」とあるのは、「第三百三十六条第一項各号に掲げる」と読み替へるものとする。

3 破産法第二百二十八条第三項の規定は、第一項の規定による貯金者表の提出及び前項において準用する第十五条第四項前段の規定による記載の追加について準用する。

4 貯金者表及び前項において準用する破産法第二百二十八条第三項の規定による届出に関する書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所

に備えて置かなければならない。

(貯金者等の提出の効果)

第三十八条 前条第一項の規定により貯金者表が提出されたときは、当該貯金者表に記載されている貯金等債権(貯金者等が当該提出があるまでに破産法第二百二十八条第一項の規定により届け出たものを除く)に対する同法の規定の適用については、破産債権届出期間内に届出があつたものとみなす。

2 前条第二項において準用する第十五条第四項前段の規定により貯金等債権に係る記載の追加がされたときは、当該貯金等債権に対する破産法の規定の適用については、破産債権届出期間後に届出があつたものとみなす。

(貯金者等の参加)

第三十九条 前条の規定により届出があつたものとみなされる貯金等債権(機構が届出名義の変更を受けたものを除く。以下この条及び次条において同じ)に係る債権者は、自ら破産手続に参加しようとするときは、その旨を裁判所に届け出なければならぬ。ただし、債権の確定に関する訴訟に関する行為については、この限りでない。

2 前項の規定による届出(以下この条及び次条において「参加の届出」という。)は、破産手続が終了するまでの間、することができ、

3 参加の届出があつたときは、裁判所は、これを機構に通知しなければならない。

4 参加の届出をした貯金者等は、前条の規定により届出があつたものとみなされる当該貯金者等に係る貯金等債権の全部をもって、自ら破産手続に参加するものとす。

(機構の権限)

第四十条 機構は、第三十八条の規定により届出があつたものとみなされる貯金等債権に係る債権者(参加の届出をした貯金者等を除く。以下この節において「機構代理貯金者」という。)のために、当該機構代理貯金者に係る貯金等債権(以下この節において「機構代理債権」という。)

をもつて、破産手続に属する一切の行為(債権調査の期日において機構が異議を述べた機構代理債権に係る債権の確定に関する訴訟に関する行為を除く)をするものとする。ただし、機構代理債権に係る届出を取り下げ、若しくは機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理貯金者の不利益となる変更を加えようとするとき、又は機構代理債権に係る債権の確定に関する訴訟において民事訴訟法第三十二条第二項第一号若しくは第二号に掲げる訴訟行為をしようとするときは、当該機構代理債権に係る機構代理貯金者の授権がなければならぬ。

(機構の義務)

第四十一条 機構は、機構代理貯金者のために、公平かつ誠実に前条の行為をしなければならない。

2 機構は、機構代理貯金者に対し、善良な管理者の注意をもつて前条の行為をしなければならない。

(届出に係る事項の変更)

第四十二条 機構は、機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理貯金者の利益となる変更を加えるべきことを知つたときは、遅滞なく、当該届出に係る事項について変更を加えなければならない。

(特別期日の費用負担の特例)

第四十三条 機構代理債権に係る特別期日(破産法第二百三十四条第二項(同法第二百三十五条及び第二百三十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ)に規定する特別期日をいう。以下この条において同じ)の費用は、同法第二百三十四条第二項後段の規定にかかわらず、機構の負担とする。ただし、機構は、同法第七十九条の規定により原状に復した貯金等債権について調査するため特別期日が定められた場合その他の相当の事由がある場合には、機構代理貯金者に当該費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

(異議の通知)

第四十四条 債権調査の期日において機構代理債権について異議があつた場合(次項に規定する場合を除く)には、機構は、遅滞なく、その旨を当該機構代理債権に係る機構代理貯金者に通知しなければならない。

2 債権調査の期日において機構が機構代理債権について異議を述べた場合には、裁判所は、これを当該機構代理債権に係る機構代理貯金者に通知しなければならない。

(強制和議のための債権者集会における機構による議決権の行使)

第四十五条 機構は、破産法第二百九十九条第一項に規定する債権者集会において機構代理貯金者のために議決権を行使しようとする場合において、同条第三項に規定する書面の送達を受けたときは、当該書面に記載された強制和議の条件及び監査委員の意見の要領並びに当該強制和議に係る機構の議決権の行使について必要な事項を当該機構代理貯金者に通知するとともに、公告しなければならない。

(機構がする公告及び通知)

第四十六条 第三十六条第二項において準用する第十五条第二項の規定及び前条の規定による公告については、破産法第一百五十五条の規定を準用する。

2 第四十四条第一項及び前条の規定による通知については、第二十七条第二項及び第三項の規定を準用する。

第四章 雑則

(権限の委任)

第四十七条 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く)を金融庁長官に委任する。

(事務の区分)

第四十八条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第二号法定受託事務とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(農水産業協同組合の再生手続の特例に関する経過措置)

第二条 第二章の規定は、この法律の施行前に農水産業協同組合について再生手続開始の申立てがあつた事件については、適用しない。

(農水産業協同組合の破産手続の特例に関する経過措置)

第三条 第三章の規定は、この法律の施行前に農水産業協同組合について破産の申立てがあつた事件については、適用しない。ただし、この法律の施行の日以後に当該事件について強制和議取消の申立てがあつたときは、その申立てがあつた日以後においては、この限りでない。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第四条 農水産業協同組合貯金保険法の一部を次のように改正する。

第三十四条第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第 号)第二章及び第三章の規定による貯金者表の提出その他これらの規定による業務

第六十七条第二項中「第九十四条第一項」の下に「又は農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(第一章第一項)を加える。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした前条の規定による改正前の農水産業協同組合貯金保険法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。別表第一に次のように加える。

農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十一年法律第 号)

この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務